

九度山町地域防災計画

基本計画編（案）

令和48年3月改訂

九度山町防災会議

目 次

第1編 総 則	1
第1章 総 則	3
第1節 計画の目的<地域防災課>	3
第2節 計画の性格<地域防災課>	3
第3節 計画の修正<地域防災課>	5
第4節 用 語<地域防災課>	5
第2章 九度山町の地勢と災害	6
第1節 地理的概観<地域防災課>	6
第2節 気象条件<和歌山地方気象台>	7
第3節 社会条件<地域防災課>	8
第4節 気象災害とその特性<和歌山地方気象台>	10
第5節 土地利用の変遷<地域防災課>	14
第6節 地域の災害危険性<地域防災課>	15
第3章 九度山町防災行政の基本方針<地域防災課、企画公室>	16
第4章 防災関係機関の実施責任と業務大綱	19
第1節 実施責任<地域防災課>	19
第2節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱<地域防災課>	19
第2編 災害予防計画	27
第1章 河川防災計画<建設課、地域防災課>	29
第2章 砂防防災計画<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課>	34
第3章 山地防災計画<建設課、産業振興課>	37
第4章 地すべり防止計画<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課>	38
第5章 急傾斜地崩壊防止計画<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課>	40
第6章 ため池防災計画<建設課>	43
第7章 道路防災計画<建設課、地域防災課、産業振興課>	45
第8章 火災予防計画	49
第1節 火災予防計画<伊都消防組合、消防団、地域防災課、住民課、福祉課、建設課、橋本警察署>	49
第2節 林野火災予防計画< 産業振興課 、伊都消防組合>	53
第9章 宅地災害予防計画<建設課>	54
第10章 盛土防災計画<建設課>	55
第11章 下水道等施設災害予防計画<上下水道課>	57
第12章 上水道施設災害予防計画<上下水道課>	58
第13章 文化財災害予防計画<教育委員会、伊都消防組合、消防団>	60
第14章 危険物等災害予防計画	63

第1節	危険物災害予防計画<伊都消防組合>	63
第2節	火薬類災害予防計画<伊都消防組合>	64
第3節	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画<伊都消防組合>	65
第4節	有害物質流出等災害予防計画<建設課、住民課>	66
第15章	公共的施設災害予防計画.....	67
第1節	公衆電気通信施設災害予防計画<NTT西日本株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社>	67
第2節	鉄道施設災害予防計画<南海電気鉄道株式会社>	67
第3節	電力施設災害予防計画<関西電力送配電株式会社和歌山本部>	68
第16章	農林関係災害予防計画<産業振興課、建設課>	69
第17章	気象業務整備計画<和歌山地方気象台、和歌山県、地域防災課>	71
第18章	防災救助施設等整備計画.....	72
第1節	消防施設整備計画<地域防災課、伊都消防組合、消防団>	72
第2節	水防施設整備計画<地域防災課、建設課、伊都消防組合>	73
第3節	災害情報等の収集伝達体制の整備<全課>	73
第4節	救助物資等備蓄計画<地域防災課、福祉課、住民課、産業振興課、教育委員会>	74
第5節	避難収容受入体制整備計画<地域防災課、消防団、福祉課、教育委員会>	76
第6節	大規模感染症対策を含む防疫計画<住民課、地域防災課>	79
第7節	その他の応急救助整備計画<住民課、地域防災課、上下水道課>	81
第19章	防災行政無線整備計画<地域防災課>	83
第20章	防災訓練計画<全課、伊都消防組合、消防団>	85
第21章	防災知識普及計画<地域防災課、教育委員会、伊都消防組合、総務課>	88
第22章	自主防災組織整備計画<地域防災課、自主防災組織>	93
第23章	災害時救急医療体制確保計画<住民課、地域防災課>	96
第24章	要配慮者避難行動要支援者対策計画<福祉課、地域防災課、住民課、教育委員会、企画公室>	99
第25章	ボランティア活動環境整備・連携計画<福祉課、総務課、九度山町社会福祉協議会>	108
第26章	企業防災の促進に関する計画.....	110
第27章	廃棄物処理にかかる防災体制の整備<住民課>	111
第3編	災害応急対策計画	113
第1章	情報計画.....	115
第1節	気象警報等の伝達計画<和歌山地方気象台、和歌山県、地域防災課、伊都消防組合>	115
第2節	被害情報等の収集計画<地域防災課、伊都消防組合、税務課、施設所管各部署>	128

第3節	災害通信計画<総務課、地域防災課>	133
第4節	災害広報計画<地域防災課、総務課、住民課、業務所管各部署、防災関係機関>	138
第5節	生活関連総合相談計画<住民課、福祉課、税務課、総務課、地域防災課>	141
第2章	消防計画<伊都消防組合、消防団>	142
第3章	水防計画<建設課、産業振興課、伊都消防組合、消防団、地域防災課>	144
第4章	罹災者救助保護計画	150
第1節	災害救助法の適用計画<福祉課>	150
第2節	被災者生活再建支援法の適用計画<福祉課、地域防災課>	152
第3節	避難計画<教育委員会、地域防災課、福祉課、住民課>	157
第4節	食糧食料供給計画<産業振興課、地域防災課>	171
第5節	給水計画<上下水道課>	174
第6節	物資供給計画<地域防災課、福祉課>	179
第7節	住宅・宅地対策計画<建設課>	182
第8節	医療助産計画<住民課>	190
第9節	罹災者救出計画<伊都消防組合、消防団、地域防災課、関係各部、関係機関>	193
第10節	住居等の障害物除去計画<建設課>	194
第11節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画<福祉課>	195
第12節	遺体捜索処理計画<橋本警察署、地域防災課、住民課>	196
第13節	災害義援金品配分計画<総務課、福祉課、出納室>	199
第14節	外国人支援計画<企画公室、地域防災課>	201
第15節	要配慮者対策計画<福祉課、地域防災課、学校教育課教育委員会>	202
第16節	その他の被災者保護計画<地域防災課、各施設管理者>	204
第5章	保健衛生計画	205
第1節	防疫計画<住民課>	205
第2節	清掃計画<住民課、建設課>	209
第3節	食品衛生計画<住民課>	212
第4節	保健師活動計画<住民課>	214
第5節	精神保健福祉対策計画<住民課、福祉課>	216
第6節	動物保護管理計画<住民課>	218
第6章	公共土木施設等応急対策計画<建設課、上下水道課>	219
第7章	農林関係災害応急対策計画<産業振興課建設課>	221
第8章	事故災害応急対策計画	222
第1節	鉄道施設災害応急対策計画<南海電気鉄道株式会社、伊都消防組合、橋本警察署、地域防災課>	222
第2節	道路災害応急対策計画<建設課>	223
第9章	林野火災応急対策計画<伊都消防組合、橋本警察署、産業振興課>	225
第10章	危険物等災害応急対策計画	230

第1節	危険物施設災害応急対策計画<伊都消防組合>	230
第2節	火薬類災害応急対策計画<伊都消防組合>	232
第3節	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画<伊都消防組合>	233
第4節	有害物質流出等応急対策計画<建設課、住民課、地域防災課>	234
第11章	公共的施設災害応急対策計画.....	235
第1節	公衆電気通信施設災害応急対策計画<NTT西日本株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社>	235
第2節	電力施設災害応急対策計画<関西電力送配電株式会社和歌山本部>	235
第3節	大規模停電災害応急対策計画<地域防災課>	236
第12章	文教対策計画.....	237
第1節	小中学校・幼稚園の計画<教育委員会>	237
第2節	学校給食関係の計画<教育委員会>	239
第3節	社会教育施設関係の計画<教育委員会>	240
第4節	文化財等救援・保全活動の計画<教育委員会>	241
第5節	学用品支給計画<教育委員会>	242
第13章	災害対策要員の計画.....	244
第1節	ボランティア受入れ計画<福祉課、地域防災課、九度山町社会福祉協議会、業務所管各部署>	245
第2節	労働者の確保計画<総務課、業務所管各部署>	247
第14章	交通輸送計画.....	249
第1節	道路交通の応急対策計画<和歌山県、建設課、橋本警察署>	249
第2節	輸送計画<地域防災課、防災関係機関>	256
第15章	自衛隊派遣要請等の計画<本部、地域防災課>	259
第16章	県防災ヘリコプター活用計画<伊都消防組合、地域防災課>	261
第17章	相互応援計画<業務所管各部署>	263
第18章	防災拠点施設活用計画<業務所管各部署>	264
第19章	広域防災体制の計画<業務所管各部署>	265
第4編	災害復旧・復興計画	267
第1章	施設災害復旧・復興事業計画.....	269
第1節	施設災害復旧・復興事業計画<施設所管各部署>	269
第2節	災害復旧・復興対策<施設所管各部署>	270
第2章	災害復旧資金計画<業務所管各部署>	272
第3章	罹災証明発行計画<地域防災課、税務課、伊都消防組合>	273
第4章	災害復旧・復興計画<業務所管各部署>	274

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的

<地域防災課>

九度山町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、九度山町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であり、九度山町の地域に係る災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等、一連の災害対策を実施するにあたり、本町及び県、本町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の有する機能を有効に発揮して、町域並びに町民住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

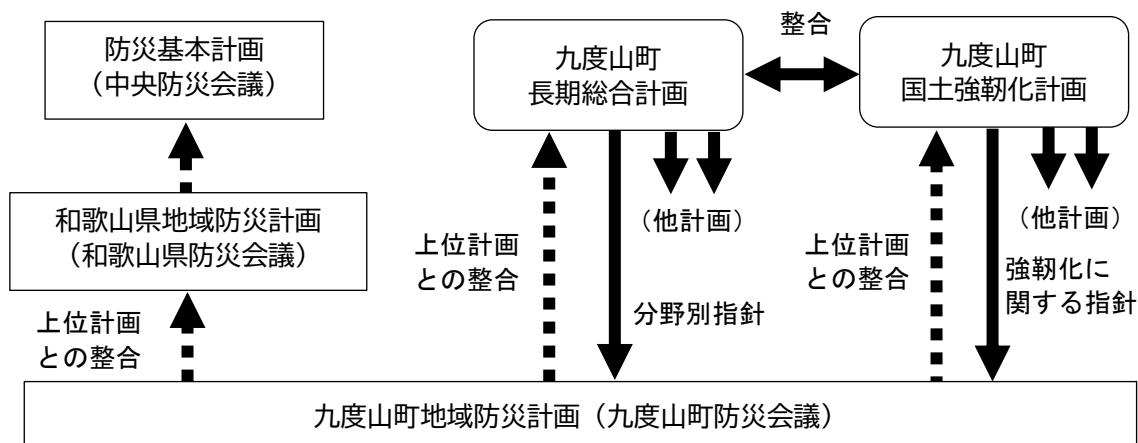
第2節 計画の性格

<地域防災課>

- 1 本計画は、本町及び防災関係機関が処置しなければならない町域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、最も重要かつ基本的な要素を挙げた「序編 防災組織体制」と、実際的な内容に言及する、主に風水害等災害、事故災害、林野火災等を対象とした「基本計画編」と地震災害を対象とした「地震災害対策計画編」の両計画をもって構成するものである。

本編	序編 <u>防災組織体制</u>
	基本計画編
	第1編 <u>総則</u>
	第2編 <u>災害予防計画</u>
	第3編 <u>災害応急計画</u>
	第4編 <u>災害復旧・復興計画</u>
	地震災害対策計画編
	第1編 <u>総則</u>
	第2編 <u>災害予防計画</u>
	第3編 <u>災害応急計画</u>
	第4編 <u>災害復旧・復興計画</u>
	第5編 <u>南海トラフ地震防災対策推進計画</u>
	資料編

2 本計画の策定や運営にあたっては、国の防災基本計画に基づいて実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図る。



3 本計画は、風水害、震災、大規模事故等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図る土うえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更にさらに関係機関において別途具体的に定める。

4 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、町民住民自身及び自主防災組織など町民住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第3節 計画の修正

<地域防災課>

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。

なお、修正したときは、知事に報告する。本町及び防災関係機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正内容を防災会議に提出する。

また、災害対策は、国や県との有機的かつ一体的なつながりが不可欠であることから、本計画は、国の防災基本計画、和歌山県地域防災計画との整合を図り作成・修正する。

第4節 用語

<地域防災課>

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによる。

- (1) 災 対 法： 災害対策基本法
- (2) 本 部： 九度山町災害対策本部
- (3) 本 部 長： 九度山町災害対策本部長
- (4) 県 本 部： 和歌山県災害対策本部
- (5) 県本部長： 和歌山県災害対策本部長

また、本計画中、次の組織名称は、本部を設置していないときは、それぞれ次のとおり読みかえる。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	九度山町地域防災課
本部長	九度山町長
本部各部班	九度山町各課室(局)
県本部	和歌山県危機管理局災害対策課
県本部長	和歌山県知事
県本部各部班	和歌山県各部課
伊都振興局(長)	伊都振興局(長)

第2章 九度山町の地勢と災害

第1節 地理的概観

<地域防災課>

1 位置

本町は、和歌山県の北東部にあり、伊都・橋本地域のほぼ中央部に位置し、東と北は橋本市に、西はかつらぎ町に、南は高野町に接している。また、南隣の高野町域が本町の中央に深く入り込み、蝶の形で東西に二分されているとともに、町内に橋本市の飛び地がある。

町内には、東部を流れる丹生川と西部を流れる不動谷川の二つの河川がある。高野町富貴地区の藤白の峰に源を発する丹生川が東部を西流し、西部を北東流する不動谷川と町内中央部で合流して、紀の川にそそいでいる。

2 面積

町域は、県内最大の河川である紀の川の左岸に開け、東西11.8km、南北8.5km、総面積44.15平方kmである。海拔は、60mから1,008mであり、紀伊山地の支脈によって覆われ、険しい急傾斜地が多い。また総面積の74%が森林地帯となっている。

3 地形

本町は、西南日本を外帯と内帯に分ける中央構造線が紀の川に沿って東西に走っており、本町は、この紀の川に北部が一部接している。

町域は、この紀の川に沿って低地、山麓地が広がっているが、大部分は、傾斜30度を超える山地であり、崩壊するおそれのある急傾斜地が多く存在している。最高峰の楊柳山は、奥深い紀伊山地で横からの圧力によって地層が波上に曲がって形成されている。

山地の間を縫って大小の河川が溪谷を形成しており、多くの河川は急流河川である。本町の東を流れる主な河川は丹生川で、町内の75%が山地を占め、高低差の激しい急傾斜が多く、河岸段丘上のわずかな土地を利用している。

4 地質

本町が位置する中央構造線より南側の西南日本外帯は、古生代から新生代にわたる様々な時代の地層が分布している。

本町の大部分が占める地質は、中央構造線と御荷鉾構造線に挟まれた地域に分布する帯と秩父累帯が入り混じり、岩石の形成は三波川結晶片岩と御荷鉾緑色岩類が分布する。

三波川帯の南に、日高川帯が分布しており、礫岩、砂岩、頁岩から構成され、塩基性及び酸性凝灰岩を挟んでいる。紀の川沿いには、沖積層（礫が中心）及び洪積層（菖蒲谷層）が一部分布している。

第2節 気象条件

<和歌山地方気象台>

本町は、瀬戸内気候区に属し、年間降水量は1,500mm程度であり、気温は年平均14.8℃、最高33.0℃（8月）、最低-0.3℃（1月）となっている。温暖で適度の降雨があるが、山間地域では夏期と冬期の気温差が大きくなっている。観測所は、町内の標高が低い地域と気象条件が近似する「かつらぎ」と、同じく標高が高い地域と気象条件が近似する「高野山」を参照した。

夏は南からの季節風が紀伊山地にぶつかるため、その風下となり、冬は北西風の風が吹き抜ける和泉山脈の風下で、どちらかという一年中晴天が多い。これは「太平洋式気候」の六気候区の一つ「瀬戸内式気候」に属していることによる。前述のように町内の標高差は大きく、温度差においても、高所山間部居住地と紀の川の川岸低地部居住地では、3℃から4℃程度の違いがあるものと思われる。年間降水量も500mm程の差があるとされている。

かつらぎ観測所と高野山観測所の平成3年（1991年）から令和2年（2020年）までの平年値

かつらぎ 観測所	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
	降水量(mm)	59.9	72.2	111.0	105.9	146.5	196.2	184.6	123.2	166.2	149.8	86.5	62.1	1,464.0
平均気温(℃)	3.8	4.5	7.9	13.2	17.9	21.6	25.5	26.5	22.6	16.6	11.0	6.0	14.8	
高野山 観測所	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
	降水量(mm)	87.6	97.4	141.7	141.5	166.6	260.3	256.4	192.5	247.5	203.3	108.4	89.3	2,003.1
	平均気温(℃)	-0.3	0.4	4.0	9.4	14.4	18.1	22.1	22.8	19.1	13.2	7.5	2.2	11.1

引用：気象庁「過去の気象データ検索」

第3節 社会条件

<地域防災課>

1 人口

本町の令和2年国勢調査総人口は3,856人で、世帯数は1,528世帯である。

国勢調査から人口動態をみると、昭和55年（1980年）頃から人口減少が継続しており、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までの人口増加率は-11.9%であり、政府による令和27年（2045年）の推計人口は1,570人となっている。

世代別の人口構成をみると、65歳以上の高齢者比率が46.5%で、和歌山県平均の33.4%と比較して高齢化が進んでいる地域である。（令和2年国勢調査）

九度山町の近年の人口推移

	平成12年度 (2000年度)	平成17年度 (2005年度)	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和2年度 (2020年度)
総人口(人)	6,073	5,516	4,963	4,377	3,856
男(人)	2,848	2,551	2,268	2,016	1,782
女(人)	3,225	2,965	2,695	2,361	2,074
65歳以上人口(人)	1,639	1,750	1,783	1,845	1,528
世帯数(世帯)	1,895	1,823	1,741	1,649	1,528

出典：総務省統計局「各年国勢調査結果」

2 土地利用

本町では、総面積44.15平方kmのうち森林が3,245ha（約74%）、農用地が437ha（約10%）となっており、宅地として利用されているのは全体のわずか2.4%（約105ha）にすぎない。

土地利用状況

農用地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
437ha	3,245ha	129ha	129ha	105ha	370ha
9.9%	73.5%	2.9%	2.9%	2.4%	8.4%

引用：「土地利用現況把握調査」

3 産業

平成27年（2015年）の国勢調査における本町の産業分類別就業人口は、就業総数が2,142人（分類不詳を含む。）のうち、第3次産業が約59%で最も多く、次いで第1次産業の約22%、第2次産業の約19%となっており、県全体と比較すると第1次産業の占める割合が大きく、第3次産業の占める割合が小さくなっている。平成2年（1990年）からの動向をみると、第2次産業の減少割合が大きくなっている。

また、産業別の総生産額の推移をみると、平成27年の本町総生産額は74億5,400万円で減少傾向にある。このうち、「その他産業」以外では、「サービス業」が最も多く、全体の3割弱を占め、次に「建設業」、「農業」と続く。平成14年（2002年）からの推移をみると「建設業」が倍増している。「サービス業」は若干増加しているが、他の産業は減少傾向にある。

4 交通体系

本町の主要な道路体系としては、町西部を南北に縦断する国道370号と、これを補完する県道高野口野上線、県道和歌山橋本線、県道宿九度山線、県道高野橋本線が整備されている。

公共交通機関としては、大阪府大阪市のなんば駅から高野山の麓にある高野町の極楽橋駅を結ぶ南海電気鉄道高野線がある。観光列車「天空」が停車する九度山駅のほか、町内には高野下駅、下古沢駅、上古沢駅が位置している。

第4節 気象災害とその特性

<和歌山地方気象台>

1 災害の特性

気象現象を主な要因として発生する気象災害は、台風、大雨、強風及び猛暑等短期間に人命や建造物に災害を引き起こす性質のものと、干ばつ、長雨、高低温及び乾燥等比較的長期にわたることによって農作物等に災害を与える性質のものに大別できる。本町では有史以来、台風や低気圧、前線に伴う大雨、強風による気象災害が多く発生している。

町における治山・治水対策は、整備を行っているが、未整備箇所・危険箇所が多いというのが現状である。したがって、過去の風水害を生じた同程度の現象が発生したときには、防災力が向上しているとはいえ、大災害の危険性も残されていると考えるべきである。そのため、このことを考慮し、さらに現在の危険地域、問題点を把握して、対応を考える必要がある。

2 災害履歴

(1) 風水害

ア 昭和28年（1953年）7月18日の大雨

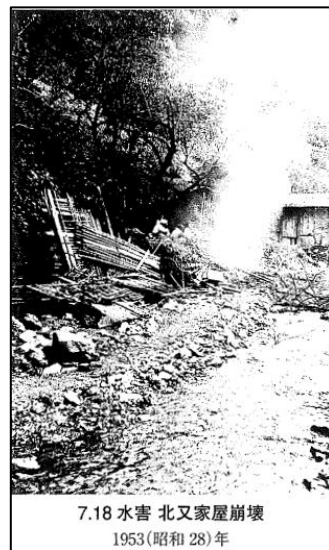
昭和28年7月18日の大雨により、丹生川及び紀の川の水位が上昇し、丹生川が氾濫したため、次の被害を受けている。

この年は6月から7月にかけて40日以上もの長雨が続き、山地の土は水を含んで飽和状態となり、山崩れが多発した。雨は7月17日夜から激しくなり、一晩中雷鳴を伴う豪雨が続いた。17日夜半から18日にかけて降った雨は、橋本で170mm、紀の川河南の山間部では390mmに達した。「黒河川、三尾川は山崩れの土砂を合わせ呑み、土石流となり、…田地や家屋を直撃した、山の谷々は大きくV字谷を作り自然の流れにまかされて、人間の造った石垣・水路・護岸堤防は押し流され、山津波は田地を埋めた」という表現で、災害の激しさが伝わる。

被害としては、丹生川沿いで家族4人が山崩れによる圧死で、また別の一人が土砂による圧死で亡くなっている。南海電鉄高野線は高野下一九度山間で路盤が大破して不通となり、1か月間徒歩連絡となった。水稻は、作付面積の90%が被害を受け、県道高野・高野口線は、町内で600mに渡り崩壊した。



7.18 水害 九度山駅付近
1953(昭和28)年 (福住恵美子提供)



7.18 水害 北又家屋崩壊
1953(昭和28)年

引用：「九度山町史」

昭和28年7月18日の被害状況

		河根村	九度山町		
罹災者総数		418	1,771		
人的被害	死者	5	0		
	行方不明	0	0		
	重傷	2	0		
	軽傷	6	0		
	合計	13	0		
住家の被害	全壊	戸数	5	6	
		人員	32	23	
	流出	戸数	17	29	
		人員	77	129	
	半壊	戸数	27	24	
		人員	28	116	
	浸水	床上	戸数	9	61
			人員	27	253
		床下	戸数	27	250
			人員	154	1,250
	計	戸数	85	370	
人員		418	1,771		

引用：「九度山町地域防災計画（1996）」

※ 町村名は当時のものによる。
河根村は昭和30年3月31日に九度山町に合併

イ 平成13年（2001年）6月20日の豪雨

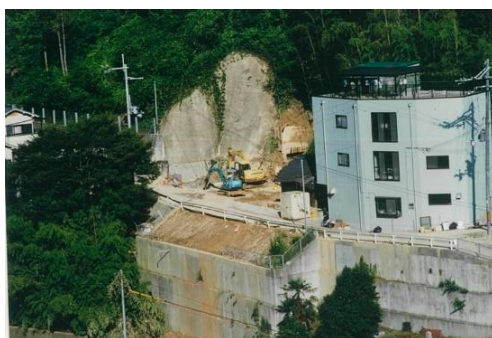
19日夜からの集中豪雨により、20日午前3時ごろに椎出の木造住宅が土砂崩れに押しつぶされ、6人が生き埋めとなったが、警察や消防等約300人が出動し、約45分後に全員を無事に救出した。うち3人が軽傷。また、北又川にかかる北又橋の流出、流入土砂による各所での道路の寸断などが発生した。



椎出地区の土砂災害



北又橋の流出



椎出地区の土砂災害



丹生川沿いの崩落箇所

ウ 台風による暴風雨

- (ア) 昭和9年(1934年) 9月21日 室戸台風襲来(風速45m)
- (イ) 昭和34年(1959年) 9月26日 台風15号(伊勢湾台風)襲来(被害額1億円に達す)
- (ウ) 昭和40年(1965年) 9月28日 台風24号襲来(被害額5,300万円に達す)
- (エ) 昭和43年(1968年) 8月29日 台風10号襲来(被害額1億円超、死者1名、負傷者2名)
- (オ) 昭和47年(1972年) 7月12～13日 豪雨による被害(8,000万円の被害)
- (カ) 昭和47年(1972年) 9月16日 台風20号で、農作物、家屋、道路等、2億円の被害
- (キ) 昭和54年(1979年) 9月30日 台風16号、被害3億円のツメ跡を残す
- (ク) 昭和57年(1982年) 8月2～3日 台風10号、大雨による被害甚大
- (ケ) 平成25年(2013年) 9月16日 台風18号

入郷・慈尊院地区の一部で「避難勧告」を発令し、2か所箇所の避難所を開設
丹生川ドームビレッジの宿泊客29人が一時孤立

※「避難勧告」は令和3年5月20日の災対法改正により廃止された。



玉川峡ドライブイン



入郷児童公園の護岸

- (コ) 平成29年(2017年) 10月22日～23日 台風21号
町全域で「避難勧告」、一部で「避難指示」発令
15か所箇所の避難所を開設、うち8か所箇所で55人が一時避難
約6か月間高野下・極楽橋間が不通となった



国道370号〈雨の森〉



上古沢駅線路土砂流出

- (サ) 平成30年(2018年)9月4日 台風21号
 町全域で「避難準備高齢者等避難開始」発令、計29人が避難所に避難
 倒木、電柱の倒壊が多数発生し、町内各地で数時間～1週間以上の停電発生
 町庁舎も停電、農業に大きな被害発生



- (シ) 平成30年 (2018年) 9月30日 台風24号
 町全域で「避難準備高齢者等避難開始」発令、計18人が避難
- (ス) 令和5年(2023年)6月2日 台風2号
和歌山県で初めて線上降水帯が発生
町全域で、警戒レベル5「緊急安全確保」発令
家屋の全壊3件など、小さな被害を含めると150件以上の被害が報告された

エ その他の風水害

- (ア) 昭和40年(1965年)3月16日 雪害により果樹・山林など2億~~2千~~2,000万円の被害

(2) その他の災害

本町におけるその他の災害には、火災、台風による風害等がある。

火災は、令和2年(2020年)までの10年間での年平均発生件数は約2.3件であり、日本における人口1万人あたりの平均出火件数が3.2件(同期間)、和歌山県内では3.6件(同)であることから、本町の火災は少ない方といえる。

火災発生件数については、資料編「基本~~8、9~~6、7」を参照のこと。

風害は、家屋の建築様式の近代化(耐風化)により軽減傾向にある。

第5節 土地利用の変遷

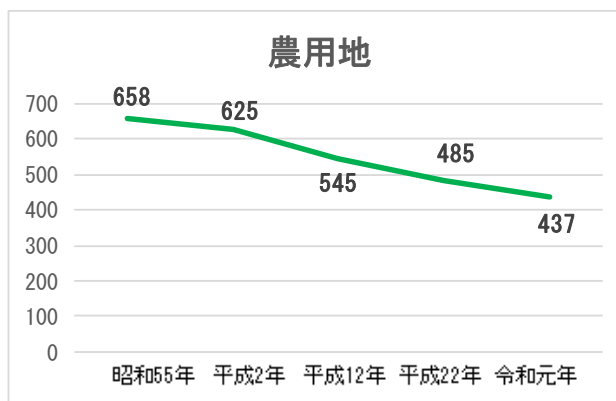
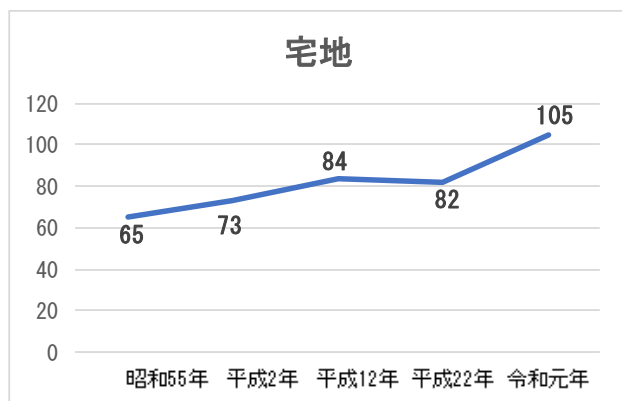
<地域防災課>

1 土地利用の変遷

町内の土地利用について特徴的な部分のみを抜粋したのが、次ページの表である。山林が7割を占める本町において、残りの面積の約 $\frac{3}{4}$ 分の $\frac{1}{3}$ を占める農地であるが、昭和55年（1980年）と比較すると、約 $\frac{4}{3}$ 分の $\frac{3}{4}$ となっている。これは地域の高齢化や野菜や穀物の輸入量が増えたという全国的に見られる理由のほか、本町の農地は中山間地域の傾斜が多く、機械の導入などによる効率化が困難なことがあげられる。

なお、農地と比較すると面積は、非常に小さいが、宅地については約25%拡大をしている。

	昭和55年 (1980年)	平成2年 (1990年)	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	令和元年 (2019年)
農用地	658ha	625ha	545ha	485ha	437ha
森林	3,166ha	3,284ha	3,289ha	3,288ha	3,245ha
宅地	65ha	73ha	84ha	82ha	105ha



出典：「土地利用現況調査」

2 土地利用と災害

高齢化等による耕作放棄地の拡大がもたらす、農村地域の集落機能の低下により、地域の共同活動に支えられている農地が持つ多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また同様に林業経営の低迷により、森林の荒廃も進んでいる。本町では、長年にわたり、山間地域の土砂崩れや砂防に尽力してきたが、近年の世界規模の温暖化や気候の変化により、爆弾低気圧や線状降水帯と言われる新しい態様の災害が生まれている。

ただでさえ急峻な本町においては、広大な森林や耕作放棄地から発生する各種災害に対し、一層の警戒が必要となっている。また同時に、発生が危惧される「南海トラフ地震」と発生すれば甚大な被害を免れ得ない「中央構造線による地震」も、前記のような山地災害と複合的な災害を発生する可能性があり、継続的不断的の注意が必要となっている。

第6節 地域の災害危険性

<地域防災課>

1 土砂災害（特別）警戒区域

(1) 土石流

土石流は、谷や斜面に溜まった土・石・砂等が、大雨による水とともに一気に流れ出す現象のことである。スピードが速く、破壊力も大きいため、広範囲に大きな被害が出る。

町内の警戒区域は、町全域で~~48か所~~49箇所（内うち、特別警戒区域は~~46か所~~箇所）が指定されている。これは、本町に平野が少なく急峻な地形や脆弱な地質をもったところが多いにもかかわらず、わずかな平地に人家が密集し、豪雨により多量の土砂が流出しやすい状態の場所が多くあることを意味している。

~~なお、この中には、ため池下部の土石流危険箇所も含まれている。~~

(2) 地すべり

地すべりは、比較的緩やかな斜面で地中の粘土層がゆっくりと動き出す現象のことである。一度に広範囲で発生するので、住宅や道路等に大きな被害が発生する。

町内の警戒区域は、中央部と西部を中心に~~11か所~~箇所（内うち、特別警戒区域はなし）が指定されている。

(3) 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

がけ崩れは、地中にしみ込んだ雨水で柔らかくなった土砂が斜面から突然崩れ落ちる現象のことである。一瞬のうちに崩れ落ちるので、逃げ遅れ等で被害が大きくなる。

町内の警戒区域は、~~268か所~~箇所（内うち、特別警戒区域は~~260か所~~箇所）が指定されている。

第3章 九度山町防災行政の基本方針

<地域防災課、企画公室>

1 計画の基本理念－九度山町が目指す「安全・安心なまち」－

九度山町が目指す「安全・安心なまち」を次のように設定する。

九度山町が目指す「安全・安心なまち」

〔基本理念〕 実り豊かな安全で安心なふる里・九度山

〔将来像〕 次の4つのことが満たされたまち

- (1) 自然を配慮した豊かで安全・安心なまち
- (2) 知恵と文化に支えられた安全・安心なまち
- (3) 健やかでやすらぎを感じる安全・安心なまち
- (4) 参加と協働によりつくる安全・安心なまち

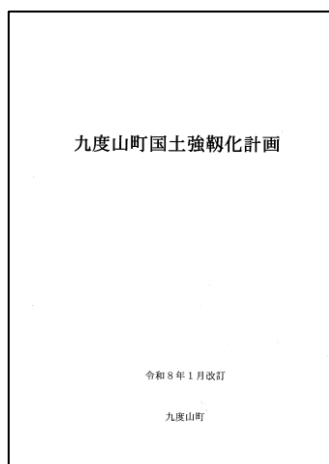
参考：九度山町長期総合計画の基本目標



「知恵と対話」で守り創造する
自然と歴史・文化のわがふるさと紀州九度山

6つの基本目標

- ① 元気ある交流のまちづくり
- ② 自然の実りを活かした産業の振興
- ③ 安全・安心でうるおいのあるまちづくり
- ④ 豊かなところを育む教えと学びのまちづくり
- ⑤ 健やかでやすらぎのあるまちづくり
- ⑥ 住民との協働と効率的な行財政運営等の推進



また、新たに令和元年12月に策定され、令和3年1月に改訂された九度山町国土強靱化計画は、国土強靱化の観点において本計画の上位計画と位置付けられるため、九度山町国土強靱化計画の計画策定の基本姿勢である次の3点について、九度山町長期総合計画と同様に留意して本計画の策定を進める。

- I 災害による犠牲者ゼロの実現
- II 発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保
- III 町民生活の再建と産業の復興

この九度山町長期総合計画の基本目標と九度山町国土強靱化計画の基本姿勢から、九度山町が企画・実施する防災施策は、次の5点の要件を満たす必要がある。

(1) 自然を配慮した豊かで安全・安心なまち

本町の地形・地質の特徴を最大限配慮あるいは活用した防災対策を選定・実施することが必要となる。また、自然や伝統を生かし、景観を損なわず、むしろ強調するような手法が選ばれることになる。

(2) 知恵と文化に支えられた安全・安心なまち

防災意識に裏打ちされた、知恵と創造の感じられるまちのつくり方、暮らし方、住まい方を探索し、文化ともいえるような状況まで高める。

- ア 計画の基本理念—九度山町が目指す「安全・安心なまち」—
- イ 計画の前提—想定する被害程度—
- ウ 計画の目標
- エ 対策の体系

(3) 健やかでやすらぎを感じる安全・安心なまち

要配慮者の視点からとらえたときに、健やかで安心して暮らせるまちになっていることが必要である。そのため、バリアフリーでフレンドリー（わかりやすく、親しみやすい）な、やすらぎのあるまちをつくりあげるための視点を、防災対策の中に常に織り込むことが要求される。

(4) 参加と協働によりつくる安全・安心なまち

大規模災害時には行政の対応だけでは限界がある。それぞれの高い自覚のもとにあらゆる人々がともに参加と協働して、それぞれの高い自覚のもとに安全・安心なまちをつくることが要請される。そのため、[町民住民](#)や事業所の潜在防災力を活性化させるための方策、あらゆる階層を対象とした系統的で効果的な防災教育、防災会議の充実等が重要な意味をもってくることになる。

(5) 要配慮者を守り、二次的被害を抑える安全・安心なまち

大規模災害時には、高齢者、障がい者、その他の要配慮者を町と[町民住民](#)が守り、手を差し伸べる優しさを体現する必要がある。そのために、[平常時平時](#)に名簿の整備等の準備を行い、また、大規模感染症等の防げる二次的被害が避難所や災害下の生活に入り込まないよう、[平常時平時](#)より心構えと対策の周知を図ることとする。

2 九度山町事業継続計画

(1) 業務継続計画の策定

[町は、大規模災害が発生した際、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策を実施する中心的な役割を担っている。大規模災害発生時であっても町の行政機能の低下を最小限にとどめ、町地域防災計画に定められた応急対策業務とともに、住民生活に最低限必要な行政サービスを停止することなく継続あるいは早期再開のため、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、「九度山町業務継続計画」を令和5年3月に策定](#)

している。

(2) 地域防災計画との関係

「九度山町地域防災計画」は、九度山町防災会議が策定する計画であり、本町、防災関係機関、事業者及び住民が、災害の予防対策から応急対策、復旧・復興対策として取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。また、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としているが、職員や施設・設備等が甚大な被害を受けた場合の対応までは規定していない。

「九度山町業務継続計画」は、行政の被災も前提とし、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、町が行うべき業務の継続を確保するための計画として、円滑に業務が遂行できる体制を規定している。

第4章 防災関係機関の実施責任と業務大綱

第1節 実施責任

<地域防災課>

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに町民住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

<地域防災課>

九度山町の区域を管轄する行政機関、公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害対策に関して、おおむね次の事務又は業務を処理する。

- 1—九度山町の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2—和歌山県の処理すべき事務又は業務の大綱
- 3—消防の処理すべき事務又は業務の大綱
- 4—警察の処理すべき事務又は業務の大綱
- 5—指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 6—自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱
- 7—指定公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 8—指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱
- 9—その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

1 九度山町の処理すべき事務又は業務の大綱

- ① 町防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設及び組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- ④ 災害防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫など、罹災者の救助保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ 罹災者に対する融資等の対策
- ⑧ 被災町営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における文教対策
- ⑩ 災害対策要員の動員及び雇用

- ⑪ 災害時における交通及び輸送の確保
- ⑫ 被災施設の復旧
- ⑬ 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 和歌山県の処理すべき事務又は業務の大綱

伊都振興局、橋本保健所、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院

- ① 県防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設及び組織の整備と訓練
- ③ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- ④ 災害防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫等、罹災者の救助保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ 罹災者に対する融資等の対策
- ⑧ 被災県営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における文教対策
- ⑩ 災害時における公安対策
- ⑪ 災害対策要員の動員及び雇用
- ⑫ 災害時における交通及び輸送の確保
- ⑬ 被災施設の復旧
- ⑭ 町が処理する事務又は事業の指導及び斡旋等

3 消防の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 伊都消防組合

- ① 災害時における情報の伝達及び広報
- ② 災害時における被災者の救急及び救助業務
- ③ 災害発生時における消防業務
- ④ 危険物等の災害に関する指導及び予防業務

(2) 九度山町消防団

- ① 災害時の消防及び水防活動に関すること
- ② 被災者の救出及び避難の誘導に関すること
- ③ 非常警戒及び防火診断に関すること
- ④ 災害時における応急復旧作業に関すること

4 警察の処理すべき事務又は業務の大綱

橋本警察署

- ① 災害時における町民住民の生命、身体及び財産の保護
- ② 災害時における犯罪予防及び取り締まり並びに治安維持
- ③ 災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ④ 災害時における緊急自動車のための交通規制
- ⑤ 遺体の検視及び身元の確認

- ⑥ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

5 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 近畿管区警察局

- ① 管内各府県警察の指導及び調整に関すること
- ② 他の管区警察局との連携に関すること
- ③ 関係機関との協力に関すること
- ④ 情報の収集及び連絡に関すること
- ⑤ 警察通信の運用に関すること
- ⑥ 警察官の応援派遣に関すること

(2) 近畿財務局 (和歌山財務事務所)

- ① 公共土木等被災施設の査定の立会い
- ② 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定
- ③ 地方自治体に対する災害融資
- ④ 災害時における金融機関の緊急措置の指示
- ⑤ 未利用の国有地の情報提供

(3) 近畿厚生局

- ① 救護等に係る情報の収集及び提供

(4) 近畿農政局

- ① 農地及び農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示及び助成
- ② 土地改良機械の緊急貸し付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧食料、種子等の供給対策
- ③ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策

(5) 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)

- ① 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設等の整備
- ② 国有林における予防治山施設による災害予防
- ③ 国有林における荒廃地の災害復旧
- ④ 災害対策復旧用資材の供給
- ⑤ 森林火災予防対策

(6) 近畿経済産業局

- ① ライフライン（電力、工業用水道等）の復旧支援
- ② 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達

(7) 中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)

- ① 電気、ガス及び火薬類施設等の保安確保対策

(8) 近畿運輸局 (和歌山運輸支局)

- ① 所管する交通施設及び設備の整備についての指導

~~② 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導~~

~~③ 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導~~

~~④~~② 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達

~~⑤~~③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送及び回輸送等実施のための調整

~~⑥~~④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請

~~⑦~~⑤ 特に必要があると認める場合の輸送命令

~~⑧~~⑥ 災害時における交通機関利用者への情報の提供

(9) 大阪航空局 (関西空港事務所)

- ① 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理
- ② 密集地帯上空の低空飛行の禁止
- ③ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に留めるための緊急措置の実施

(10) 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)

- ① 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供
- ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発

(11) 近畿総合通信局

- ① 電波の監理及び有線電気通信の監理
- ② 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- ③ 非常通信協議会の育成・指導
- ④ 防災及び災害対策に係る無線局の開設及び整備の指導
- ⑤ 非常時における重要通信の確保
- ⑥ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し
- ⑦ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

(12) 和歌山労働局 (橋本労働基準監督署)

- ① 工場及び事業場における労働災害の防止
- ② 救助の実施に必要な要員の確保

(13) 近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所)

- ① 土木施設の整備と防災管理
- ② 水防のための警報等の発表及び伝達と水災応急対策
- ③ 被災土木施設の災害復旧
- ④ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

(14) 近畿地方環境事務所

- ① 災害廃棄物の処理対策に関すること

6 自衛隊の処理すべき事務又は業務の大綱

陸上自衛隊第37普通科連隊、自衛隊和歌山地方協力本部

- ① 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
- ② 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

7 指定公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 日本銀行大阪支店

- ① 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- ② 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ③ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- ④ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- ⑤ 各種措置に関する広報

(2) 日本赤十字社和歌山県支部

- ① 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
- ② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
- ③ 義援金品の募集配布

(3) 日本放送協会和歌山放送局

- ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
- ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底

(4) 日本通運株式会社和歌山支店

- ① 災害時における緊急陸上輸送

(5) 関西電力送配電株式会社和歌山支社本部

- ① 災害時の電力供給
- ② 被災施設の調査と災害復旧
- ③ ダム施設等の整備と防災管理

(6) 日本郵便株式会社

九度山郵便局、椎出郵便局、河根簡易郵便局

- ① 郵便貯金の預金者に対する非常払出し
- ② 簡易保険や郵便年金の被災契約者に対する非常貸し付け
- ③ 町に対する簡易保険、郵便年金積立金の融資
- ④ 災害時における郵便はがきの無償交付及び郵便物の郵送確保

(7) NTT西日本電信電話株式会社和歌山支店

株式会社NTTドコモ

NTTコミュニケーションズ株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 災害時における緊急通話の取扱い
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

(8) KDDI株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 災害時における緊急通話の取扱い
- ③ 被災施設の調査と災害復旧

(9) ソフトバンク株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
- ③ 被災電気通信設備の災害復旧

(10) 楽天モバイル株式会社

- ① 電気通信施設の整備と防災管理
- ② 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施
- ③ 被災電気通信設備の災害復旧

8 指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 南海電気鉄道

- ① 鉄道軌道施設の整備及び保全
- ② 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ③ 災害時の応急輸送対策
- ④ 鉄道軌道関係被害調査及び復旧

(2) 南海りんかんバス

- ① 被災地の人員輸送確保
- ② 災害時の応急輸送対策

(3) 公益社団法人和歌山県トラック協会

- ① 災害時における救助物資の輸送の確保
- ② 災害時の応急輸送

(4) 安田島土地改良区

- ① 土地改良施設の整備と防災管理
- ② 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧
- ③ 農地湛水の防除施設の整備と活動

(5) 株式会社和歌山放送

- ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
- ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底

(6) 株式会社テレビ和歌山

- ① 防災知識の普及と警報等の周知徹底
- ② 災害状況及び災害対策等の周知徹底

(7) 医療機関

一般社団法人和歌山県医師会、和歌山県伊都医師会、公益社団法人和歌山県看護師協会

- ① 災害時における医療救護の実施
- ② 災害時における防疫の協力

(8) 一般社団法人和歌山県LPガス協会

- ① 災害時のガス供給
- ② 被災施設の調査と災害復旧

(9) 和歌山県土地開発公社

- ① 管理地及び施設の整備と防災管理
- ② 被災施設等の災害復旧

(10) 和歌山県住宅供給公社

- ① 被災施設の調査と災害復旧
- ② 住宅の被害調査と応急対策への協力

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 紀北州上農業協同組合和歌山県農業協同組合

- ① 県及び町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ② 農作物災害応急対策の指導
- ③ 農業生産資材及び農家生活資材の確保及び斡旋
- ④ 被災農家に対する融資斡旋
- ⑤ 物資搬送設備等の拠点としての協力

(2) 九度山町商工会

- ① 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- ② 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力

(3) 九度山町社会福祉協議会

- ① 要配慮者の情報収集、伝達、安否確認等についての協力
- ② 災害時一般ボランティアの受入れ及び被災者支援への協力

(4) 九度山町柿の里振興公社（道の駅柿の郷くどやま）

- ① 警察、消防及び自衛隊部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点としての協力
- ② 支援物資等の基地機能としての協力
- ③ 復旧・復興等の拠点として応援要員の集合や配置体制の構築、資機材等の集積等の協力

(5) 病院等医療機関施設の管理者

- ① 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- ② 災害時における収容受入者の保護及び指導
- ③ 災害時における被災負傷者等の治療及び助産

(6) 社会福祉施設の経営者

- ① 避難施設の設備及び避難訓練の実施

- ② 災害時における~~収容~~受入者の~~収容~~受入保護

(7) 金融機関

- ① 被災事業者等に対する資金融資

(8) 危険物施設等の管理者

- ① 安全管理の徹底
- ② 防護施設の整備

(9) 危険物及び高圧ガス

- ① 安全管理の徹底施設等管理者
- ② 危険物及び高圧ガス施設等の点検

第2編 災害予防計画

第1章 河川防災計画

<建設課、地域防災課>

1 計画方針

台風・豪雨時等において、町内の各河川に対し水防上必要な監視・警戒等を行うとともに、水防に必要な資機材等の輸送、水防管理団体間の円滑な通信連絡による相互協力等により、迅速かつ的確な河川防災活動を行う。

2 計画内容

本町には、国管理河川である紀の川、県管理河川の丹生川、不動谷川、三尾川、北又川、町管理河川・水路等が流れている。本町の河川の多くは急流河川で、短時間の豪雨で出水氾濫による災害を受けやすい。河川堤防も多くが自然護岸で、河道狭小・線形不良な箇所が残存している状況である。これらの河川を含む各河川管理者は、次の点に留意して河川の整備を行い、内・外水氾濫等による浸水被害の防止・低減に努める。

- (1) 過去の大水害の実績や予想される流域の開発に見合った計画を立てる。
- (2) 周辺の土地の有効利用を勘案し、流域の現状・課題を踏まえて、超過洪水に対する安全度を高める。
- (3) 地域と連携した河川環境の保全を推進し、また、河川浄化による水質の改善を図る。

また、これら課題解決のために、町内の紀の川（国土交通大臣直轄管理河川）及び丹生川、不動谷川（以上、知事管理河川）の重要水防区域における河川改修工事を県へ要請し、早期の完成を図る。また、その他、**県及び町**管理の河川、**町管理**の水路等についても降雨時の一時的な雨量の増加に対処するため、改修工事や河川、排水路の浚渫を実施する**等**などの整備を行う。

また、各河川管理者は、随時、河川施設の点検・補修を行うとともに、円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材等の充実に努める。特に紀の川の浸水想定区域は、町域においても最大で5～10m未満の浸水が想定される箇所があり、それらを掲載した「九度山町防災マップ」を作成し、関係住民への周知徹底を図っている。

九度山町における重要水防箇所（河川）

国直轄河川重要水防箇所 箇所別調書（和歌山河川国道事務所）

河川名	種別	重要度	地先名	距離杭	延長
紀の川左岸	越水（溢水）	A	九度山町慈尊院	41.2～42.2	1046
	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町慈尊院	41.6～42.8	1,214
	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町慈尊院	41.8、42.0	-
	越水（溢水）	A	九度山町慈尊院	42.6～43.0	585
	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町慈尊院	42.6	-
	越水（溢水）	B	九度山町慈尊院	43.2～43.4	400
	越水（溢水）	B	九度山町九度山	44.4	272
	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町九度山 ～橋本市学文路	44.4～46.2	1,975
	越水（溢水）	A	九度山町九度山 ～橋本市学文路	44.6～46.0	1,402
	水衝・洗掘	B	九度山町九度山	44.6	219
	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	九度山町九度山	44.8	-

出典：「令和7年度和歌山県水防計画書」より抜粋

県知事管理河川重要水防箇所

河川名	重要水防箇所		延長 (m)	重要度	危険理由
	場所				
	下流	～ 上流			
不動谷川	椎出大橋	～ あかり橋	250	B	堤防高
	高野下駅舎	～ あかり橋	440	A	堤防高
	あかり橋下流 100m	～ あかり橋	100	A	洗掘・水衝
	えいたい橋	～ 堰堤	750	A	堤防高
	えいたい橋上流 100m	～ 堰堤	650	A	堤防高
	初花橋上流 50m	～ 初花橋上流 200m	150	A	堤防高
	初花橋上流 50m	～ 初花橋上流 200m	150	A	堤防高
	弁天橋上流 120m	～ 弁天橋上流 170m	50	A	法崩れ・すべり
	新宮前橋下流 60m	～ 新宮前橋下流 30m	30	B	法崩れ・すべり
丹生川	永代橋下流 50m	～ 永代橋上流 100m	150	B	法崩れ・すべり
	永代橋下流 50m	～ 永代橋上流 100m	150	B	法崩れ・すべり
	赤瀬橋	～ 赤瀬橋上流 100m	100	A	堤防高
	赤瀬橋下流 450m	～ 赤瀬橋	450	A	堤防高
	千石橋	～ 千石橋上流 150m	150	A	堤防高
	さえもん下流 250m	～ さえもん上流 300m	550	A	堤防高
	大柳橋下流 150m	～ 大柳橋	150	A	堤防高
	大柳橋	～ 迎の辻橋下流 200m	510	A	堤防高
北又児童公園下流 550m	～ 北又児童公園下流 50m	500	A	堤防高	

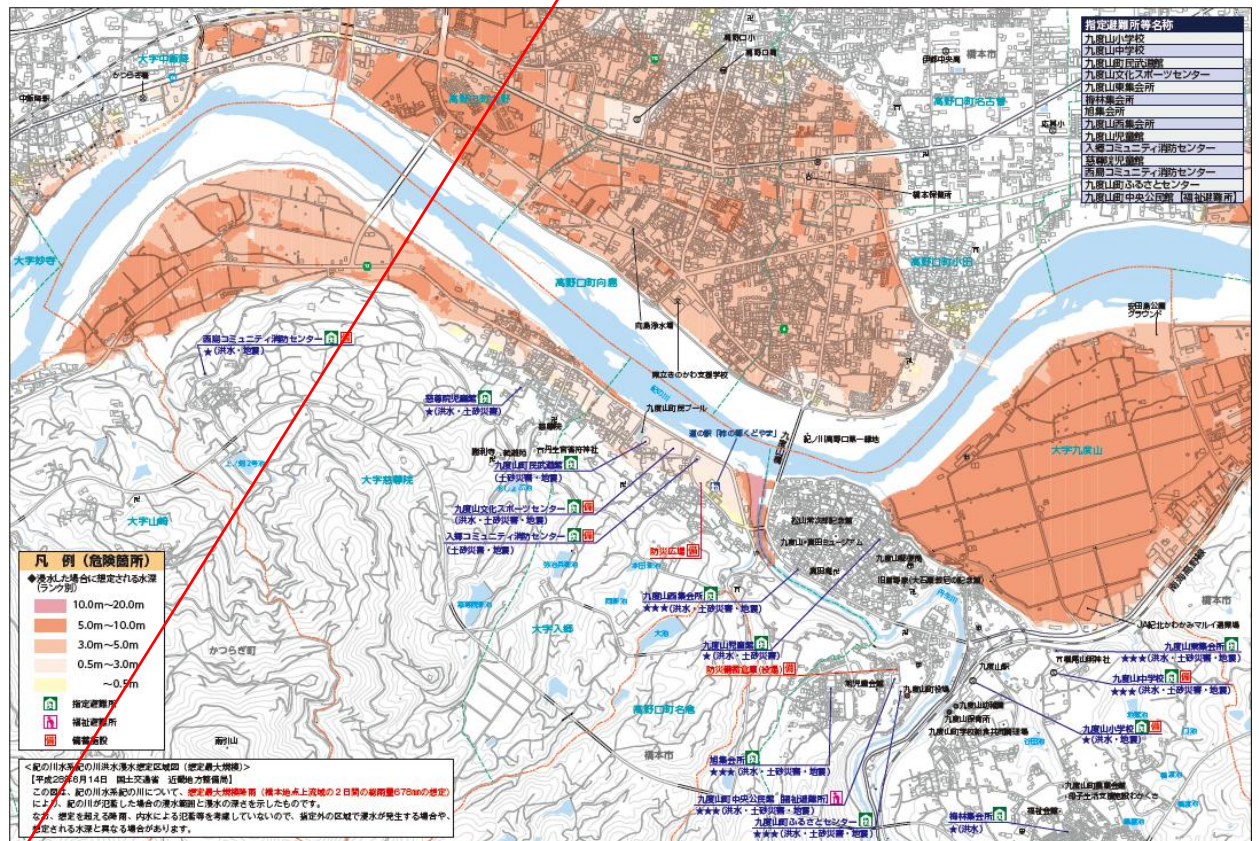
出典：「令和7年度和歌山県水防計画書」より抜粋

九度山町における水防組織及び水防倉庫

消防団・水防団 分団名・団員数	所轄区域	要水防河川等		集合屯所
		河川等	延長	
非常勤 1分団 45名	九度山地区	紀の川 丹生川	1,500m 3,500m	九度山消防器具庫
非常勤 2分団 55名	入郷・慈尊院 地区	紀の川 丹生川	2,300m 200m	入郷消防器具庫
非常勤 3分団 75名	椎出地区	不動谷川 丹生川	1,600m 1,100m	椎出消防器具庫
	下古沢地区	不動谷川	2,400m	下古沢消防器具庫
	中古沢地区	〃	1,200m	中古沢消防器具庫
	上古沢地区	〃	4,200m	上古沢消防器具庫
非常勤 4分団 70名	河根地区	丹生川	2,300m	河根消防器具庫
	丹生川地区	〃	9,500m	丹生川消防器具庫
	北又地区 東郷地区	北又川 三尾川	3,600m 2,700m	丹生川小学校
水防管理の倉庫				
管理団体 九度山町	河川名 不動谷川 丹生川	水防倉庫名 位置	九度山町役場 九度山町九度山1,190番地	

紀の川水系—洪水浸水想定区域

想定最大規模



第2章 砂防防災計画

<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課>

1 計画方針

町は、県等からの雨量情報や土砂災害警戒情報の発表等を踏まえて、砂防指定地の指定を受けている箇所や土石流による土砂災害警戒区域等の指定を受けている地域の住民への周知徹底を図り、警戒避難体制等の整備充実に努めるとともに、過去の災害履歴や現地調査等を参考に、土砂災害の危険な箇所を掌握し、国・県等の関係機関に指定拡大の要請及び関係住民に対し土砂災害警戒区域等の周知徹底を行う。

2 計画内容

町内の必要箇所に砂防指定地の指定を受け、現在、砂防事業を実施しているが、危険箇所が多数あるため、今後も整備を要する箇所が残存している。

県は、土砂流出及び、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため法指定並びに砂防工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。また、町より県に砂防事業の推進を要請する。

土砂災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制の他ほか、砂防指定地をはじめとする、土砂の生産等に伴い流域に土石流等の被害を及ぼす区域では次の方針で、県との協議を通じて災害予防上必要な措置を講じる講ずる。また、砂防事業の重要性から、特に人家に近い危険箇所では早期に事業に取り組むものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等周辺の巡視・点検

土砂災害警戒区域等周辺の巡視、点検を定期的実施する。

(2) 土砂災害警戒区域等の表示

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある土砂災害警戒区域を町民住民や来訪者に分わかるように、看板や標識で表示する。また、地域住民に対して、資料配布等による土砂災害警戒区域（土石流）の周知や防災知識の普及に努める。

(3) 伝達体制の整備

土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図る。特に、要配慮者には避難準備の伝達を早目に行う体制の整備に努める。

(4) 広報・啓発

防災意識の普及・向上のため、土石流による土砂災害警戒区域等の周知及び「九度山町防災マップ」での情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県の指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に際し、基礎調査等の協力を行う。

(6) 雨量観測情報等の活用

県からの雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として1-k-mkmメッシュごとの危険度情報等の提供を受け、避難指示等のための情報伝達体制を確立させる。

(7) 砂防指定

県は、土砂の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域を指定地とし、立木の伐採、土石の採取等の一定行為について禁止・制限等を行う。

(8) 砂防事業

県は、砂防設備の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行う。また、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。土砂・洪水氾濫による被害が想定される流域において、効果的な施設配置を検討し、対策を進める。

また、既存の砂防設備の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

(9) 総合的な土石流対策

土石流による災害から人命を保護するため、次の総合的な土石流対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報気象情報等の情報、土石流の前兆現象（山鳴り、溪流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。

また、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により町民住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内に主として高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設があるの要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

本計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（以下「避難確保計画」という。）を作成する。また、作成した計画は、町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告する。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第8条及び第8条の2）

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必

要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ 被害情報の収集

町は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（伊都振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

第3章 山地防災計画

<建設課、産業振興課>

1 計画方針

本町は、総面積のうち74%が山林であり、年間降水量も多いため、山崩れや土石流等の山地災害により人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、林野庁「山地災害危険地区調査要領」に基づく山地災害危険地区の指定を県に受け、災害が起こらないよう防止対策を行うこととしている。

山地災害の危険がある箇所に対するソフト対策として、県と連携して山地災害危険地区の周知を行うとともに、避難場所、避難路等の安全確保と警戒避難体制の整備に努める。

また、豪雨時に当該箇所を点検してその実態の把握を行い、県に対して緊急性の高い箇所から防災工事の促進を図るよう要望する。

2 計画内容

町内の必要箇所に山地災害危険地区の各指定を受け、治山事業を実施しているが、危険箇所が多数あるため、今後も整備を要する箇所が残存している。

また、指定を受けていない土砂災害の危険な箇所については、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行い、国土交通大臣又は和歌山県知事から土砂災害防止法に基づく緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害警戒情報）が通知された際には、町長は速やかに警戒区域の設定及び避難指示等の対応を適切に行う。

保安林等の林地の適正な保全整備を努めるとともに、林地開発においては、開発許可制度の適正運用により災害防止と自然環境保全を図り、秩序ある開発を推進する。

新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。

さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生するおそれのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。

また、防災意識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施する。

第4章 地すべり防止計画

<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課>

1 計画方針

町は、県等からの雨量情報や土砂災害警戒情報の発表等を踏まえて、地すべり防止区域や地すべりによる土砂災害警戒区域等の指定を受けている地域の住民への周知徹底を図り、警戒避難体制等の整備充実に努めるとともに、過去の災害履歴や現地調査等を参考に、土砂災害の危険な箇所を掌握し、国・県等の関係機関に指定拡大の要請及び関係住民に対し土砂災害警戒区域等の周知徹底を行う。

2 計画内容

町内の必要箇所に地すべり防止区域の指定を受け地すべり対策事業を実施しているが、危険箇所が多数あるため今後も整備を要する箇所が残存している。

指定を受けている箇所の地すべり対策事業の促進を県へ要請し早期完成を図る。また、必要な場合には指定を受けていない箇所について、国・県等の関係機関に指定拡大の要請を行う。地すべりによる土砂災害警戒区域やその調査済・指定準備中の区域などの土地所有者、管理者等に対し、維持管理の徹底及び保安措置の指導を行う。

保安林等の林地の適正な保全整備を努めるとともに、林地開発においては、開発許可制度の適正運用により災害防止と自然環境保全を図り、秩序ある開発を推進する。危険度が高いと考えられる地域から防災事業を順次実施し、同時に危険地域の調査・巡視を行う。

(1) 地すべり防止区域・土砂災害警戒区域等周辺の巡視・点検

地すべり防止区域・土砂災害警戒区域等周辺の巡視・点検を定期的実施する。

(2) 地すべり防止区域・土砂災害警戒区域等の表示

地すべり防止区域・土砂災害警戒区域等を町民住民や来訪者に分わかるように、看板や標識で表示する。

(3) 伝達体制の整備

土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図る。特に、要配慮者には避難準備の伝達を早目に行う体制の整備に努める。

(4) 広報・啓発

防災意識の普及・向上のため、地すべりによる土砂災害警戒区域等の周知及び「九度山町防災マップ」での情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県の指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に際し、基礎調査等の協力を行う。

(6) 地すべり防止区域指定

県は、地すべりによる被害を除却又は軽減するため、地すべり防止区域として指定し、

助長若しくは誘発するおそれのある行為の制限等を行う。

(7) 雨量観測情報等の活用

県からの雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として1kmメッシュごとの危険度情報等の提供を受け、避難指示等発令のために情報伝達体制を確立させる。

(8) 地すべり対策事業

県は、森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行う。特に避難場所、地域防災拠点及び、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行う。

また、既存の地すべり防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

(9) 総合的な地すべり対策

地すべりによる災害から人命を保護するため、次の総合的な地すべり対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 警戒避難体制の整備

町は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。

また、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により町民住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内に主として高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設があるの要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

本計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を作成する。また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町長に報告する。（土砂災害防止法第8条及び第8条の2）

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ 被害情報の収集

町は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（伊都振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画

<建設課、福祉課、教育委員会、地域防災課>

1 計画方針

町は、県等からの雨量情報や土砂災害警戒情報の発表等を踏まえて、急傾斜地の崩壊（かけ崩れ）による土砂災害警戒区域等の指定を受けている地域の住民への周知徹底を図り、警戒避難体制等の整備充実を図るとともに、過去の災害履歴や現地調査等を参考に、土砂災害の危険な箇所を掌握し、国・県等の関係機関に指定拡大の要請及び関係住民に対し土砂災害警戒区域等の周知徹底を行う。

2 計画内容

町内の必要箇所に急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け急傾斜地崩壊対策事業を実施しているが、危険な箇所が多数あり、今後、整備を要する箇所が残存している。

あわせて保安林等の林地の適正な保全整備を努めるとともに、林地開発において、開発許可制度の適正運用により災害防止と自然環境保全を図り、秩序ある開発を推進する。急傾斜地の崩壊による災害から人命・財産を守るため、崩壊の危険性の高いところから対策工事を進める。

(1) 土砂災害警戒区域等周辺の巡視・点検

土砂災害警戒区域等周辺の巡視・点検を定期的実施する。

(2) 土砂災害警戒区域等の表示

土砂災害警戒区域等を町民住民や来訪者に分わかるように、看板や標識で表示する。

(3) 伝達体制の整備

土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図る。特に、要配慮者には避難準備の伝達を早目に行う体制の整備に努める。

(4) 広報・啓発

防災意識の普及・向上のため、急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域等の周知及び「九度山町防災マップ」での情報提供、住民説明会、防災訓練及び防災教育等を実施する。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県の指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に際し、基礎調査等の協力を行う。

(6) 雨量観測情報等の活用

県からの雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として1-k-mkmメッシュごとの危険度情報等の提供を受け、避難指示等発令のために情報伝達体制を確立させる。

(7) 急傾斜地崩壊危険区域指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害から町民住民の生命を保護するため、崩壊するおそれのある急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長又は誘発されるおそれがないよう一定行

為の制限等行う。

(8) 急傾斜地崩壊対策事業

県は、急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行う。

また、既存の急傾斜地崩壊防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

(9) 総合的ながけ崩れ対策

がけ崩れによる災害から人命を保護するため、次の総合的ながけ崩れ対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。

また、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により町民住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内に主として高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設があるの要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

本計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を作成する。また、作成した計画は町長に報告し、その結果を町長に報告する。当該計画に基づき、避難訓練を実施する（土砂災害防止法第8条及び第8条の2）。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ 被害情報の収集

町は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、総合防災情報システムによる通報に加え、県（伊都振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

町内土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）一覧

大字	警戒区域 箇所数	特別警戒区域 箇所数
下古沢	22	22
河根	32	32
笠木	3	3
九度山	47	40
市平	2	2
慈尊院	15	15
上古沢	12	12
丹生川	34	34
中古沢	14	14
椎出	28	27
東郷	25	25
入郷	12	12
北又	22	22
総計	268	260

※全268箇所の詳細は、資料編「基本-1-2」参照

第6章 ため池防災計画

<建設課>

1 計画方針

近年における土地開発や、土地利用の変化に伴う流出量の増加、並びに管理者である農家の高齢化、後継者不足により管理体制の弱体化が進行し、危険な状況となるため池が増加すると考えられる。一方で、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によるため池への影響も懸念されている。ため池が決壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。

各ため池の管理者及び関係機関は、重要水防区域等のため池に対して、円滑な災害応急対策の実施のため、事前に巡視警戒及び避難体制等を検討して管理体制を強化する。

2 計画内容

本町の段丘面や山麓部には、築造年代の古い多数の農業用ため池が分布し、農業の兼業化の進展により管理体制が弱体化してきていることから、危険にさらされているため池が多い。これらのため池の崩壊は農業関係のみならず、人命・家屋・公共施設等に被害を及ぼすことが考えられる。このため町内のため池のうち、大池（入郷）は、重要水防箇所（特に警戒を要する箇所）に指定されているため、改修工事を県へ要請し、早期の完成を図る。

また、県では「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、ため池整備の方針を整理し、「ため池に係る防災・減災対策」の円滑な実施を進めており、町でも「ため池ハザードマップ」を作成活用し、町民住民への注意喚起を行い、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を充実するとともに、災害発生の未然防止・二次被害の軽減に努める。

ため池ハザードマップ（慈尊院地区）

異常降雨又は河川の水位が上昇した際、浸水危険区域及び重要水防区域（河川及びため池）に対し、護岸、堤防の損傷や地盤の緩み等を確認する巡視警戒を迅速・的確に行うため、平常時平時より監視警戒体制を確立し、訓練等により検証を行う。

ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉塞の原因となるおそれのある物を除去する。特に貯水量の増加を図るために余水吐に土壌等を積むことは絶対に避ける必要がある。

町内の防災重点農業用ため池（2221池）

（令和5年11月12日現在）

整理番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地		想定被害	
						家屋数	公共施設等
1068	伊都	303430001	上ノ畑池 2号	九度山町	慈尊院	1	県道
1069	伊都	303430003	新池（慈尊院）	九度山町	慈尊院	32	県道
1070	伊都	303430004	古池（慈尊院）	九度山町	慈尊院	32	県道
1071	伊都	303430006	弥治兵衛池	九度山町	入郷	21	県道
1072	伊都	303430011	岡新池	九度山町	入郷	12	県道、集会所
1073	伊都	303430012	本田新池（西新田池）	九度山町	入郷	12	県道、集会所
1074	伊都	303430013	鳳の池	九度山町	入郷	3	

整理 番号	振興局	ため池番号	ため池名称	所在地		想定被害	
						家屋数	公共施設等
1075	伊都	303430015	鷹飛池	九度山町	入郷	3	
1076	伊都	303430025	地獄池	九度山町	九度山		国道、鉄道
1077	伊都	303430029	大池（九度山）	九度山町	九度山	30	公営住宅
1078	伊都	303430030	蝦蟇池	九度山町	九度山	30	公営住宅
1079	伊都	303430032	鍋屋池	九度山町	九度山	4	
1080	伊都	303430034	大長池	九度山町	九度山	27	集会所、公営住宅
1081	伊都	303430035	新池（九度山）	九度山町	九度山	120	集会所、公営住宅
1082	伊都	303430037	利左エ門池	九度山町	九度山	14	集会所、公営住宅
1083	伊都	303430038	太利池	九度山町	九度山		国道、鉄道
1084	伊都	303430040	谷田池	九度山町	九度山	7	国道、鉄道
1085	伊都	303430067	朝倉池	九度山町	河根	9	
1086	伊都	303430073	澄尾池	九度山町	河根	9	集会所
1087	伊都	303430097	田迫の池	九度山町	丹生川	9	
1088	伊都	303430099	古池（入郷）	九度山町	入郷	16	県道、道の駅
1089	伊都	303430103	大池（入郷）	九度山町	入郷	16	県道、道の駅

出典：「令和~~3~~7年度和歌山県水防計画書」

第7章 道路防災計画

<建設課、地域防災課、産業振興課>

1 計画方針

本町には、現在、道路幅員が狭く緊急車両が進入できない集落や、集落と幹線道路を接続する道路が1本しかなく災害時の避難に支障を来すおそれがある集落があり、早期に改良する必要がある。町は、豪雨等により道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐため、災害に強い道路づくりを計画的に推進する。

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国、県及び町が一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り進めている無電柱化についても一層の推進を図る。

2 計画内容

道路は、**平常時平時**に移動のために必要で、避難場所、避難路になるとともに、防火性能の高い植樹等の適切な管理が行われるならば、大きな延焼防止機能も期待できる。

また、豪雨等により道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

今後発生が予想される「中央構造線による地震」や、南海トラフの巨大地震又は豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結した。

(1) 道の駅の活用

<産業振興課>

国が広域的な防災拠点として重点的な支援をする「防災道の駅」については、今後も国の追加指定の動きに併せた新たな「防災道の駅」の指定に向け市町村と連携し取り組むこととなっており、「防災道の駅」以外の道の駅についても、災害時の一時避難場所として機能することを踏まえ、BCPの策定に合わせ事前の備えを進めていく。

道の駅では防災啓発活動を行うとともに、災害発生時は次の防災活動に利用する。

- ア 道路に関する道路情報及び被災情報の提供
- イ 道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供として機能するよう防災拠点駐車場の指定を推進する。
- ウ 町民が避難・休憩するための場所を提供、支援物資の提供・保管道路利用者等の一時避難場所としての機能を考慮し、各駅の立地、ハザードを踏まえ、BCP策定の中で支援物資等の必要な備え・ルールを策定を進める。

(2) 道路緊急啓開・道路復旧

<建設課>

本町の主要な道路体系としては、町西部を南北に縦断する国道370号と、これを補完する県道高野口野上線、県道和歌山橋本線、県道宿九度山線、県道高野橋本線が整備されている。第1次緊急輸送道路には国道370号、県道高野口野上線、県道和歌山橋本線が、第2次緊急輸送道路には国道370号、町道53号線、町道183号線が、和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により位置づけられている。緊急輸送道路は、災害時に発生直後から発生する救助・救急・医療・消火活動及び避難者への物資供給等に必要な人員及び物資等の緊急輸送を確実に実施するために必要な道路のことである。災害時においても、隣接する市町へのアクセスを確保し、安全な道路ネットワークの形成を図るため、国・県道、特に緊急輸送道路の十分な整備を関係機関に要請する。

災害発生初期には、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。緊急に輸送道路を確保するため、町では今後、次の基準に基づき、町内道路における重要道路の明確化を行うとともに、一覧表に表し、災害発生時における緊急啓開・道路復旧の円滑な体制確保に努める。

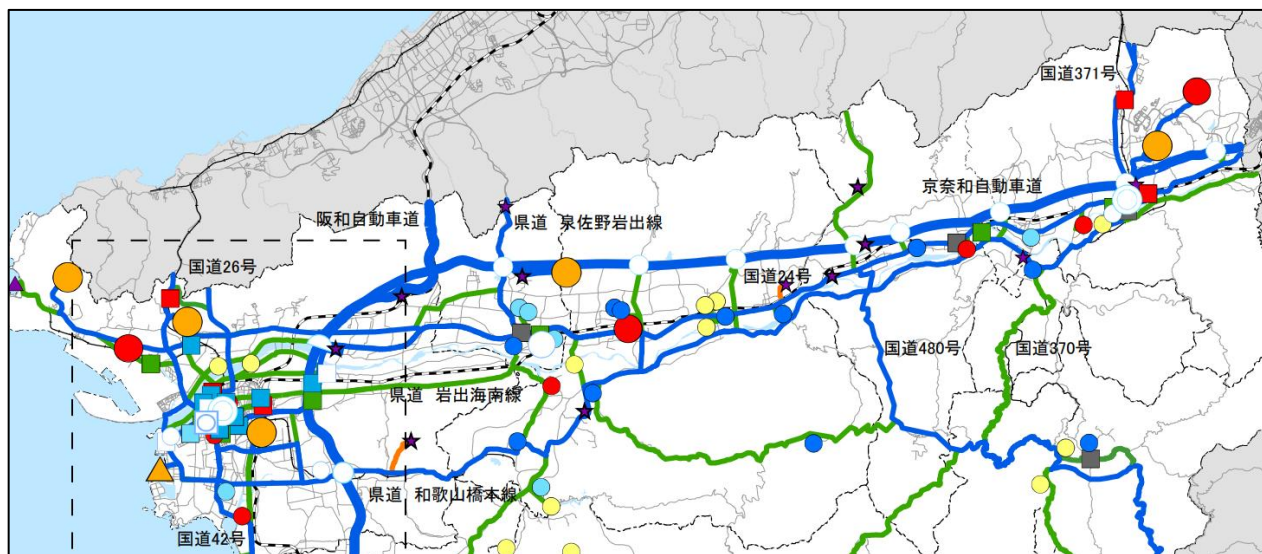
- ア 緊急医療計画上重要な道路（第1次・第2次緊急輸送道路（和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会策定）、基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- イ 緊急救援物資の輸送上重要な道路（町内の主要県道、物資集積所から避難所への道路）
- ウ 広域応援受入れ上必要な道路

この中で、県道が重要道路となる場合は、伊都振興局建設部と協議し、災害時の緊急啓開・道路復旧についての円滑な体制確保に努める。

重要道路（橋梁）については、構造物の耐震診断や道路施設に被害を与えるおそれのある建築物等の調査を実施し、危険箇所については、改築や補強、架け替え等及び危険建築物への指導等を行い、災害に強い道路施設を確保する。

また、土木建設資機材等を有する関係業者等との間で、応援協定を締結するとともに災害時の緊急啓開・復旧区間の役割分担等について定める。応援協定については、救出体制の整備と同一応援協定で対応する。

和歌山県緊急輸送道路ネットワーク図（抜粋）



防災拠点 凡例

1次拠点

- 和歌山県庁
- 和歌山県総合庁舎（深井町）
- 地方生活圏中心都市の役所
- 空港
- 港湾（国際拠点港湾・重要港湾）
- 災害医療拠点（災害拠点病院）
- 広域防災拠点

2次拠点

- 和歌山県総合庁舎（建設部等）
- 地方生活圏中心都市以外の市町村の役所・役場
- 指定行政機関・指定地方行政機関
- 指定公共機関・指定地方公共機関
- 前衛隊基地の庁舎
- ヘリポート
- 港湾・漁港
- 鉄道駅前広場
- 道路空間を利用した防災拠点（防災道の駅）
- 災害医療拠点（地域拠点病院等）
- 警察署
- 消防署

3次拠点

- 備蓄基地（災害救助物資保管場所）
- 道路空間を利用した防災拠点

区分	既供用	事業中
第1次緊急輸送道路		
第2次緊急輸送道路		
第3次緊急輸送道路		

~~道路整備計画（地方創生道路整備推進計画）~~

内容	整備年次 平成31年度～令和4年度	
	整備内容	
町道156・176号線	九度山区間	L=485m W=7.0m
	入郷区間	L=485m W=7.0m

（3）災害に備えた道路ネットワークの構築

町は県と連携して、災害による被害発生時の円滑な救助・救援活動実施のため、命の道となる高速道路や緊急輸送道路のダブルネットワーク化など、道路ネットワークの整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の防災・減災対策を推進促進する。

（4）道路施設の被害情報収集体制の確立

災害時には、町は県等と連携したヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(5) 大迂回路や局地迂回路の選定

町は県と連携して、災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(6) アンダーパス対策等

町は県等と連携して、豪雨等の災害によりアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進し事故防止に努める。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進促進する。

(7) 液状化対策

ア 公共施設等における液状化対策

町は県と連携して、道路・橋梁等の公共施設や上下水道施設等のライフラインの機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するため、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進促進する。

また、地盤の液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

イ 液状化に関する知識の普及

町は県と連携して、「和歌山県地震被害想定調査」等を活用し、液状化しやすい地域を住民にわかりやすく広報・周知するとともに、液状化対策となる各種工法等の情報を収集・公表することにより、液状化による被害の軽減を図る。

(8) 他機関との情報交換体制の確立

町は県と連携して、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止又は制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うとともに、通信手段の多ルート化に努める。

また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、関係機関と連携して必要な人材、資機材を確保して迅速な除雪等に努める。

第8章 火災予防計画

第1節 火災予防計画

<伊都消防組合、消防団、地域防災課、住民課、福祉課、建設課、橋本警察署>

1 計画方針

町は、[伊都](#)消防組合及び九度山町消防団（以下「消防団」という。）と連携し、火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。さらに、消防用施設の拡充強化、火災予防思想の普及、自主防災組織の育成強化等を推進し、[町民住民](#)の生命財産の保護に万全を期する。

2 計画内容

近年の社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務も質・量ともに増大し、[町民住民](#)の消防に対する期待もますます高くなっている。

このため、優秀な消防力を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図ることで、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

(1) 出火の防止

<伊都消防組合との連携、消防団、地域防災課>

ア 火気使用設備器具の安全化

燃焼機器の安全化や使用取扱いの適正化を図るとともに、火気使用場所の環境整備について指導の徹底を図る。

また、安全器具として[感震ブレーカー](#)、耐震消火装置付石油ストーブ、ガス器具や電気器具の使用普及を図るとともに、漏電防止装置付ブレーカーへの取替えについても普及を図る。

イ 石油等危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵・取扱いの適正管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

ウ 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う町内の学校、病院等に対し、[立ち入り](#)検査を計画に基づき実施し、保管の適正化を指導する。事業所に対しても実態調査等を行い、薬品容器の落下防止、収納棚の転倒防止等の指導や薬品の混合や混触による発火防止の意識の啓発を図るとともに、具体的な安全対策の指導を推進する。

エ 電力施設の安全化

電力等の指定事業所と連絡を密にし、施設の安全性を確保する。

オ LPガス設備の安全化

LPガスを取り扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガ

スの漏えい防止等の安全化について指導促進を図る。

カ 査察時における出火危険排除の徹底

町内の防火対象物に対し、査察計画に基づく査察を実施し、出火の危険排除を図る。

キ 消防団員への町民住民指導能力の向上指導

消防団員に対し火災予防に関する知識及び町民住民に対する指導能力向上を教育指導し、町民住民の出火防止に対する行動力の向上を図る。

(2) 初期消火体制の強化

<伊都消防組合との連携、消防団、地域防災課>

ア 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、震災時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

イ 町民住民の防災行動力の向上

町民住民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、町民住民一人一人ひとりの防災行動力を高め、自治会等を単位として自主防災組織の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

ウ 事業所の自主防災体制の強化

(ア) 消防組合は、震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、全ての事業所に防災計画を樹立させるとともに、各種訓練や指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

(イ) 防火管理者施設義務対象の事業所はもとより、設置義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を図る。

エ 家庭への消火器の普及

町民住民啓発を通じて、各家庭での消火器、三角バケツ、水袋等の備えを呼びかける。

オ 消防団活動強化のための訓練指導

地域防災活動の中核である消防団員の行動力を高め、町民住民に対する初期消火に関する指導能力の向上を図るための訓練指導を推進する。

(3) 火災の拡大防止

<伊都消防組合との連携、消防団、地域防災課>

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、木造建築物が密集した地域など、火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防体制の整備を進めることが重要であり、次のとおりとする。

ア 消防活動の想定

平常時平時における消防団員・車両の適切な配置計画、資機材の充実及び大規模地震時における消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動を想定する。

イ 消防水利の整備

大規模地震時には、消火栓は水道施設の破壊等により断水又は大幅な機能低下

を被るおそれがあることから、耐震性貯水槽の整備やプール、河川水等の自然水利の活用を図るなど、計画的に消防水利を整備する。

消防水利については、資料編「基本5」を参照のこと。

ウ 消防団組織の充実強化、~~活性化~~

~~消防団は震災時には消防隊と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに、平常時は町民に対し、出火防止、初期消火等の指導を行うなど、地震火災対策において重要な役割を担っている。そのため、消防団員の教育訓練、消防団用防災資機材の整備等消防団の強化を図る。~~

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、消防操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。また、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

エ 自主防火防災組織の育成強化

町は、火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防火組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

(4) 救出・救助体制の整備

<伊都消防組合、消防団、橋本警察署、地域防災課>

災害時においては、倒壊家屋の下敷きにあった者の救出等、人命救助が何よりも優先されなければならないが、救出を迅速かつ的確に行うためには、日常から救出体制について検討し、救出资機材を整備する。

救出隊編成計画を作成し、かつ救出機器類の整備、使用の熟知を図り、防災訓練等を通じて、救出のための各機関との連携化及び救出能力の向上を図る。

(5) 救助・救出隊の整備

<伊都消防組合、消防団、地域防災課、橋本警察署>

救出隊の編成を円滑に行うため、~~平常時~~平時から、救出隊の編成及び活動方法等について消防組合、警察署、消防団及び自主防災組織と検討し、種々の場合を想定した、救出隊編成計画を作成する。

また、広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助・救出事象に対処するため、より高度な知識、技術を有する消防団員の指導育成について消防組合と連携して進める。

(6) 救出機器類の整備

<地域防災課、消防団>

多数発生することが予想される救出（救急・救護）事象に迅速・的確に対処するため地域ごとに救出用機器類を整備するとともに、その使用、活用方法についても訓練等により熟知し、あわせて自主防災組織等に指導する。

(7) 関係機関との連携

<地域防災課、建設課、住民課>

警察署、救出用の建設資機材を有する町内土木建設業者及び町内の各事業所、医療を行う医療機関等との一貫性ある救出体制を整備し、救出隊との連携について、防災訓練等を通じて検証を行う。

また、土木建設業者と災害時の協力に関する協定等の締結及び緊急連絡方法の確立を行う。

救出活動において、自衛隊を要請した場合の活動体制（拠点、連絡方法、消防・警察との連携等）の確保についての計画を作成し、防災訓練等で検証を行う。

(8) 町民住民への啓発の推進

<地域防災課>

町民住民の自主救護能力を向上させるため、応急救護知識、技術の普及活動の推進及び災害救出現場の情報収集方法と連絡方法についての周知を図る。

特に日常から、災害救出現場をつくらないための防災意識の普及及び家庭内の防災措置（住宅の耐震性の確保、家具の固定）の啓発について推進する。

(9) 要配慮者に対する救護体制の確立

<住民課、福祉課>

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第2節 林野火災予防計画

<産業振興課、伊都消防組合>

林野火災や文化財災害、危険物等災害の被害を最小限にするため、関係機関と連携して、これらを未然に防ぐ手段を整備する。

~~(1) 森林保全巡視員等の設置~~

<産業振興課>

~~和歌山県森林保全管理事業実施規定により、県と協議のうえ森林保全巡視員を配置し、森林保全管理事業委託要綱に基づき、保全林の巡視を行うとともに、森林レクリエーション地域並びに自然的条件により、山火事等の林野被害が多発するおそれのある林野等を「山火事予防地域」と定め、林野火災発生危険度の高い時期を重点的に巡視にあたる。本町では、1名配置。入山者への通報等のために、標板・警報旗を設置する。~~

(2) 啓発運動の推進

<伊都消防組合>

和歌山県火事予防運動実施要綱により予防思想の啓発等に努め、火災予防運動の間中は、消防団員による巡視を行う等~~など~~消防対策に万全を期する。また、小中学校の児童・生徒から山火事予防ポスター原画、標語等を募集する他、各種団体に文書、チラシ等の配布により火災予防意識の普及を図る。

(3) 消防対策

<伊都消防組合>

ア 消防計画の樹立

町は、消防区域に関係のある和歌山森林管理署高野森林事務所長、森林組合長、開拓関係団体の長、隣接市町長等と消防計画に必要な事項について協議し、林野火災消防計画を樹立する~~ものとする~~。

イ 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒及び鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する市町消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等との共助協力体制の整備充実に留意する~~ものとする~~。

ウ 教育訓練の実施

各区域を所轄する消防団員に対して、毎年1回以上現地において教育訓練を行う~~ものとする~~。

エ 火の使用制限

火災警報、林野火災警報及び林野火災注意報の発令中には、火の使用制限の指導及び注意喚起を行う。

第9章 宅地災害予防計画

<建設課>

1 計画方針

必要に応じて宅地に近い災害危険箇所や災害の発生が予想される箇所について調査を行い、危険宅地の解消を図る。また、宅地開発に伴う災害を未然に防止するため、関係者の防災意識を促進し、安全な宅地の確保を図る。

2 計画内容

本町域の地形地盤条件に配慮し、地震災害等に強い構造のまちづくりを進める。町域内の防災構造化について、各担当課が次の方策を進めていく。

(1) 耐震、耐火建築物の建築促進

町内の不燃化及び耐震化を促進するため、土地の合理的利用に寄与する耐震や耐火の建築物を普及するよう関係機関と協力するものとする。

現行では、建築確認申請時において、建築基準法的に義務付けがされているが、法施行以前に建築された木造家屋も多数存在している。災害危険を軽減するため、公共建築物や民間建築物の建築確認申請時等において耐震・耐火建築物の建築普及に努める。

~~(2) 規制区域の指定~~

~~建築物の建築、宅地造成工事等の規制を行うための規制区域の指定は、防災町づくりの前提であるので宅地造成工事規制区域、防火地域等の指定、災害危険区域の指定について検討する。~~

~~現在は、宅地造成工事規制区域、防火地域等の指定はない。防火地域、準防火地域の指定をすることにより、町内の不燃化及び延焼の防止に努める。~~

第10章 盛土防災計画

<建設課>

1 計画方針

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した盛土の崩壊による大規模な土石流災害を踏まえ、県下全域で盛土総点検を実施した結果、九度山町では1743箇所の盛土を抽出した。

大雨等気象状況の変化や経年変化により盛土の状況に変化が生じるなどして、対策が必要と判断された場合には、所有者等に指導や監督を講ずる。

2 計画内容

宅地造成及び特定盛土等規制法(令和5年5月施行)に基づき、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行う。

和歌山県においては、令和7年5月26日より盛土規制法に基づく規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始した。

なお、現在、和歌山県（和歌山市を除く。）では、造成宅地防災区域の指定はない。

九度山町盛土総点検完了箇所

箇所番号	盛土番号	振興局	市町村名	大字
186	九度山町1	伊都	九度山町	河根
187	九度山町2	伊都	九度山町	河根
188	九度山町3	伊都	九度山町	河根
189	九度山町4	伊都	九度山町	河根
190	九度山町5	伊都	九度山町	河根
191	九度山町6	伊都	九度山町	九度山
192	九度山町7	伊都	九度山町	九度山
193	九度山町8	伊都	九度山町	河根
194	九度山町9	伊都	九度山町	河根
195	九度山町10	伊都	九度山町	慈尊院
196	九度山町11	伊都	九度山町	上古沢
197	九度山町12	伊都	九度山町	河根
198	九度山町13	伊都	九度山町	河根
199	九度山町14	伊都	九度山町	河根
200	九度山町15	伊都	九度山町	河根
201	九度山町16	伊都	九度山町	河根
202	九度山町17	伊都	九度山町	河根
1351	九度山町18	伊都	九度山町	河根
1352	九度山町19	伊都	九度山町	椎出
1353	九度山町20	伊都	九度山町	河根
1354	九度山町21	伊都	九度山町	九度山
1355	九度山町22	伊都	九度山町	九度山
1356	九度山町23	伊都	九度山町	河根
1357	九度山町24	伊都	九度山町	丹生川
1358	九度山町25	伊都	九度山町	丹生川
1359	九度山町26	伊都	九度山町	下古沢
1360	九度山町27	伊都	九度山町	河根
1361	九度山町28	伊都	九度山町	九度山

箇所番号	盛土番号	振興局	市町村名	大字
1362	九度山町29	伊都	九度山町	北又
1363	九度山町30	伊都	九度山町	九度山
1364	九度山町31	伊都	九度山町	慈尊院
1365	九度山町32	伊都	九度山町	慈尊院
1366	九度山町33	伊都	九度山町	入郷
1367	九度山町34	伊都	九度山町	河根
1368	九度山町35	伊都	九度山町	慈尊院
1369	九度山町36	伊都	九度山町	慈尊院
3914	九度山町37	伊都	九度山町	入郷
4327	九度山町38	伊都	九度山町	九度山地先
5078	九度山町39	伊都	九度山町	河根～九度山
5224	九度山町40	伊都	九度山町	下古沢
5225	九度山町41	伊都	九度山町	九度山
5226	九度山町42	伊都	九度山町	九度山
5227	九度山町43	伊都	九度山町	九度山

和歌山県砂防課HP（令和3年12月21日現在）

第11章 下水道等施設災害予防計画

<上下水道課>

1 計画方針

町は、災害時及び大規模停電発生時においても下水道機能の最低限維持が図れるよう公共下水道施設の防災対策を図るとともに、施設の早期復旧に向けて必要な施策の推進に努める。

2 計画内容

下水道は、居住環境の改善として町民住民の暮らしに必要なものであるとともに、町民住民の生活に潤いをもたらす川や池といった水環境の水質保全のためにも重要な施設である。

(1) 管路施設の維持管理

災害時においても管路施設の排水機能を保持するため、日常点検による不良箇所箇所の発見、管内清掃、補修、改築等、既設管路の維持管理を行う。

(2) 停電対策

停電に備え、非常用自家発電機の整備や燃料の確保に万全を期す。

(3) 復旧素材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時平時から一定量の復旧資材の備蓄に努める。

第12章 上水道施設災害予防計画

<上下水道課>

1 計画方針

上水道施設は、~~拡張計画~~老朽管更新計画等を推進しつつ、重要性・緊急性を考慮し、優先順位をつけて施設の防災対策を行い、強化して災害発生時における被害の防止と軽減を図る。また、災害及び大規模停電発生による断水に備え応急給水タンク等の整備を図るとともに、県内水道事業者、関係団体等への応援要請が迅速に行えるよう連絡体制の強化に努める。

2 計画内容

平常時平時に確保する応急対策用の給水量は、災害の規模、場所等により異なるが、おおむね次の量について確保できる体制を整備する。

ア 飲料水のみとした場合（震災後3日間）

1人1日3L、給水人口約5,000人→3L×5,000人×3日分=45立方m

イ 飲料水+最低限の生活用水として利用する場合（4日目以降）

1人1日20L、給水人口約5,000人→20L×5,000人=100立方m/日

（最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度をいう。）

（1）効果的な給水方法の研究

水は、町民住民の生活に特に必要なため、初動対応期から水需要が増大する。

この需要に適切に対応するために、多くの労力・車両を必要とする直接運搬給水方式のみでは効率が悪いとため、給水所に貯水槽や仮設共用栓を設ける等などの方法について検討を行い、効率のよい給水方法を整備する。

また、発災後2～3日後に発生する生活用水（手洗い、食器洗浄、洗面から下水道区域の処理水、洗濯用水、風呂用水へと需要の要求が増す。）の確保について、運搬給水方式とは別に井戸水、プール水、河川水等から供給する方法を検討する水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備井戸水や、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するなど代替水源の確保に努める。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努める。

（2）給水施設の応急復旧体制の整備

取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す（同時に応急給水の協力についても盛り込む。）。

また、重要度を考慮した応急復旧順序等について検討を行い、計画を作成する。

（3）耐災害性の水道施設の促進

上下水道課は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮して、緊急時に確保できる水量について調査し、一覧表にして表す。また、災害に強い水道施設及び災害時に水の確保が可能

な施設についても計画的に整備を行う。今後、[水道施設耐震化老朽管更新](#)事業による老朽管の耐震管布設替えを実施する。

(4) 給水用資機材の整備

上下水道課は、必要なトラック、給水タンク、運搬者、給配水連絡管、仮設水槽等及び給水容器類、ろ水器を準備しておくとともに、容器の借り上げ及び輸送等について関係機関との間において災害時における協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。

(5) 貯水・給水意識の向上

[町民住民](#)及び自主防災組織等に対して、災害に備えての飲料水の備蓄（2～3日分）及び災害時の緊急給水の方法並びに井戸水、河川水、プール水の活用方法について、[「広報くどやま」](#)による広報や訓練時に指導を行い、貯水・給水意識の向上を図る。

第13章 文化財災害予防計画

＜教育委員会、伊都消防組合、消防団＞

1 計画方針

本町には、文化財保護法により指定された国指定重要文化財の慈尊院弥勒堂及び丹生官省符神社本殿をはじめとする重要文化財、県文化財保護条例により指定された有形文化財等があり、これらを災害から保護するため、防火設備、警報設備、避雷設備及び消火設備の設置等について、国及び県等からの補助金により漸次、施設・設備の整備を図っている。本町には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存して後世に伝えるためには十分な配慮が必要である。

町（教育委員会）、伊都消防組合及び文化財の所有者又は管理者は、文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し予想される震災に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進する。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理にあたるものとし、県文化財主管部局及び町の文化財主管部局は、必要に応じて勧告、助言又は指導を行う。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令和5年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」による。

2 計画内容

(1) 文化財災害の防災

町（教育委員会）、県、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、次について具体的な事業計画を立て、災害防止を行う。

ア 施設整備等現状把握

未指定を含む文化財リストの作成及び現況・収蔵状況を把握する。

イ 体制整備

(ア) 火災対策文化庁及び町をはじめ県内外の関連機関との役割分担と連絡体制を整備する。

~~火気の使用制限（たき火、喫煙、危険物品持込みの禁止区域の指定）、自動火災報知設備の設置、漏電警報器設置、消火栓（貯水槽を含む。）の施設設備、ドレンチャージャー設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等~~

(イ) 雷火対策和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、町内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。

~~各建物及び境内全体として避雷設備の設置~~

(ウ) その他の対策独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター、近畿圏危機発生

時の相互応援など外部組織からの支援体制を確立する。

~~環境設備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等~~

4ウ 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防止上必要な勧告、助言、指導等を行う。

4エ 文化財保護思想の普及及び訓練

- (ア) 文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。
- (イ) 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

4オ 施設整備等

(ア) 火災対策

火気の使用制限（たき火、喫煙、危険物品持込みの禁止区域の指定）、自動火災報知設備の設置、漏電警報器設置、消火栓（貯水槽を含む。）の施設設備、ドレンチャー・放水銃設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

(イ) 雷火対策

各建物及び境内敷地全体として避雷設備の設置

(ウ) 風水害対策

適正な資料収蔵施設の確保、資料の分類及び収納、水損資料レスキュー用具類の備蓄

(エ) その他の対策

環境設備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

町内における建造物文化財

名称（数）	指定	番号	指定年月日	所有者・管理者	所在地	
慈尊院弥勒堂 （附）石露盤宝珠1組、棟札17枚	1棟	国		昭和40年5月29日	慈尊院	慈尊院832
丹生官省符神社本殿 （附）宮殿4基、棟札2枚	3棟	国		昭和40年5月29日	丹生官省符神社	慈尊院835
慈尊院北門・築地塀	5棟	県		平成5年4月13日	慈尊院	慈尊院832
慈尊院多宝塔	1棟	県		平成6年4月20日	慈尊院	慈尊院832
善名稱院 本堂（附）厨子 1基 大安上人御廟（附）多宝小塔 1基 土砂堂	3棟	県		平成28年3月15日	善名稱院	九度山1413
慈尊院弥勒堂石灯籠	1基	町	2号	昭和54年9月17日	慈尊院	慈尊院832

名称(数)		指定	番号	指定年月日	所有者・管理者	所在地
慈尊院石造五輪塔	2基	町	3号	昭和54年9月17日	慈尊院	慈尊院832
丹生官省符神社石造鳥居	1基	町	26号	平成5年2月18日	丹生官省符神社	慈尊院835
丹生官省符神社石段	1基	町	27号	平成6年3月19日	丹生官省符神社	慈尊院835
旧萱野家主屋	1棟	町	29号	平成8年6月28日	九度山町	九度山1327
旧萱野家門	1棟	町	30号	平成8年6月28日	九度山町	九度山1327
旧萱野家倉	1棟	町	31号	平成8年6月28日	九度山町	九度山1327
勝利寺仁王門	1棟	町	32号	平成8年6月28日	勝利寺	慈尊院749
勝利寺本堂 (厨子、須弥壇を含む)	1棟	町	33号	平成8年6月28日	勝利寺	慈尊院749
勝利寺地藏堂 (厨子、須弥壇を含む)	1棟	町	34号	平成8年6月28日	勝利寺	慈尊院749
勝利寺鐘樓	1棟	町	35号	平成8年6月28日	勝利寺	慈尊院749
岡家先祖供養塔 (五輪塔)	1基	町	36号	平成13年1月18日	岡 勝重行	入郷477
善名稱院 位牌堂、長屋門、北門	3基	町	42号	平成25年7月24日	善名稱院	九度山1413

※『慈尊院弥勒堂』及び『丹生官省符神社本殿』は、国の重要文化財に指定されている。

出典：町教育委員会ホームページ

第14章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画

<伊都消防組合>

1 計画方針

町は、伊都消防組合と連携し、災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関等と連携して保安・保全体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じる講ずるとともに、危険物施設の耐災害性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

2 計画内容

産業活動の進展に伴う石油・ガス類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油・ガス類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。

(1) 危険物等災害予防計画

ア 危険物災害予防

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保全員に対し、保全教育を実施するとともに、危険物安全週間に保全啓発活動を実施する。
- (イ) 危険物施設の立ち入り調査を適時実施し、行政指導を図る。
- (ウ) 自衛消防組織の組織化を推進するとともに、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定の推進を図る。
- (エ) 化学消防力の強化を図るとともに、危険物事業所に化学消火薬剤及び必要機材の備蓄を推進する。

イ 高圧ガス災害予防

- (ア) 高圧ガス保安法の周知徹底を図るとともに、各種講習会や研修会等の機会を通じ、保安思想の啓発を行う。
- (イ) 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立ち入り検査の実施を行うとともに各種保安指導を実施する。
- (ウ) 各事業所における定期自主検査、自主保安教育・訓練等の自主保安活動の実施について指導する。

危険物製造所等の所在状況

危険物製造所等数調（完成検査済証交付施設）					
	計	危険物製造所	貯蔵所	取扱所	事業所数
伊都消防組合 九度山町域	9	0	4	5	6

高圧ガス販売所・貯蔵所・特定供給設備一覧						
	高圧ガス保安法令				液化石油天然ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令	*1*2は、ほぼ事業者において兼ねている *3は、貯蔵設備が容器である場合、貯蔵能力が1トン以上であるもの
	液化石油ガス保安規則		高圧ガス保安規則			
	製造	*1 販売	製造	販売		
伊都消防組合 九度山町域	0	0	1	5	2	0

第2節 火薬類災害予防計画

<伊都消防組合>

1 計画方針・内容

町及び関係機関は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、伊都消防組合が実施する保安意識の高揚、取り締まりの強化、自主保安体制の整備等の災害予防対策に協力する。

第3節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画

<伊都消防組合>

1 計画方針

町及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類等の車両による輸送中の事故発生及び被害の拡大を防止のため、関係機関による輸送車両の査察、運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立等の災害予防対策に協力する。

2 計画内容

危険物、高圧ガス等の消費・取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加しており、交通事情の悪化に伴い事故発生の危険性は高く、二次災害等大事故になる危険性がある。また、火薬類については消費・取扱量等は減少しているが、危険性が極めて高い。

危険物、高圧ガス輸送車両災害予防のために次の施策を講じる講ずる。

- (1) 車両の整備点検、有資格者の乗務等輸送における運送事業者及び従事者の自主保安体制について確立を指導する。
- (2) 関係機関合同による街頭一斉査察の実施や常置場所における立ち入り検査の実施を行う。
- (3) 各運送事業者及び従事者に対する安全運行に関する講習会等における教育・啓発を実施する。

第4節 有害物質流出等災害予防計画

<建設課、住民課>

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散により**町民住民**の健康被害防止のため、**平常時平時**から本計画により防止対策を**講じる講ずる**。
- (2) 本計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を**生ずる生じる**おそれのある次の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹き付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定されている有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

2 計画内容

(1) 石綿飛散防止対策

<建設課、住民課>

- ア 町は、県が著しく飛散性が高い吹き付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、作成したアスベスト台帳の情報を共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応がとれるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
- イ 町及び県は、吹き付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- ウ 町は、環境省が石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定め、作成した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」を基に、連携した体制を構築する。
- エ 県及び町は、災害ボランティア、復興従事者及び**町民住民**等の石綿暴露の防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用等必要な知識の普及・啓発を実施する。

(2) 有害物質流出防止対策

<住民課>

- ア 町は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、県及び事業者と連携する。
- イ 町は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し県と情報を共有する。
- ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
- エ 伊都消防組合、町、県及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

第15章 公共的施設災害予防計画

第1節 公衆電気通信施設災害予防計画

<NTT西日本電信電話株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、[楽天モバイル株式会社](#)>

1 計画方針

町は、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、[楽天モバイル株式会社](#)と平常時平時から協調して、防災情報の相互連絡体制を整備し、災害時の応急復旧順位等について協議を図る。

2 計画内容

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、[楽天モバイル株式会社](#)においては、災害時においても重要通信を確保できるよう、和歌山県地域防災計画に準じ、各種の防災対策の推進を図る。

第3.2節 鉄道施設災害予防計画

<南海電気鉄道株式会社>

1 計画方針

町は、南海電気鉄道株式会社と平常時平時から協調して、防災情報の相互連絡体制を整備し、災害時の応急復旧順位等について協議を図る。

2 計画内容

南海電気鉄道株式会社においては、鉄道施設の災害防止のため路線諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して、災害異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、和歌山県地域防災計画に準じ、諸設備の整備を行う。

第2.3節 電力施設災害予防計画

<関西電力送配電株式会社和歌山支社本部>

1 計画方針

町は、関西電力送配電株式会社和歌山本部と平常時平時から協調して、防災情報の相互連絡体制を整備し、災害時の応急復旧順位等について協議を図る。

2 計画内容

関西電力送配電株式会社和歌山本部においては、電気設備の被害を軽減し、安定した電力の供給を図るため、和歌山県地域防災計画に準じ、台風・洪水・雷等の災害予防のための計画を立て、防災対策の推進を図る。

第16章 農林関係災害予防計画

<産業振興課、建設課>

1 計画方針

各種気象災害による農産物、水産物、農林水産業施設の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の迅速な伝達、浸透体制を確保する。

2 計画内容

農林水産業関係機関及び県の協力を得て、各種気象災害に対する防災営農技術の指導に努めるとともに、農業用施設や林道の整備、治山事業の促進等により耐災害性を高めることを図る。

農林水産物に被害を及ぼすおそれのある気象情報を農林水産業従事者へ迅速・適切に伝達する体制を整備する。

農林水産業関係機関及び県の協力を得て、適切な時期に次のことについて防災営農技術の指導を行う。

- (1) 風水害予防対策（農産物、畜産、林業対策）
- (2) 干ばつ予防対策（ 〃 ）
- (3) 寒冷害（雪害）予防対策（ 〃 ）

(1) 農業用施設等の耐災害性の向上

<建設課>

- ア 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これらの巡回、点検に努める。
- イ ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉塞の原因となるおそれのある物を除去すること。特に貯水量の増加を図るために余水吐に土壌等を積むことは絶対に避ける。
- ウ 頭首工の洪水吐、土砂吐、水路の余水吐、樋門で角落し方式によるものは、洪水時には操作不能となるおそれがあるため、洪水流下を阻害しないよう処理する。
- エ 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷を受ける箇所が多くなる場合、地盤の緩み、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- オ 各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障を来すことのないよう、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置までの連絡道の整備等十分の処理をする。
- カ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期する。

(2) 林業対策（治山）

<産業振興課>

治山施設等にかかる災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報に注意し、これらの施設を巡回し、次の項目を点検し、補強、補修等必要な措置を講ずる。

- ア 治山ダム、護岸等の基礎部の洗掘状況、水衝部及び袖取付部の浸食状況、堤体の亀裂状況等。
- イ 山腹施設等の土留め、水路、編柵等の破損状況等。
- ウ 築設中の構造物は埋戻し、間詰等補強措置を講じ、倒壊、亀裂等を防止する。
また、床掘周辺部の法面整形を行い、崩壊を防止する。
- エ 機器、資材等は流出、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

(3) 林業対策（林道）

<産業振興課>

- ア 路面の横断勾配を保ち、排水を良くすること。また、側溝、溜桧^{ためます}、暗きよ等の清掃補強。
- イ 林道沿い河川敷の伐倒木、切株及び橋脚、橋台等に付着する障害物の除去。
- ウ 法頭及び法尻の保護及び補強。
- エ 法頭付近の立木を除去し、倒木等による倒壊の防止。
- オ 洪水時に被災のおそれのある川沿いの土場、貯木場の木材の搬出又は安全な場所への移動。

(4) 気象情報連絡体制の整備

<産業振興課>

大雨、強風、寒波等農林水産物に被害を及ぼすおそれのある気象情報を入手したときに、迅速かつ適切に農林水産業従事者へ伝達し、予防対策が遅滞なく行えるよう情報連絡体制を構築する。

第17章 気象業務整備計画

<和歌山地方気象台、和歌山県、地域防災課>

1 計画方針

気象、水防、火災等に関する予警報や集中豪雨のような狭域での降雨も的確に把握し、いかなる場合にも迅速・的確な対応が可能となる体制を整備する。

2 計画内容

災害応急対策において「情報」管理は最も重要な位置を占める。

そのため、迅速・確実な災害応急対策の実施に必要となる情報の種類と管理体制・方法の整備を行う。

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の管理体制の整備、民間等の協力体制の整備を行う。

(1) 予警報等の受領伝達体制の整備

<地域防災課、建設課>

和歌山地方気象台が発する気象に関する予警報の受領伝達体制を整備するとともに、管内雨量観測所の整備及び他の関係機関が設置する観測機器からの情報収集体制の充実・強化を図る。

また、平常時から既設の気象観測機器の定期点検を実施する。

第18章 防災救助施設等整備計画

第1節 消防施設整備計画

<地域防災課、伊都消防組合、消防団>

1 計画方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努め、消防施設の整備等、消防力の向上を促進する。

2 計画内容

本町の消防機関は、伊都消防組合及び消防団である。町は伊都消防組合と連携し、これら消防機関による効果的な消防活動のため、消防水利等の施設の整備に努めている。

(1) 火災の拡大防止

<地域防災課、伊都消防組合、消防団>

大規模火災の際には、**町民住民**及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても、各種の制約が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、事前の危険地域の把握等予防対策が重要である。

ア 消防活動体制の整備強化

消防機動力、装備資機材及び通信資機材の充実を図るとともに、近隣市町村との連携を深め、消防力の整備・増強を図る。

また、地震規模別、地域別、風速別等火災の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

イ 情報通信体制の整備強化

震災に対する事前の各種情報データの分析、整備を行い、震災時における迅速、的確な災害情報の収集及び指揮命令の伝達機能を確保するため、消防組合と消防団との情報通信体制の整備を含めた総合的な強化（防災行政無線及び消防救急無線の整備）を図る。

ウ 消防水利の充実強化

既存消防水利の機能維持を図るほか、震災時の同時多発火災に対処するため、火災の危険の高い地域を重点的に考慮し、震災消防活動に有効な水利を含む消防水利の整備を図る。また、公園等の整備事業と一体となった多角的な消防水利の確保を推進する。

(2) 伊都消防組合消防庁舎整備事業

<伊都消防組合>

災害対策本部機能を担う施設として、十分な耐震安全性を備えた新消防庁舎を整備する。
また、現消防庁舎及び新消防庁舎の建設予定地は、大雨による洪水浸水想定区域内にあるため、新消防庁舎の建設にあたっては、洪水浸水被害を低減させるための対策を講じるとともに、住民の一時的な避難場所として活用できるスペースを設ける。

第2節 水防施設整備計画

<地域防災課、建設課、伊都消防組合>

1 計画方針

洪水による災害に対処するため、水防法の規定により本町の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

2 計画内容

本町は、水害の防御・被害の軽減のため、**平常時平時**から水防倉庫及び水防資機材の整備を行っている。町内の紀の川（国土交通大臣直轄管理河川）及び丹生川、不動谷川（以上、知事管理河川）の重要水防区域における河川改修工事を県へ要請し、早期の完成を図る。また、町管理の河川、水路等についても降雨時の一時的な雨量の増加に対処するため、改修工事や河川、排水路のしゅんせつを実施する**等**などの整備を行う。

町内のため池の内、新池は、重要水防箇所（特に警戒を要する箇所）に指定されているため、改修工事を県へ要請し、早期の完成を図る。

水防組織の確立及び水防倉庫、水防資機材の整備を行う。

水防施設については、資料編「基本11」を参照のこと。

第3節 災害情報等の収集伝達体制の整備

<全課>

1 計画方針

災害応急対策において「情報」管理は、最も重要な位置を占める。そのため、迅速・確実な災害応急対策の実施に必要な情報の種類と管理体制・方法の整備を行う。

2 計画内容

気象、水防、火災等に関する予警報や集中豪雨のような狭域での降雨も的確に把握し、いかなる場合にも迅速・的確な対応が可能となる体制を整備する。収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の管理体制の整備、民間等の協力体制の整備を行う。

第4節 救助物資等備蓄計画

＜地域防災課、福祉課、住民課、産業振興課、教育委員会＞

1 計画方針

町は、災害に備え、**町民住民**に対して各家庭での必要物資の備蓄を呼びかけるとともに、町内に飲料水、**食糧食料**、生活物資等を保管する防災拠点を整備して分散備蓄を図る。また、町内各事業所と、非常時における**食糧食料**や生活物資等の提供に関する災害協定を締結し、流通備蓄の推進に努める。

また、大規模災害を考慮して、他市町村との相互応援協定を締結し、必要な救助物資の確保に努める。

2 計画内容

災害時は、**平常時平時**の市場流通の混乱・途絶が想定されることから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、業者との調達協定を締結等の方法により円滑に確保できる**食糧食料**供給体制を整備する。

備蓄必要量の把握とこれに対する調達協定業者の緊急調達可能量の一覧表を作成する。

災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する**食糧食料**の供給を迅速に行うため、炊き出しその他による**食糧食料**供給体制を整備する。

(1) 給食用施設・資機材の整備

＜教育委員会、地域防災課＞

避難所となる小中学校、児童館等には給食用施設・資機材が整備されているが、さらに、野外炊飯に備えて移動炊飯器を整備する。

今後の建設予定の町関係施設については、防災倉庫を設置し、必要な給食用資機材を配備する。

(2) 災害時民間協力体制の整備

＜地域防災課＞

食糧食料の公的備蓄で不足が生じる場合には、業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

また、業者からの物資の確保については、災害時にどの程度のレベルの援護を実施するかによって質・量ともに大きく変わってくるが、基本的には緊急度・重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて確保できるように体制を整備する。

このため、次のような体制を整える必要がある。

ア あらかじめ、関係業者（弁当業者等）との間と協定を締結。

イ 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。

ウ 災害発生時の**食糧食料**等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。

エ なおかつ、不足するときは、町外業者も含め応援物資として広く援助を求める。

また、町及び防災機関は、家庭内備蓄として、可能な限り7日分、最低3日分の飲料水や**食糧食料**、非常持ち出し品の確保を行うよう**町民住民**への指導に努める。同時に、災害

直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進する。

さらに、災害時の炊飯体制についても関係機関（地域の団体、日赤奉仕団又は自衛隊等）との協力体制を整え、毎年文書や訓練により、各団体の役割を確認する。

（3）供給品目の検討

<地域防災課>

町の備蓄品は、大規模避難所用が九度山町防災用備蓄倉庫、九度山小学校等6か所箇所⁶に収められ、おおむね初期開設避難所と合わせてある。また、小規模避難所用がくどやま森の童話館、入郷コミュニティ消防センター等8か所⁸10箇所¹⁰に収められている。内容は、防災資機材（約30品目）、非常用毛布、非常用食糧食料・保存水となっている。

災害救助法が適用された場合の食糧食料の種類は、原則として定められているが、個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。町は、過去の災害時に他市町村が必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考にして、平常時平時から供給品目について検討を行い、実際に避難所の規模にあわせて防災資機材や食糧食料の備蓄を行っている。

（4）災害時民間協力体制の整備

<地域防災課>

次に掲げる防災協定を結んでいる業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

- ア 災害時における食糧食料（米）の供給に関する協定書（三林商店）
- イ 災害時における食料品の提供に関する協定書（大谷食品株式会社^(株)）
- ウ 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）
- エ 災害時における物資の供給に関する協定書（^(株)プラスノよってって道の駅九度山店）
- オ 災害時における物資供給に関する協定（株式会社^(株)ナフコ）
- カ 災害時における医療材料等の供給に関する協定書（^(株)スズケン紀北支店）
- キ 災害時における応急生活物資の調達に関する協定（九度山町商工会）

防災協定の詳細については、資料編「協定1～40」を参照のこと。

（5）要配慮者救援体制の整備

<福祉課>

- ア 近隣住民等による救助体制の整備
 - 近隣住民、ホームヘルパー、福祉ボランティア等による災害時の安否確認、救出救護、給食・給水等の援護措置等の体制を整備する。
- イ 要配慮者に重点を置いた公的備蓄の検討

第5節 避難収容受入体制整備計画

<地域防災課、消防団、福祉課、教育委員会>

1 計画方針

町は、災害時における**町民住民**の安全確保、他市町村からの被災住民の受入れを図るため、状況に応じて避難所、避難路の指定・整備及び避難誘導體制の整備を行い、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

なお、避難行動要支援者に対応した福祉避難所及び障害特性に配慮した福祉避難所の整備も推進する。

2 計画内容

現在、町内に指定緊急避難場所と指定避難所が同じ場所で34**か所箇所**、福祉避難所が1**か所箇所**指定されており、「九度山町防災マップ」、ホームページ等で**町民住民**に周知している。地区の災害事情や人口変動を鑑み、適宜、指定の改廃を行い、災害時に備える。

(1) 災害活動体制の整備

<地域防災課>

災害により避難を余儀なくされた場合において、安全・的確に避難行動・活動を行うことができるよう、**平常時平時**から必要な体制を整備しておく**ものとする**。

避難所の選定を適切に行い、案内板等を適切に設置し、「**広報くどやま**」等により**町民住民**に周知し、防災訓練等により避難の検証を行う。避難指示等を行った際の各関係機関が行う避難誘導の役割の明確化及び町が行う避難所開設手順の明確化を図る。

(2) 避難所・避難場所の選定

<地域防災課>

避難所としては、災害時における指定緊急避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所、そして災害時要配慮者が拠点とする福祉避難所がある。

避難所の名称と基準等

	差 異	イメージ
指定緊急避難場所	災害の危険から 命を守るために緊急的に避難 をする場所で、土砂災害、洪水、津波、地震等の 災害種別ごとに指定	●対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物 ●対象とする災害の危険が及ばない学校のグラウンド・駐車場等
指定避難所	災害の危険があり避難した 町民住民 等が、災害の危険がなくなるまで 必要な期間滞在 し、又は災害により自宅へ戻れなくなった 町民住民 等が 一時的に滞在 することを想定した施設	●学校・体育館等の施設 ●公民館等の公共施設
福祉避難所	主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者を滞在させることが想定され、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる施設	●障がい者支援施設、医療センター等の施設

また、新規に避難所を選定する場合には、上記基準のほか、災害時の安全性（避難所や避難経路）、給食施設・冷暖房設備の有無を検討のうえ、選定を行う。

(3) 避難所の安全確保及び開設体制の整備

<地域防災課、教育委員会>

ア 施設管理者との協議

用地、施設の管理者と災害発生時の施設の運用について、日常から、協議及び協定書等の締結を行っておき、緊急時の円滑な開設、運営ができるようにする。

また、避難所開設時に必要な備蓄物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での備蓄物資確保ができる体制を整備する。

イ 有線通信の確保

[NTT](#)西日本[電信電話](#)株式会社との協議により災害時の避難所等における災害用公衆電話回線（特設公衆電話回線）を確保、増強していく体制を整備する。

ウ 避難所の安全化

指定済みの避難所についても、避難所としての機能や災害時の安全性について定期的に点検し、必要な措置を行う。

エ 避難所開設体制の整備

あらかじめ各避難所の開設担当者（町職員）を決めておき（できる限り複数名を指名する。）、防災訓練等を通じて、避難所開設の方法についての習熟を図る。また、町職員による開設ができない場合の開設方法について、施設管理者とともに事前に協議する。

(4) 避難所について住民への周知

<地域防災課、福祉課、消防団>

ア 避難順序の周知

町では、避難所を設定しているが、この避難所への避難についての順序、利用方法について次のとおり[町民住民](#)に周知する。

(ア) 災害により避難の必要が生じたときは、最寄りの避難所へ避難し、町が主体となり自主防災組織等の協力を得て避難状況を把握する。

最寄りの避難所については、[平常時平時](#)から各自が自治会と協議を行い、避難所の確認を行っておく。

(イ) 災害の規模、火災の発生、避難所の被害状況により必要が生じたときは、自主防災組織、消防団の指示により他の避難所へ避難を行う。

(ウ) 各施設へ避難した後、要配慮者利用施設への要配慮者の搬送について、町と連絡をとり、速やかな搬送を行う。

イ 避難路、避難所等の周知

次の方法で、[町民住民](#)に避難方法・避難所等について周知する。

(ア) [「広報くどやま」](#)で広報する。

(イ) 案内板等の設置に努めることで周知を図る。（誘導標識・避難所案内図・避難所表示板）

(ウ) 防災訓練、防災教育・研修によって周知を図る。

(5) 避難誘導體制の整備及び運営方法の習熟

<地域防災課、消防団>

ア 町、警察、消防等における避難誘導體制の確立

避難誘導については、基本計画編第3編第4章第3節「避難計画」に従って行うこととするが、実際の役割や方法については、種々の場合を想定した防災訓練等により検証を行う。

イ **町民住民**の避難誘導方法の習熟

災害発生時に混乱を来たさないように関係職員をはじめ**町民住民**も避難方法、避難所の特色について理解に努める。また、地域ごとの実情にあった計画づくり及び避難の際の危険箇所の把握（ブロック塀、開水路、落下危険物等）を行い、あわせて訓練による検証を行う。

さらに、自主防災組織による「災害発生時の避難誘導計画」等を整備することに努める。

ウ 避難所運営方法の習熟

避難所の運営については、開設当初は町（町職員及び教職員）による運営を行うが、長期にわたる場合は、自主防災組織やボランティアの協力が必要となる。この運営方法について、町、施設管理者、自主防災組織による運営計画を作成するとともに、運営に必要な物品等の確保を行う。

第6節 大規模感染症対策を含む防疫計画

<住民課、地域防災課>

1 計画方針

町では、災害時には衛生条件が極度に悪く感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫及び保健衛生体制を整備する。

2 計画内容

国や県の指針を基に、流行性感染症への対応を定め、避難所や町役場での備蓄品を選定する。また、大規模災害により死者が多数発生した場合などを想定し、防疫、検疫体制を整備する。

(1) 大規模感染症のまん延を防ぐ体制・装備の整備

<地域防災課>

新型~~コロナウイルス感染症~~やインフルエンザ等の~~感染症等~~の感染症がまん延することにより、死亡者や感染者が増えてしまう事態や避難生活や災害下の生活の質が落ちる事態を避ける。特に、大規模感染症の感染が拡大したときには、新型コロナウイルス感染症の流行時の経験を生かしてについては、~~平常時より、殺菌用の薬剤殺菌消毒剤~~や間仕切りなどの感染症を防ぐ装備を避難所に配置し、ソーシャルディスタンスを確保できる避難体制を整備する。避難者の状況に応じた~~4~~3区分（①健常者、②せきや発熱などの症状がある人、~~③保健所から自宅待機・健康観察を受けている人、④③~~感染症患者を除く要配慮者）を実施し、体調不良の避難者がいる場合、町保健師と連携を取るなど避難所環境の適正化と感染症対策を両立する。避難所開設の際、各避難所の通常要員2名（教育委員会）の~~他ほか~~、1名を追加して職員3名で対応にあたる。

また、大規模災害とこのような感染症の流行が重なる事態について、~~平常時~~平時よりホームページや「広報くどやま」を用いて~~町民~~住民へ周知を行い、マスク着用での避難等の心構え、対処法などを伝達する。

資料編「基本21、様式22」を参照のこと。

(2) 防疫・保健衛生体制の整備

<住民課>

大規模災害により、死者が多数発生した場合による体制を整備する。

防疫・保健衛生活動は、九度山町単独での活動は困難なため、橋本保健所や県との連携についての体制を整える。

衛生班の編成についての計画を作成するとともに、防疫器具、薬品の調達及び備蓄計画を作成する。

多数の死者が発生した際の納棺用品等の調達方法及び遺体検視箇所、遺体安置場所の確保について整備を行う。また、広域的な火葬場の確保について検討を行い、災害時の使用方法について整備を行う。

防疫を担当及び調査する各班についての編成を円滑に進めるための協議を~~平常時~~平時から橋本保健所と協議し、体制を確保する。また同時に、衛生指導、保健指導についての体制づくりについても協議を行い、災害時に備える。

さらに、防災訓練等により、活動の実施訓練を行う。

(3) 防疫用薬剤及び器具の備蓄

<住民課>

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、**平常時****平時**から備蓄等により確保に努めるとともに調達計画を作成する。

第7節 その他の応急救助整備計画

<住民課、地域防災課、上下水道課>

1 計画方針

町は、ごみ・がれきの処理、防疫活動、遺体の処理・火葬等、その他の応急救助活動についても事前に対応計画・マニュアルを整備する等^{など}として、災害時に迅速な対応ができるよう事前対策の整備を行う。

2 計画内容

町は、県の助言等を得て、次の計画・マニュアル等の作成に努める。

- (1) 水害廃棄物処理マニュアル
- (2) 被災建築物等緊急解体手続きマニュアル
- (3) 遺体の処理・火葬計画

また、県が行う、防疫活動用の消毒薬・機材の備蓄状況の把握、応急住宅の確保計画の作成等について協力する。

(1) ごみ対策

<住民課>

災害により、排出され又は処理量の増加した、災害廃棄物、生活ごみやし尿を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

災害時のごみ及びし尿処理能力、清掃体制を把握するとともに、町で対応できない場合の処理方法、貯留式仮設トイレの調達方法について、計画を整備する。

また、災害廃棄物の処理については、災害廃棄場処理計画に基づき実施する。

(2) ごみ処理体制の整備

<住民課>

大規模災害時には、通常的生活ごみに加えて、壊れた食器、家具、ガラスくず、瓦、倒壊ブロック等の災害廃棄物が発生する。このことを考慮して、ごみの種類に応じた体制を整備する。

<災害時に発生するごみ等区分>

- 使用できなくなった食器、家具、ガラスくず、畳等の災害廃棄物
- 家屋の損壊等による瓦、倒壊ブロック、剥落した壁等の建築物廃材
- 通常のごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ
- その他（死亡獣畜等）

ア 災害廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物の処理の応援を求める、町内の土木建設業者については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結等体制を整備する。また、町内の業者で対応できない場合も想定して、広域の応援体制についての計画も作成する。最終処分場については、県や周辺市町村を含め、災害時の対

応計画を作成する。

イ 生活ごみ処理体制の整備

平常時平時から、委託業者の生活ごみ処理能力についての把握を行うとともに、発災時に、委託業者が被害を受けた場合や処理量が増大した場合の対応計画を作成する。

また、処理場が被害を受けた場合や処理能力を越えた場合についても対応計画を作成する。

災害時における収集場所の変更や避難所における収集の対応方法について、委託業者と協議を行い、計画をあらかじめ作成する。

町民住民に対しては、災害時のごみの処理方法について平常時平時から指導を行う。

ウ 災害廃棄物等の仮置場の整備

災害発生時においては、最終処分場の確保が困難になることが予想されるため、町内に仮置場を設置する必要性が生じる。

このため、平常時平時から仮置き可能な空地等を確保することに努める。さらに、災害時を予測した、災害廃棄物及び生活ごみの処理に伴う仮置場の管理及び運用計画を作成する。

(3) し尿処理体制の整備

<住民課、上下水道課、地域防災課>

ア 貯留式仮設トイレなどの整備

発災時に下水道処理区域内（供用開始後）及び避難所等、し尿の処理ができない地域に対処するため、貯留式仮設トイレなどを整備する。

イ し尿処理体制の整備

平常時平時から、委託業者のし尿処理能力についての把握を行うとともに、発災時に委託業者が被害を受けた場合や処理量が増大した場合の対応計画を作成する。

また、処理場が被害を受けた場合や処理能力を越えた場合についても対応計画を作成する。

避難所等に設置された仮設トイレにおける収集処理の対応方法について、委託業者と協議を行い、計画をあらかじめ作成する。

ウ 下水処理施設の整備

下水道整備を行う地域について、耐震性を考慮した整備を行う。

(4) 遺体の処理体制の整備

<住民課>

大規模な災害が発生し死者が多数発生した場合、これに対処するために、葬祭業者等を通じ、納棺用品、葬祭用品、霊柩車、ドライアイス等の手配を行う。

このため、平常時平時から葬祭業者等との災害時協力についての協定を締結し、必要量の迅速な確保体制を整備する。

また、遺体の多数発生による処理方法について熟知し、遺体検視場所や遺体安置場所についても、平常時平時から検討を行い、確保に努める。

火葬場の被害や能力により、通常町が使用している場所での火葬の実施が困難になることが考えられるため、広域火葬応援体制についても整備する。

第19章 防災行政無線整備計画

<地域防災課>

1 計画方針

本町には、防災行政無線（同報系）が整備されているが、これに加えて、災害時の応急活動を円滑に実行するため、各防災関係機関を有機的に結ぶ県総合防災情報システムもあわせて活用する。また、地域情報化の推進として、各小中学校や各公共施設を結ぶ情報ネットワークも活用する。

2 計画内容

防災行政無線は町民住民に対し、迅速かつ的確な災害情報に防災気象情報や緊急地震速報等の防災情報を提供し、~~て町民住民~~の生命・財産の安全を守る~~上で、欠かすことのできないため~~に有効な防災情報伝達手段である。

防災行政無線（同報系）は、屋外拡声スピーカーの音声が暴風や豪雨時に著しく聞こえにくくなるため、地域住民が災害情報を受け取る機会を損なわないよう、戸別受信機の整備や災害情報伝達手段の多様化・複数化の推進に努める。

過去の災害では、一般の電話回線や携帯電話回線が被災したり停電等で使用できなくなって通信の確保に困難を極めており、機動性が高く耐災害性に優れた移動系防災行政無線の整備に努める。

また、災害時に孤立する可能性のある地域は、安否確認や被害情報の収集等が特に遅れがちとなるため、移動系防災行政無線機や衛星携帯電話の設置など、あらゆる手段を検討して地域特性に応じた方法によって通信を確保するよう努める。

（1）通信手段の整備

<地域防災課>

災害時における各機関相互の通信連絡を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

町における災害通信の手段は、一般加入電話が主であり、途絶するおそれがあるため、防災行政無線の導入や各種通信手段をより充実し、各防災機関との情報交換を高める地域防災ネットワークシステムを形成する。さらに、この通信手段の利用について広く研修、訓練を行い、災害時通信体制の整備を図る。

現在の主な通信手段は、防災行政無線、災害時優先電話、孤立集落無線機、衛星携帯電話、警戒情報支援サービス、県総合防災情報システムがある。また、防災行政無線の内容は、電話応答サービス、登録制メール、町公式LINE、町ホームページでも確認が可能である。

ア 災害時において各防災関係機関との通信連絡を迅速かつ的確に行うため、県総合防災情報システムの設置場所の耐震化及び災害対策本部室と連動した専用無線室の設置、さらに、停電時における非常電源、非常用自家発電機の整備を図る。

また、電話の果たす役割も非常に重要であるため、災害時優先電話の指定についてNTT西日本電信電話株式会社に要請し、その利用方法についての計画を作成する。

イ 災害時活動における、本部各班及び町内の防災関係施設との情報交換を円滑に行うため、防災行政無線（同報系）のデジタル化を推進するとともに、が令和6年度に完了している。また、重要意思決定者に携帯電話を携帯させる、消防団詰所、主要避難所に戸別受信機や孤立集落無線機、衛星携帯電話を設置する等などのより綿密な通信網の整備を図る。

~~本町の防災行政無線の設備計画は、次のとおりである。~~

防災行政無線（同報系）設置計画

60MHz帯デジタル同報系	
・親局設備	1局（役場）
・中継局設備	1局（日の出）
・簡易中継局設備	2局
・子局設備	39局
・戸別受信機	避難所等公共施設、難聴世帯及び町内要配慮者世帯

防災行政無線については、資料編「基本17～20」を参照のこと。

ウ 職員の動員のための通信手段を確立するため、町職員連絡メール、電話等との複数伝達手段を確保する。

エ 消防庁が整備する震度計が設置された場合は、時間外、休日等における職員及び町民住民への震度の伝達について同報無線等を使って自動的に行える通信手段について整備を行う。

(2) 通信体制の整備

<地域防災課>

ア 無線等通信施設は、防災担当課のみが操作できればよいということではなく、災害の規模や参集状況においては、だれでも操作できる必要があり、資格の取得を推進するとともに、日常から定期的に通信施設の操作について、研修及び訓練を行う。

イ 地域防災課は、本部を設置したときの広報・通信の担当であるため、複数の通信担当者を定め、日常からの操作の熟知を図ることに努める。

ウ イと同時に、災害発生時における職員の情報伝達網について、複数の案を日常より計画し、防災訓練等において検証する。

第20章 防災訓練計画

<全課、伊都消防組合、消防団>

1 計画方針

防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得、さらには防災計画（特に、応急対策計画）の実効性の検証を行うため、防災訓練を実施する。

町は、応急対策計画の実効性の確認を主眼とする訓練、**町民住民**及び自主防災組織の意識の高揚、技術の習得のための訓練、消防、救出・救助力の向上のための訓練、各機関、団体との情報の伝達を主眼とする訓練、これらを総合して連携を主眼とする訓練等目的を明確にした訓練を毎年計画的に実施する。

2 計画内容

本町が計画している訓練は、次のとおりである。

区分	実施団体	実施時期	実施場所	実施方法	
総合防災訓練	九度山町	適宜	適宜	各災害対策機関が一体となって実災害時を想定し総合的効果的活動を実施する。	
個別訓練	水防訓練	九度山町 消防団	適宜	水害 危険区域	図上又は実施訓練とし必要に応じて県都の合同又は他の関係機関と併せて行う。
	土砂災害に係る避難訓練	九度山町 及び九度山町 消防団	適宜	適宜	図上又は実施訓練とし必要に応じて県都の合同又は他の関係機関と併せて行う。
	消防訓練	九度山町 消防団	適宜	火災危険地帯又は訓練効果のある適当な場所	図上又は実施訓練とし必要に応じて県都の合同又は他の関係機関と併せて行う。
	災害救助訓練	九度山町 及び九度山町 消防団	適宜	適宜	救助も救援を円滑に遂行するため必要に応じたの機関と合同又は他の訓練と併せて行う。
	非常招集訓練	各部及び 各機関	適宜	適宜	災害時における職員の動員が円滑かつ迅速に行われるよう実施する。
	通信連絡訓練	各部及び 各機関	適宜	適宜	災害対策を有効、円滑に実施するために被害状況の把握及び指令の伝達が迅速かつ適切に行われるよう実施する。
	避難訓練	各部及び 各機関	適宜	適宜	学校、育児施設、集会所等の建物内の人命保護を目的として実施する。

(1) 基礎的訓練

<全課>

ア 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練である。関係課においては応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）、協定内容等の確認を行う。

図上演習や窓口確認訓練等、課単位で比較的容易に取り組める土うえに、訓練効果が

大きいため、積極的に行うことが望まれる。

イ 初動対応訓練（参集訓練含む。）

（ア） 「初動対応期分担業務」の習熟

初動対応期の活動は、原則として人命損失の防止活動に勢力を集中する必要があるが、そのことを前提とした場合、各人はどのような役割を担うべきかを災害応急対策計画に示された「初動対応期分担業務」に沿いながら具体的に認識を行う。

（イ） 勤務時間外における発災時の活動方法の確認

勤務時間外に大地震が発生したときは、早期に体制を確立することが重要であり、これに対処すべき参集訓練を行う。ただし、単に参集を目的にするのではなく、参集するまでに実施すべき意思決定や活動を整理し、重要事項は参集途上（あるいは参集しなくても）に意思決定が可能となる体制を確保するための訓練を行う。

ウ 救出・救助訓練

倒壊家屋等に生き埋めになった者の救出・救助を的確に対処するため、多数の職員・**町民住民**の参加を得た救出・救助訓練を実施する。

エ 人命に係る災害情報の収集伝達訓練

人命危険に関する情報を迅速・的確に把握・集約し、必要な意思決定（地域防災力の救出現場への集中、広域応援要請、自衛隊の派遣要請等）に反映させ、救出体制を確保することを目的とした訓練を実施する。

オ 通信訓練

（ア） 無線設備の運用及び応急復旧訓練

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が壊滅的な被害を受ける事が予想され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

また、大規模地震の場合、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため機器の操作習熟に努めるとともに、**町民住民**、機関ごと及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

無線設備の使用**補法方法**については、資料編「基本17」を参照のこと。

- ① 災害発生を想定して実施する本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練
- ② 通信設備の応急復旧等についての訓練

（イ） 加入電話の運用及び応急復旧訓練

庁内に設置されている災害時優先電話の利用方法、庁内の一般加入電話が**輻輳**した場合における特設公衆電話の設置についての西日本電信電話株式会社への協力要請について訓練を行う。

（2）総合訓練等

<全課>

ア 総合防災訓練

町は、関係防災機関の協力を得て、震災訓練を実施するよう努める。

（ア） 訓練内容

通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、救出、物資等の輸送、給水、非常炊き出し

(イ) 訓練参加者

九度山町自治会（自主防災組織）、小中学校、幼稚園、県、警察署、消防組合、消防団、自衛隊、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、地元関係団体、その他災害応急対策計画上必要な防災機関・団体。

(ウ) 訓練場所

町内の適切な場所を設定する。

(エ) その他

震災訓練の特殊性を考慮し、防災関係機関は特に情報収集と伝達要領及び通信設備の応急復旧等についての訓練を適宜実施する。

イ 地域防災訓練

自主防災組織、自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練と警察署、消防組合、消防団等の協力の基に実施する。

(ア) 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、給食給水訓練

ウ 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除するよう努める。

エ 小中学校等の防災訓練

教育委員会指導の基に定期的に訓練を行う。

(ア) 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

(イ) 避難の実践を通じて、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。

(ウ) 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

(3) 訓練結果の地域防災計画等への反映

<全課>

防災訓練は、単に「問題なく無事終了」というだけではなく、訓練終了後、実際の応急対策に対する問題点を掘り起こし、整理を行う。

その結果を踏まえ、終了後の検討を行い、地域防災計画の改訂や次回訓練の際の重点課題として有効に活用することに努める。

第21章 防災知識普及計画

<地域防災課、教育委員会、伊都消防組合、総務課>

1 計画方針

町民住民（町職員を含む。）が、それぞれのライフステージにおいて遭遇する可能性のある危険がどのようなものであり、その危険にどのように対処すべきであるかを基本に据えた防災教育を実施する。この際、各人の役割や能力の特性に応じて内容を工夫する。また、町職員に対しては、防災の要として必要とされる知識・技術に関する防災教育を行う。

2 計画内容

町は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業等の多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。またその際、障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いについても配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとするとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図る。

（1）職員に対する防災教育

<総務課、地域防災課>

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、次の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

- ア 講習会、研修会等の開催
- イ 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

庁内各部署においては、少なくとも年1回、防災訓練等に合わせて研修を行う。令和7年度から「避難所運営に関する職員研修」、「災害対策本部運営に関する職員研修」等の庁内防災研修を各部ごとに開始している。

なお、災害時の担当職務が平常時平時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技習得演習を実施する。

その他必要に応じ、研修等を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う講習会等について職員を派遣する。

- ア 防災講習会
- イ 研修会
- ウ 検討会
- エ 見学、現地調査

(2) 町民住民に対する防災知識の普及

<地域防災課>

防災関係機関は、単独又は共同して、町民住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、次の媒体等の利用により防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- イ 県・町ホームページ、[「広報くどやま」](#)、広報車の利用
- ウ パンフレットの利用
- エ 映画、スライド等による普及
- オ 学習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- カ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、町民住民への配布
- キ [地震体験車の利用](#)
- ク [トイレカーやトイレトレーラー（以下「移動型トイレ車両」という。）](#)、[高付加価値コテナ等による普及](#)
- キケ 県災害対応シミュレーションゲームの利用
- クコ その他

(3) 学校教育における防災教育

<教育委員会>

学校教育の中での防災教育は、地域の実情に即した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、学校種別にかかわらず一貫した方針のもとに防災教育を実施し、真に災害に強い社会を実現する。このことを念頭に、児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会を通じて、安全確保のための知識を中心に「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災教育を行う。

ア 対策

教科指導、防災教育、課外活動、授業参観等の機会を活用して、次の項目に関する知識等を啓発する。

- (ア) 児童・生徒（園児）
児童・生徒（園児）の生活圏に存在する地震時の危険及びその対処方法
- (イ) 教職員
上記(ア)及び教職員の役割
- (ウ) 保護者
上記(ア)及び保護者の役割（授業参観等の機会を通じて認識を高める。）

(4) 地域防災の核になる人材に対する防災教育

<地域防災課>

地域防災の核になる人材に対し、必要な研修を行う。

ア 対象

- (ア) 自主防災組織リーダー
- (イ) 防災ボランティア
- (ウ) その他重要な防災力となる個人・事業所

(5) 防災広報

<地域防災課>

「広報くどやま」等に大規模災害対策に関する記事を掲載し、町民住民の防災意識の高揚に努める。

広報の重点事項は、次のとおりである。

ア 平常時平時に行う各自の防災対策

- (ア) 建物の点検と補強の方法、家具の固定方法を周知すること。
- (イ) 家族と避難場所の相談をしておくこと。
- (ウ) 非常持ち出し用品をまとめておくこと。(ラジオは必携)
- (エ) 可能な限り7日分、最低3日分の飲料水や食糧食料、非常持ち出し品を備蓄しておくこと。
- (オ) 本人や家族の生命・財産を守るためには行政だけでは限界があり、町民住民の自主防災意識の向上と対応が重要であることを認識すること。

イ 平常時平時に行う地域の防災対策

- (ア) 自主防災組織の防災訓練に進んで参加すること。
- (イ) 屋外の転倒落下危険物への対策を行うこと。
- (ウ) 救出・救護の方法を習得すること。
- (エ) 火災防止及び初期消火の方法を習得すること。

広報の方法は、次のとおりである。

- ラジオ、テレビ
ラジオ、テレビの県民、町民住民向け放送の中で、防災知識の普及を図る放送を行うことについて県とともに依頼していく。
- 「広報くどやま」
町民住民全世帯を対象として「広報くどやま」を通じ町民住民に災害対策の周知徹底を図る。
- パンフレット等の作成
防災に関するパンフレットを作成し、これを災害対策関係者はじめ町民住民に配布する。
- 報道機関の協力
防災知識の普及・啓発を図るために、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本町の災害対策についての計画等絶えず必要な情報記事の提供に努める。
- 防災学習会の開催
小中学生、高齢者、町保健事業(各種教室等)参加者、各種団体(自主防災組織等)に対し、災害対応の基礎知識の普及を図る。
- 防災無線
防災無線の屋外スピーカーを通じ、音声で災害時の緊急案内や災害対応の基礎知識を広報する。
- 町ホームページ
町ホームページには、防災行政無線の内容が、文字及び音声情報で表示される。

- 町メール配信サービス
町メール配信サービスでは、登録した地区について防災行政無線の内容、行政情報及び観光・イベント情報のうち選択した分野のメールが配信される。
- 町公式LINE
町公式LINEでは、町内全ての防災行政無線の内容、行政情報及び観光・イベント情報が配信される。
- 防災行政無線電話応答サービス
防災行政無線電話応答サービスでは、防災行政無線の放送と同じ音声を聞くことができる。
防災行政無線電話応答サービス：0736—54—2570

(6) 普及の内容

<地域防災課>

防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。

- ア 防災気象に関する事項
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 地域防災計画の概要
- エ 防災予防の概要（火災予防、台風時における家屋の事前補修他）
- オ 平常時 平時の心得（準備）
 - (ア) ~~食糧~~ 食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄
家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い、~~可能な限り7日分、最低3日分程度を備蓄する~~ 1週間分程度とするものとする。
 - (イ) 非常持ち出し品の準備
 - (ウ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
 - (エ) 感震ブレーカーの設置による通電火災対策
 - (オ) 避難路及び、避難場所及び所要時間の把握
 - (カ) 自主防災組織等地域住民主体の避難所運営準備
 - (キ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - (ク) 避難所運営の方法
 - (ケ) 要配慮者の所在把握
 - (コ) 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
 - (サ) 家庭動物との同行避難の方法や受入れる避難所の場所、~~や~~避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法遵守、しつけ、餌の備蓄等）
 - (シ) 正確な情報の入手方法（町メール配信サービス、町公式LINE、防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ）
 - (ス) 自動車へのこまめな満タン給油
- カ 災害時の心得
 - (ア) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
 - (イ) 災害情報等の聴取方法

(ウ) 停電時の処置

(エ) 避難場所安全レベルについての考え方

(オ) 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解

キ 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について定期的な訓練も考慮し利用者への周知に努める。災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

ク 「ピクトグラム」と「やさしい日本語」の活用

避難所等の位置や存在を、外国人等の日本語の判読が円滑でない町民住民及び町内滞在者等に対し明確に伝えるため、「ピクトグラム」及び「やさしい日本語」を使用した案内とするよう努める。

※「ピクトグラム」：視覚的に意味を理解させる記号のこと。道路標識、非常口、車椅子のデザインが一般的に認知されている代表的なもの。

「やさしい日本語」：普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。「和歌山県外国人サポートメール」でも採用されている。

(7) 災害教訓の伝承

<地域防災課・教育委員会>

町は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、地震防災意識の向上に努める。

また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

第22章 自主防災組織整備計画

<地域防災課、自主防災組織>

1 計画方針

町民住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図る**土うえ**で重要なことであり、この育成強化について整備を行う。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、保有する工場、事業所等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

2 計画内容

大規模災害時には、電話の不通、道路、橋梁等の損壊や職員自身の被災により、防災関係機関の活動の遅れや、活動が阻害されることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、「自らの命は自らが守る」をスローガンに、出火防止、初期消火、被災者の救護、避難等を**町民住民**自らが行う自主防災組織の充実や強化を町と**町民住民**が連携のもとに推進する。

また、地域の安全と密接な関連がある事業所に対し、自主的な防災組織(自衛消防組織等)を編成し、事業所内における安全確保はもとより、関係地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように指導する。

~~自主防災組織設立届出及び防災資機材支給要綱については、資料編「基本23」を参照のこと。~~

(1) 目標及び現況

<地域防災課、自主防災組織>

町と**町民住民**が連携し、**平常時平時**から、自主防災組織の活動内容の熟知及び資機材の整備を計画的に図り、定期的な防災訓練では、実戦的な訓練を行う。

災害に対しての自主防災や援助・救援が必要なときの迅速な体制づくりについて、昼間・夜間、平日・休日等の場合に分け、計画を構築する。

さらに、防災教育等を通じ、「自らの命は自らが守る」という意識の普及を図る。

九度山町の自主防災組織は、次のとおりである。

No.	組織名称	対象区・地区
1	九度山東自主防災会	東一
2	中古沢地区自主防災会	中古沢
3	真田地区自主防災会	真田
4	盛栄地区自主防災会	盛栄
5	千代ヶ丘地区	千代ヶ丘
6	神明地区自主防災会	神明
7	下古沢自主防災会	下古沢
8	河根第一自主防災会	丹生、宮垣内、妙見、大將軍、祇園
9	河根第二自主防災会	繁野一、繁野二、河根峠、硯水
10	慈尊院地区自主防災会	慈尊院
11	入郷区自主防災会	入郷
12	永代二自主防災会	永代第二
13	椎出区自主防災会	椎出
14	広良地区自主防災会	広良

(2) 自主防災組織の役割

<自主防災組織>

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、**平常時** **平時**及び災害発生時において効果的な防災活動を行うため、次の活動について把握すること。

ア **平常時** **平時**の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達体制の確立
- (イ) 防災知識・対策の普及及び防災訓練の実施
(特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進)
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材の備蓄及び管理
- (オ) 救助、救護及び避難誘導體制(場所、経路、安全性の確認)の確立

イ 災害発生時の活動

- (ア) 被害発生初期における被害状況の把握、連絡、救助呼びかけ及び救出活動
- (イ) 火災発生時における初期消火呼びかけ及び消火活動
- (ウ) 避難指示等による避難の際の避難誘導、避難者確認
- (エ) 要配慮者の保護、安全確保及び生活支援
- (オ) 避難所の運営補助及び給食、給水活動補助
- (カ) 上記活動について、昼間・夜間、平日・休日等発生時間別の活動体制が整備されているか、問題点は何かを検証する。

(3) 地域の自主防災組織の育成

<地域防災課、自主防災組織>

自主防災組織の育成については、次のとおりである。

ア 組織活動の促進

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や防災関係機関と自主防災組織と防災士等の多様な主体との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進地域コミュニティにおい

て初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、各地域における防災活動の在り方（防災リーダーの育成及び防災訓練の内容）等を定めた指針や手引書を策定し、自主防災活動の振興を目指す。

イ 自主防災組織への助成

自主防災組織活動に必要な防災倉庫及び防災用資機材の整備を促進するため、町は必要な支給を行う。また、活動を促進するため、防災訓練等の活動助成を行う。

ウ 自主防災組織間の情報共有

自主防災組織による地域防災活動を推進するために、情報共有を図る。

（４）事業所の自主防災体制の強化

<地域防災課>

ア 自衛消防隊との協力体制の整備

一定規模以上の事業所について、消防資機材を装備した自衛消防隊の設置及び隊員講習訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図る。

また、自衛消防隊の設置してある事業所を把握し、災害時における活動項目・内容等を協議し、さらに災害時協力協定等の締結を図る。

イ 地域社会との連携

関係する地域の住民、自主防災組織、社会福祉施設等と密接な連携をとるための話し合いや防災訓練を通じ、地域社会に積極的に寄与できるような連携体制を構築する。

特に、町外へ出ている勤労者が多い昼間においては、町内の自主防災組織体制が希薄になることが予想されるため、これらを想定した的確な連携体制づくりを構築する。

第23章 災害時救急医療体制確保計画

<住民課、地域防災課>

1 計画方針

災害発生時には、家屋倒壊による重傷者やその他多数の傷病者が発生し、医療の途を失う町民住民の発生が予想される。この医療の途を失った町民住民に対し、応急医療又は助産を迅速かつ適切に行うため、県、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、災害発生時における救急医療の確保と医療体制等の整備に努める。

2 計画内容

災害発生時における、町内各医療機関の被害状況、受入れ可否の確認並びに医療救護班の編成・派遣情報及び町外の医療機関の被害状況、受入れ可能病院情報の収集について、収集方法、連絡手段、連絡網の整備を行う（計画書の作成）。この際、時間外の対応についても明確にする。

広域応援医療体制について、必要とされる医療項目、要請先、受入れ体制についての計画を作成する。

(1) 医療救護班救助部救助班の活動体制の整備

<住民課>

地震の発生により多大な負傷者が発生したときは、~~県へ医療救護班を要請するほか、町によって医療救護班を編成する~~町では救助部救助班が体制整備を行い、橋本保健医療調整本部（橋本保健所）と連携を図り、災害派遣チームの要請を行う。

しかし、町による医療救護班災害派遣チームの要請方法、派遣方法、活動体制等の運用方法について整備がなされていないため、今後この活動体制について整備を行い、災害時に迅速に派遣できるよう、橋本保健所、伊都医師会等と協議を進めていく。

また、救護所の開設を予定している避難所等においては、救護所の設置場所や設置に関する資機材についての計画を定め、避難所単位に災害用救急箱を設置することについて検討を行う。

(2) 医療機関の耐災害性の向上

<住民課>

本町の初動対応期の応急医療基本方針は、医療救護班の派遣及び直接医療機関への搬送を主とする計画であるため、医療機関の耐災害性の確保を図ることについて町医療機関を指導することに努める。

各病院に備蓄してある医薬品及び衛生材料の品目、量について日常より検討を行い、不足が予測される場合は可能な限り対応する。

それでも不足した場合は、町内医薬品取扱業者から調達することや、県が関係団体と締結している医薬品等の備蓄、調達に関する協定を活用し、県に応援を要請する。このため、平常時平時から医薬品等調達活動を円滑に行える協力関係を構築する。

(3) 広域医療体制の整備

<住民課>

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県や自衛隊等に広域応援を要請する事態が想定されるため、この要請方法や受入れ体制についての整備を行う。

また、重傷者や多数の傷病者の発生及び町内病院の被害等の発生により、後方医療施設へ搬送し治療を行う必要が生じる。

このため、日常より次のことについて検討及び把握を行う訓練及び連携を図る。

ア 災害発生時（勤務時間内、時間外を問わず。）における、町内医療機関の被害把握方法

イ 医療施設を備えた基幹病院の場所、医療可能な後方医療施設の把握方法、手段

ウ 医療情報の提供の方法や負傷者搬送体制（所在、搬送経路、診療科目）

エ 日常的に町民住民の利用頻度の高い基幹病院（町内及び町外）

なお、橋本市の橋本市民病院は、橋本保健医療圏における被災地からの重症患者の受入れ機能等を備え、災害時における医療救護活動の中核施設となる地域災害拠点病院として指定されている。また、かつらぎ町の和歌山県立医科大学附属病院紀北分院、橋本市の医療法人南労会紀和病院は、災害拠点病院に準じる機能を備え、災害時に災害拠点病院を支援する災害支援病院として指定されている。

(4) 災害派遣医療チーム（DMAT）の配備

<住民課>

県は、訓練等を含む研修を実施した災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）の養成を図っている。災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、本町の属する橋本保健医療圏では、橋本市民病院に2チームが養成研修を修了して配備されている。

県では、被災地で活動した県内DMAT隊が携行した医薬品の情報を参考に、慢性疾患用の医薬品に重点を置き、37薬効群1セットを基本とする備蓄用医薬品を、各保健医療圏の8災害拠点病院に加えて災害支援病院にも配備している。

(5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の配備

<住民課>

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備を図る。

(6) 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）との連携

<住民課>

被災地における緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じて、被災地支援を行う日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）との連携に努める。

(5-7) 町民住民の自主的救護体制の整備

<住民課、地域防災課>

災害の規模及び患者の発生状況によっては、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交

通混乱等により、町による医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため、自主防災組織、町民住民は、発災時における近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等の内容について把握しておくとともに、医療情報の提供のあり方や負傷者搬送体制についても検討しておく。

(8) 災害派遣チーム

<住民課>

災害派遣チームは、自然災害や事故、あるいは大規模な火災・テロなど、あらゆる緊急事態に迅速かつ効果的に対応するために編成される専門チームである。大地震や台風の被害が広域にわたる場合、自治体の機能だけではカバーしきれない状況が発生する。その際、事前に訓練や資格を取得した専門家で構成される災害派遣チームが現地へ向かうことで、救助や医療、物資供給など多角的な支援をいち早く開始できるようになっている。

災害時のニーズに合わせて複数の災害派遣チームが編成されている。それぞれが特化した専門分野を活かして活動することで、被災地で求められる多角的な支援を実現する。大規模災害であればあるほど、医療、福祉、心理支援、生活支援など、あらゆる面でのサポートが必要となる。

- ①DMAT：災害派遣医療チーム
- ②DHEAT：災害時健康危機管理支援チーム
- ③DPAT：災害派遣精神医療チーム
- ④DWAT：災害派遣福祉チーム
- ⑤DICT：災害時感染制御支援チーム
- ⑥JMAT：日本医師会災害医療チーム
- ⑦JRAT：大規模災害リハビリテーション支援協会
- ⑧JDA-DAT：日本栄養士災害支援チーム
- ⑨JDAT：日本災害歯科支援チーム

第24章 要配慮者避難行動要支援者対策計画

<福祉課、地域防災課、住民課、教育委員会、企画公室>

1 計画方針

~~災害法では、「要配慮者」を「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義している（法第8条第2項第15号）。その他、人工呼吸器使用者や人工透析患者等医療ニーズの高い者、妊産婦、外国人等もその範囲に想定される。~~

~~このハンディキャップを補うために、要配慮者自身及びその介護者・保護者の災害対応力の向上が必要となる。そのため、これらの状況に適切に対処するための体制を整備する。~~

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画による。

2 計画内容

~~災害発生時に、要配慮者の安全確保及び健康確保を適切に行うため、平常時平時から、社会福祉協議会や各種福祉団体及び地域住民との協力、連携により避難計画や施設収容受入計画、避難所での留意点等を定める。~~

~~また、在宅の要配慮者について、町、各福祉関係機関・団体の連携により要配慮者名簿を作成して把握を行い災害時の対応計画を定める。~~

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努める。

本町では、要配慮者用の福祉避難所として、九度山町中央公民館での受入れを計画しており、今後、運用についての計画を定める予定である。

(1) 在宅要配慮者の災害対応力の向上

<福祉課、住民課、地域防災課>

ア 防災知識の周知

要配慮者各々に必要とされる防災知識は、要配慮者の種類によって異なる。

そこで、その周知を効果的に行うために、住民課は、関係課等の協力を得て要配慮者の種類別の周知を推進することとし、あらゆる機会をとらえて災害対応力向上のための防災知識について周知を推進する。

イ 防災器具・機器の充実

要配慮者にとって、そのハンディキャップを補う防災用具・機器は災害対応力の向上に欠くことのできないものである。そこで、福祉課は次に示したような福祉サービス（日常生活用具給付等事業）を防災の観点からも積極的に推進する。

(ア) 日常生活用具給付（自動消火装置、火災警報機、緊急通報装置等）

(イ) 補装具給付（車椅子等）

ウ 防災に配慮した住宅対策の充実

要配慮者の住まいの強化は、災害対応力の向上に欠くことのできないものである。そこで、福祉課は、次のような事業を推進する際には、防災面からも配慮したものとし、要配慮者の住宅対策強化を進める。

(ア) 高齢者住宅整備資金貸付制度

(イ) 障がい者住宅整備資金貸付

また、福祉課は、要配慮者（特に、高齢者、身体障がい者）の防災を配慮した住宅のあり方について検討し、「広報くどやま」等を通じて広報する。

エ 要配慮者救援体制の整備

本町における要配慮者に対し、災害時において迅速、的確な対応を図るために、**平常時**から十分な体制整備等について検討・実施を行う。

町及び県は、**平常時**における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における要配慮者対策にもつながることから、**町民住民**の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努める。

町は、個別避難計画の作成を促進するため、要配慮者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

その他要配慮者に対する支援について、実施する**ものとする**。

(ア) 避難支援等関係者

災害時に要配慮者が迅速かつ円滑に避難できるよう、人的に援助するものとして、警察、消防、自治会、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等その他避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」とする。

(イ) 要配慮者の把握

~~災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に要配慮者の把握に努め、避難の支援、安否の確認その他の要配慮者の生命又は身体を保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努めるための対策については次のとおりとする。~~

町は、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しなければならない。

① 対象者の範囲

防災上把握を必要とする要配慮者は、在宅で生活を営む次のような者とする。

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障がい者手帳1・2級を所持する者（児）で、日常的に援護が必要な者
- c 療育手帳Aを所持する者（児）で、日常的に援護が必要な者
- d 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で、単身世帯の者

- e 難病指定、特定疾患等の疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な者
 - f その他自力で避難することが困難である、又は何らかの支援が必要と自ら申し出た者等
- ② 名簿に記録する項目
- 要配慮者名簿（災対法第49条の10第1項の避難行動要支援者名簿と同義とする。）に記録する項目については、次のとおりとする。
- a 氏名（ふりがな）
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他連絡先
 - f 避難支援を必要とする事由
 - g 前各号に定めるものの他ほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項
- ③ 要配慮者の把握名簿の管理
- ~~要配慮者名簿の作成に必要な限度で関係各課が保有する個人情報~~を、その保有にあたって特定された利用の目的以外に内部で利用するとともに、把握できない情報については、~~県等~~その他関係機関に対し、情報提供を求めることにより、~~要配慮者名簿の作成に必要な情報の取得を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。~~
- 町は、地域における要配慮者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、要配慮者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- ④ 避難支援等関係者への事前の名簿情報提供
- 町は、~~災害の発生に備え、事前に名簿情報提供を行う場合において、本人から同意を得た者について、避難支援等の実施に必要な限度で、~~避難支援等関係者として本計画に定めた消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、条例の定めにより、あらかじめ要配慮者平常時から名簿情報を提供するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点から多様な主体の協力を得ながら、要配慮者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。
- また、重度の認知症や障がい等により本人からの同意を得ることが困難な場合は、親権者や法定代理人等から同意を得た上うえで、名簿情報を提供するものとする。
- ⑤ 要配慮者名簿の更新
- 常に変化する要配慮者の状況について、次の事項に留意し、定期的に名簿の情

報更新に努める。

- a 新たに要介護認定を受けられた者、障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けられた者のうち、要配慮者に該当する者を要配慮者名簿に掲載する。
- b 新規に要配慮者名簿に掲載された者に対して、**平常時**平時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。
- c 転居や死亡、社会福祉施設等への長期入所等により、要配慮者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、要配慮者名簿から削除する。
- d 町は、自治会、民生委員、児童委員、自主防災組織等と協力し、個別避難計画の策定に努める**ものとする**。

町内の要配慮者施設一覧

施設名	所在地	洪水想定区域(m)	土砂災害警戒区域等
(1) 老人福祉施設			
特別養護老人ホーム友愛苑	河根807-64	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
養護・特別養護老人ホーム国城寮	九度山1265-1	二	二
グループホームゆうゆう	九度山527-1	二	二
(2) 障害者支援施設			
二		二	二
(3) 児童福祉施設(児童自立支援施設除く)			
母子生活支援施設わかくさ	九度山617	二	土砂災害警戒区域内 (土石流)
(4) 小中学校			
九度山小学校	九度山1077	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
九度山中学校	九度山619	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊・地すべり)
河根小学校	河根118	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
河根中学校	河根77	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
(5) 母子健康センター			
九度山町子育て世代包括支援センター	九度山1190-1	二	二
(6) その他これらに類する施設			
デイサービスプラチナ	九度山800	二	土砂災害警戒区域内 (土石流)
友愛苑デイサービス	河根807-64	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
九度山町社会福祉協議会	河根732-1	二	二
デイサービスあはは	河根384-39	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
(7) 盲学校、聾学校、養護学校、保育園、幼稚園、保育所等			
九度山幼稚園	九度山1074	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
九度山保育所	九度山1072-1	二	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)
地域子育て支援拠点	河根118	二	土砂災害警戒区域内

施設名	所在地	洪水想定区域(m)	土砂災害警戒区域等
「集まれ!!Chicks & Mommy」			(急傾斜地の崩壊)
(8) 病院、診療所、助産院			
紀の郷病院	九度山113-6	5.0~10.0	二
萩原内科・小児科	九度山1168-2	二	二
横手クリニック	九度山800	二	土砂災害警戒区域内 (土石流)
保協整形外科医院	九度山567-1	二	二
友愛診療所	河根807-64	＝	土砂災害警戒区域内 (急傾斜地の崩壊)

※洪水想定区域は、想定最大規模降雨（橋本地点上流域の2日間の総雨量678mmの想定）により、紀の川が氾濫した場合の浸水の深さを示したものの。

(ウ) 要配慮者名簿情報の漏えい防止にかかる措置

要配慮者の名簿については、次の事項に留意し、避難支援等関係者への提供等に活用する。

① 町が講ずる措置

- a 秘匿性の高い個人情報も含まれるため、要配慮者名簿は、当該要配慮者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- b 災対策に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることについて、十分な説明を行う。
- c 町は個人情報の取扱いに関し、要配慮者名簿の提供先と覚書を締結する。

② 町が求める措置

- a 避難支援等関係者は、施錠可能な場所へ要配慮者名簿を保管すること。
- b 要配慮者名簿を必要以上に複製させないこと。
- c 要配慮者名簿の提供を受けた団体は、その団体内部で要配慮者名簿を取り扱う者を限定すること。
- d 名簿情報の取扱い状況を報告しなければならないこと。

(エ) 避難のための情報伝達

~~避難情報の伝達先については、資料編「基本4」を参照のこと。~~

- ① 避難等に関する情報の発令及び伝達は、要配慮者一人一人ひとり~~一人~~に的確に伝わるように分かりやすい言葉や表現を用いるとともに、高齢者や障がい者（児）に応じた情報を選択して提供する。
- ② 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、要配慮者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- ③ 町は、県と連携し、情報伝達手段として、専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムについても整備する。
- ④ 緊急かつ着実な避難情報が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を考慮し（電話応答サービス、登録制メール、町公式LINEを含む。）、防災行政無線、広報車による情報提供に加え、携帯電話・スマートフォン端末等を活用した緊急速報メールの活用等複数の手段を有機的に組み合わせて、情報の伝達を行う。特に、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、必要に応じて、個別の

電話連絡等を実施する~~ものとする~~。

⑤ 町は、県と連携し、要配慮者と伊都消防組合の間に緊急時対応システムを整備し、その周知に努める。

⑥ 町は、災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護する。

a 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育する。ただし、保育所への入所が困難な場合は、地域子育て支援拠点等の利用を検討する。

b 保護者を失った児童があるときは、伊都振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護する。

⑦ 町は、地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下空間等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が得られるよう洪水予報等の伝達方法を定める~~こととする~~。

⑧ 町は、地域防災計画において、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が得られるよう伝達方法を定めることとする。

⑨ 町は、新型~~コロナウイルス~~インフルエンザ等の感染症等の罹患により自宅などで療養している~~町民~~住民に対して、適切な避難のための情報を提供できるよう、橋本保健所などと連携を取る~~ものとする~~。

(オ) 要配慮者の安全確保対策

町は、要配慮者が災害時に安全に避難できるよう、避難支援等関係者と連携し、要配慮者の安全確保を行う。

土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の高齢者等利用施設等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの情報伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

(カ) 避難支援等関係者の安全確保対策

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることを第一とし、安全確保に十分に配慮し、可能な範囲で避難支援等を行う。

町は、要配慮者名簿の提供に係る同意を得る際や話し合いの場において、要配慮者名簿制度の活用方法や意義、避難支援等関係者が要配慮者を助けることができない可能性もある旨等を説明し、要配慮者の理解を得るよう努める。

(キ) 社会福祉施設等の整備

① 避難訓練の実施

災害時の避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障がい者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施する。

② 避難予定場所の選定

入所者等の保護のために、事前に災害の程度種別等に応じた避難場所を選定する。

③ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であるため、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

また、災害により職員が不足して充足を図る必要に備え、資格保有者名簿等の整備に努める。

④ 社会福祉施設整備の充実化

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設や、非常用自家発電機、~~食糧~~食料、水、緊急ベッド等の設備の点検・整備に努める。

また、災害時に町や地域住民の連携・協力が得られるよう、地域に密着した施設づくりに努める。

(ク) 災害時に特に配慮すべき事項

町は、災害時に次の事項について要配慮者に十分配慮することとする。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難指示等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員、児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難場所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難場所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ ~~食糧~~食料の配慮（やわらかい食品、アレルギー物質の記載等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的実施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ~~ケースワーカー~~ ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(ケ) その他

- ① 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策
 - a 保険医療機関等関係機関との連絡調整を行う衛生班の設置
 - b 臨時医療保険相談所等の開設

~~災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。また、被災者から被保険者証等の再交付申請があつた場合、免許証等により本人確認を行った上、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。~~

(a) 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の支払の猶予について、関係機関の協力を得る。

(b) 被保険者証（マイナ保険証）等の取扱いについて

被災により被保険者証（マイナ保険証）等が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも保険医療機関を受診できるよう、関係機関との連絡調整を行う。

(c) 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

② 介護保険制度の事務処理対策

a 被保険者証の取扱いについて

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、町及び県が国と連携して体制整備を進める。

b 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

c 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

(2) 外国人対策

<企画公室>

町は、県と協力し、災害時に外国人を言語の不自由さで孤立させず、迅速かつ的確な対応ができるように事前準備に努める。

ア 在住外国人の把握

町は、出入国在留管理局と情報の連携のもと、各地域に住む外国人について把握するよう努める。

イ 情報伝達体制の整備

町は、県と協力し、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア団体等の把握に努め、その協力により外国人のサポート体制の推進に努める。

ウ 外国人への周知等

(ア) 災害時等に在住外国人からの相談に対応するため、和歌山県国際交流センター等と連携し、相談窓口の開設等ができるように備える。

(イ) 在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信を行う。

(ウ) 避難所等でのピクトグラムや災害時多言語情報シートの利用促進を図る。

(3) 幼稚園・保育所等施設の災害対策の推進

<教育委員会、福祉課>

幼稚園及び保育所の園児は、災害発生時に、自力で的確な避難ができないため、園児の

安全を図るためには平常時^ア平時^イから十分な防災対策を講じておく。

ア 防災計画の策定

災害発生時には遅滞なく対応するため、職員の任務分担、動員体制等防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災計画を策定する。

イ 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

ウ 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が崩壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。とりわけ火気については平常時^ア平時^イより安全点検を行う。

エ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者や家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

第25章 ボランティア活動環境整備・連携計画

<福祉課、総務課、九度山町社会福祉協議会>

1 計画方針

災害時において町は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、町民住民は地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、町や町民住民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備及び連携の強化に努める。

また、町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ボランティア等で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。

2 計画内容

災害時に職能を期待されるボランティア（例：建物の応急危険度判定士、看護師経験者、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、通訳、コンピューター関係等）の防災ボランティアとしての登録を行う。また県が登録しているときは要請方法について事前確認を行い、円滑な要請ができる体制を整える。

また、ボランティアの連携については、次のことについても整備を行う。

- 受入れ窓口の整備（職能を期待されるボランティア、一般ボランティアのそれぞれについて）
及びボランティアコーディネーターの育成
- 連携を行う活動内容の整備（内容は下記参照）
- 宿泊施設の確保（近隣市町村との連携により求める）
- 事故に対する補償（ボランティア保険へ加入を検討する等など、ボランティアの事故に対する補償について検討しておく）
- 活動に伴う材料費等の負担についての検討（平常時平時から県との協議を行う）

災害時におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分される。

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動にあたる専門ボランティアと、リーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動にあたる救援ボランティアチームがある。

一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、

技能を必要としない活動にあたるボランティアである。

(1) 防災ボランティアの登録促進

町は、県と連携し、和歌山県防災ボランティア登録制度要綱に基づき災害救援活動にあたる防災ボランティアの募集・登録の促進を図る。

また、平時から地域団体、ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討し、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(2) ボランティアコーディネーターの育成等

町は、県と連携し、災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、ボランティアが組織する調整機関との緊密な連携や情報交換が図れるよう、社会福祉協議会、区・自治会、女性会議等との調整を行う。

(3) 災害ボランティア活動の啓発及び登録促進

町は、「広報くどやま」の活用等により災害ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、県と連携し、和歌山県災害ボランティア登録要綱に基づき災害ボランティアの募集登録の促進を図る。

(4) 防災ボランティアセンターの組織化等

町は、県と連携し、災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う防災ボランティアセンターの組織化、活動拠点の確保及び運営指針の作成に努める。

(5) 防災ボランティア活動の連携体制の強化

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

第26章 企業防災の促進に関する計画

<産業振興課>

1 計画方針

企業の防災活動に対する取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、県及び町商工会と連携し、事業継続計画（BCP）策定の支援に努める。また、計画実行への取組みを通じて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及・啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

2 計画内容

企業が、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として事業継続計画（BCP）の策定を行うよう、町商工会を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

第27章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備

<住民課>

1 計画方針

大規模な水害等により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平時に以下の措置を講ずる。

2 計画内容

(1) 災害時応急体制の整備

町は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。

- ア 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。
- イ 災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。
- ウ 被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、町が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することも想定し、発災時に速やかに対応できる体制を準備する。
- エ 定期的に災害廃棄物処理に関する研修等を実施し、計画の実効性の向上に努める。

(2) 一般廃棄物処理施設等の浸水等対策

町は、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設等の浸水等対策を推進する。

(3) 周知・啓発

町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

第3編 災害応急対策計画

第1章 情報計画

第1節 気象警報等の伝達計画

＜和歌山地方気象台、和歌山県、地域防災課、伊都消防組合＞

1 計画方針

気象、地象、洪水に関する警報及び注意報等の周知徹底は、本計画による。

2 計画内容

(1) 特別警報、警報及び注意報

ア 特別警報：和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨等の予測される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するものその旨を警告して行う予報で、その種類、発表基準は、表「気象等に関する特別警報の発表基準」のとおりである。

イ 警報：和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するものその旨を警告して行う予報で、その種類、発表の基準は、左下の表のとおりである。

ウ 注意報：和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するものその旨を注意して行う予報で、その種類、発表の基準は、次ページの表のとおりである。

※エ 特別警報・警報・注意報における細分区域：和歌山地方気象台が注意報・警報・特別警報を発表する場合、二次細分区単位で発表する。

気象等に関する特別警報の発表基準

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※ 発表にあたっては、降水量指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予測に基づいて判断を行う。

出典：気象庁ホームページ

警報及び注意報等の発令地区



和歌山地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準

令和7年5月29日現在
発表官署 和歌山地方気象台

九度山町	府県予報区		和歌山県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		紀北	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	159
	洪水		流域雨量指数基準	丹生川流域=17.7、不動谷川流域=14.2 北又川流域=7.1
			複合基準*1	丹生川流域= (10, 17.7)
			指定河川洪水予報による基準	紀の川[五條]
	暴風		平均風速	20m/s*1
	暴風雪		平均風速	20m/s*1 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm	
注意法	大雨		表面雨量指数基準	13
			土壌雨量指数基準	109
	洪水		流域雨量指数基準	丹生川流域=14.1、不動谷川流域=11.3 北又川流域=5.6
			複合基準*1	丹生川流域= (6, 14.1) 不動谷川流域= (6, 11.3) 北又川流域= (6, 5.6)
			指定河川洪水予報による基準	紀の川[五條]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度35% 実効湿度60%		
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山(アメダス)の最高気温10℃以上 又はかなりの降雨		
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下		
	霜	晩霜期 最低気温3℃以下		
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上、山地40cm以上 気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

出典：気象庁ホームページ

~~※ (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。~~

~~※ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。又、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。~~

(2) 火災警報気象通報

和歌山地方気象台は、気象の状況から火災の**危険がある** 予防上危険と認められるときに、その状況を**火災気象情報として**知事に通報する（消防法第22条第1項）。通報を受けた知事は、これを町長に伝達する（同法第22条第2項）。

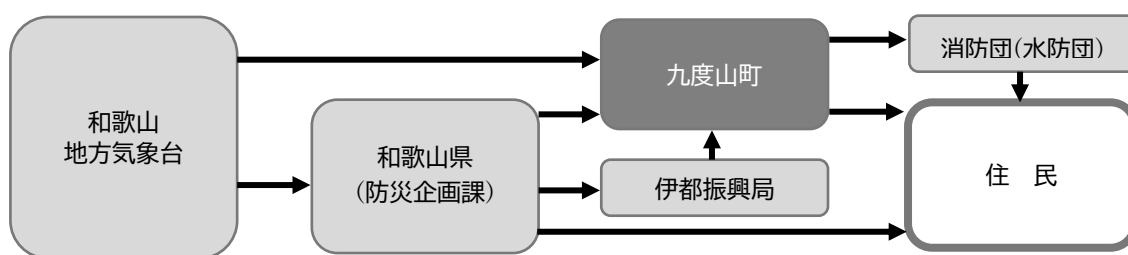
町長は、この通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発令することができる（同法第22条第3項）。

※火災気象情報の通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。ただし、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

(3) 警報等の伝達

ア 気象警報等の伝達経路



イ 本町における措置

(ア) 県の機関等から町に通知される警報等は、**平常時平時**の勤務時間中にあつては地域防災課が受領する。通知が時間外の場合は日直が受領し、地域防災課長に伝達を行う。日直がない場合は地域防災課が受領する。

(イ) 地域防災課長は、県の機関等から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を**講じる講ずる**とともに、**町民住民**、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ① 広報車による。
- ② 防災行政無線（同報系）による。
- ③ 伝達組織を通じる。
- ④ サイレン、警鐘等による。
- ⑤ 電話による。
- ⑥ インターネット（町ホームページ、エリアメール、町メール配信サービス、町公式LINE等）による。
- ⑦ 窓口等への掲示による。

(ウ) 前(イ)の周知徹底のため、先に関係者の間において予報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

(エ) 気象台から、警報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するとともに、県の機関から伝達さ

れる予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

- (オ) 県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。
- (カ) 災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。
- (キ) 地域防災課長は、予報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱責任を明らかにし、かつ事後の参考のための書類を作成し保存する。
- (ク) 総務班は、大滝ダム放流情報（FAX）により放流状況を把握し、必要に応じて、大滝ダム管理事務所に連絡をし、放流状況を把握する。

(4) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関に、火災に関する場合は消防機関に、またその他の現象の場合は、町長及び橋本警察署長に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官等は、直ちに町長へ通報するとともに橋本警察署長等に報告する。

ウ 町長の通報

上記のア又はイによって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長及び関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示す。

- (ア) 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象
- (イ) 水象に関する事項

オ 周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

(5) 紀の川に関する洪水予報等

ア 紀の川洪水予報

水防法第10条の規定により、国土交通大臣が共同して行う紀の川洪水予報の実施区間等は、次のとおりである。

	河川名	区 間
実施区間	紀の川	左岸 奈良県五條市野原東4丁目266番地先から海まで 右岸 奈良県五條市小島町550番1地先から海まで
業務担当	国土交通省（和歌山河川国道事務所 河川管理課） 気象庁（和歌山地方気象台、奈良地方気象台）が共同で行う。	

種類	標 題	概 要
洪水注意報	紀の川 氾濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	紀の川 氾濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	紀の川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

イ 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条の規定により、国土交通大臣が行う水防警報の概要は、次のとおりである。

(ア) 水防警報発表区域等

河川名	対象 量水標	区 域	責任者		
			発表	受信	
紀の川	五條 三谷 船戸	左岸 奈良県五條市牧町野原東4丁目266番地先	から海まで	和歌山 河川国道 事務所長	和歌山 県知事
		右岸 奈良県五條市小島町550番地先			

(イ) 水防警報の発表の段階

段 階	種 類	内 容
第1	待機	水防団員の足留め
第2	準備	水防資材の点検、水こう門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動
第3	出動	水防団員の出動の必要を警告
第4	解除	水防活動終了の通知

※観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは理由を附して関係機関に通知する。

(ウ) 水防警報の発表の時期

河川名	紀の川
対象観測所	五條、三谷、船戸
待機	氾濫注意水位に達する約4時間前
準備	氾濫注意水位に達する約3時間前
出動	氾濫注意水位に達する約2時間前
解除	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(注) 警報のうち「待機」「準備」については省略することがある。

ウ 水位表

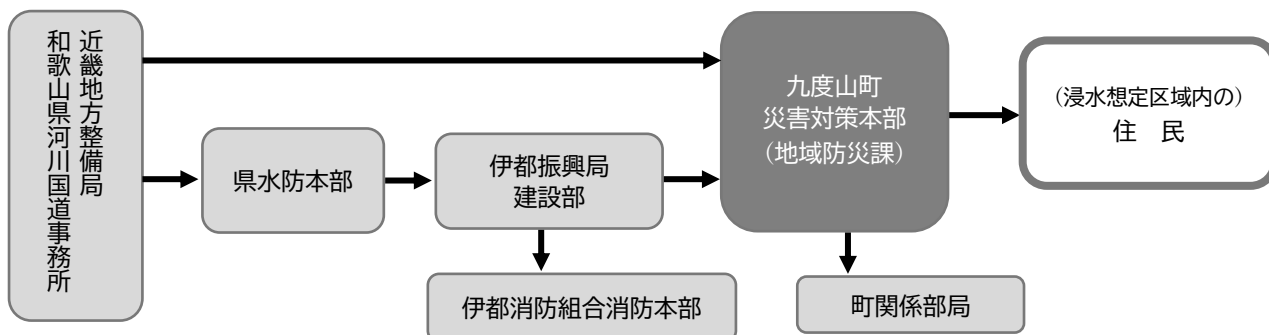
(単位：水位(m))

水位 レベル	求める行動の段階	量水標 設置場所	五條水位 観測所	三谷水位 観測所	船戸水位 観測所
			五條市	伊都郡 かつらぎ町	岩出市
レベル1	水防団が体制を整える 段階	水防団(消防団) 待機水位	5.00	2.00	4.00
レベル2	氾濫の発生に対する注 意を求める段階	氾濫注意水位 (警戒水位)	7.50	3.50	5.00
レベル3	避難準備などの氾濫発 生に対する警戒を求め る段階	避難判断水位	7.80	4.60	6.80
レベル4	いつ氾濫してもおかし くない状態 避難等の氾濫発生に対 する対応を求める段階	氾濫危険水位 (危険水位)	8.10	4.80	7.00
レベル5	氾濫水への警戒を求め る段階	氾濫危険水位 (計画危険水位) ※堤防設計水位	氾濫の発生以降		

引用：令和3年度和歌山県水防計画書

エ 洪水予報の伝達

町は、河川管理者が発表する紀の川洪水予報の伝達を受けたときは、次により伝達する。



オ 上下流域市町村の情報収集

紀の川の洪水対策及び氾濫が予想される場合の避難のため、県等を通じて上下流域市町村の気象、流入河川等の状況、災害対策の進展状況等についての情報収集を行う。

カ 浸水想定区域内への情報伝達

町は、洪水予報等の伝達を受けたときは、必要に応じて町民住民及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び近く間の所有者、管理者に情報を伝達し、注意・警戒を促す。

伝達担当	伝達先	伝達先
総務課	関係地域の住民、関係機関	注意事項や避難喚起等を防災行政無線(同報系)及び電話・ファックス、インターネット等で伝達
福祉課	浸水想定区域内の要配慮者関連施設等の管理者	

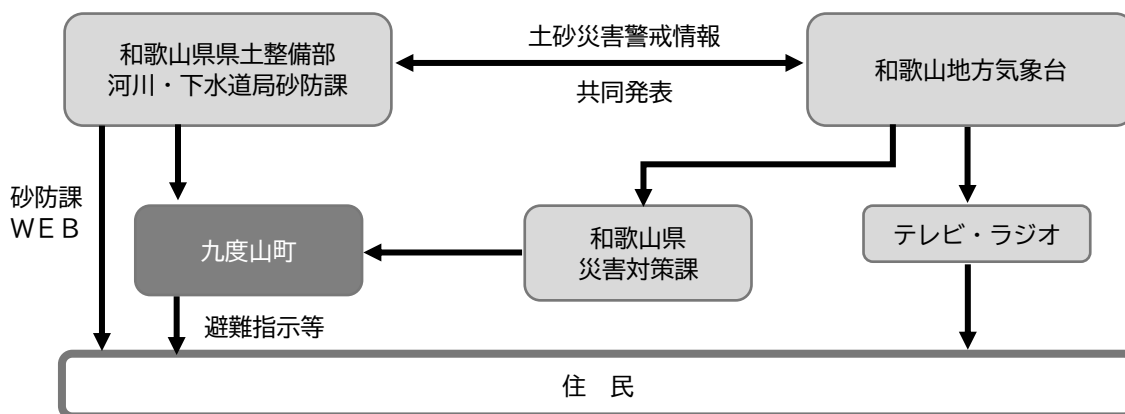
(6) 土砂災害警戒情報

和歌山県砂防課と和歌山地方気象台が共同で作成し発表する情報であり、土砂災害に対する警戒を呼びかける文章と、警戒を呼びかけている地域が判別できるような県内全域を表示している図と併せて、町に伝達される。

その他、土砂災害警戒情報を補足する情報である土砂災害警戒避難判定図等については、町や町民住民等の利用者が自ら入手・検索できる情報として、和歌山県砂防課よりホームページ等で提供される。

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震等で通常よりも少ない雨量により土砂災害の発生が想定される場合、土砂災害警戒情報の発表基準は、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用することがある。



(7) 和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部又は南部を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が和歌山県北部又は南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

- ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

エ 流域雨量指数の予測値

河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支流氾濫や下水道氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(11) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。2日先から5日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(712) その他

気象情報・防災情報の入手には、以下のサイトを活用する。

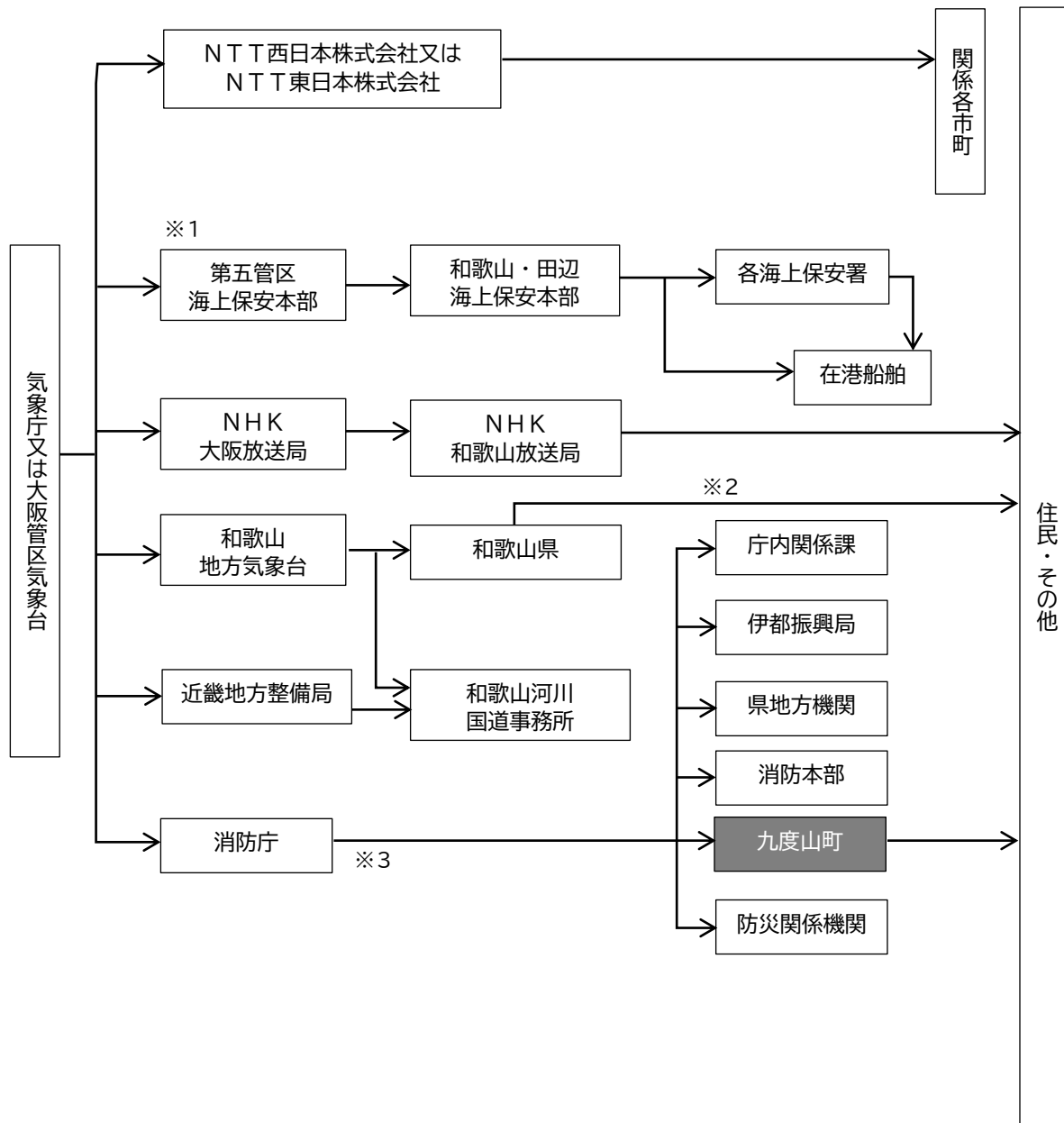
- ア 国土交通省 防災情報提供センター <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho>
- イ 国土交通省 気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ウ 防災わかやま <http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/>
- エ 和歌山県河川／雨量防災情報HP <http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp>

また、県では、県民に直接防災情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかやま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(旧Twitter)「防災わかやまX」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く防災情報が行き渡るように努めている。

(13) 警報等の伝達

ア 気象警報等の伝達経路

気象警報等の配信経路

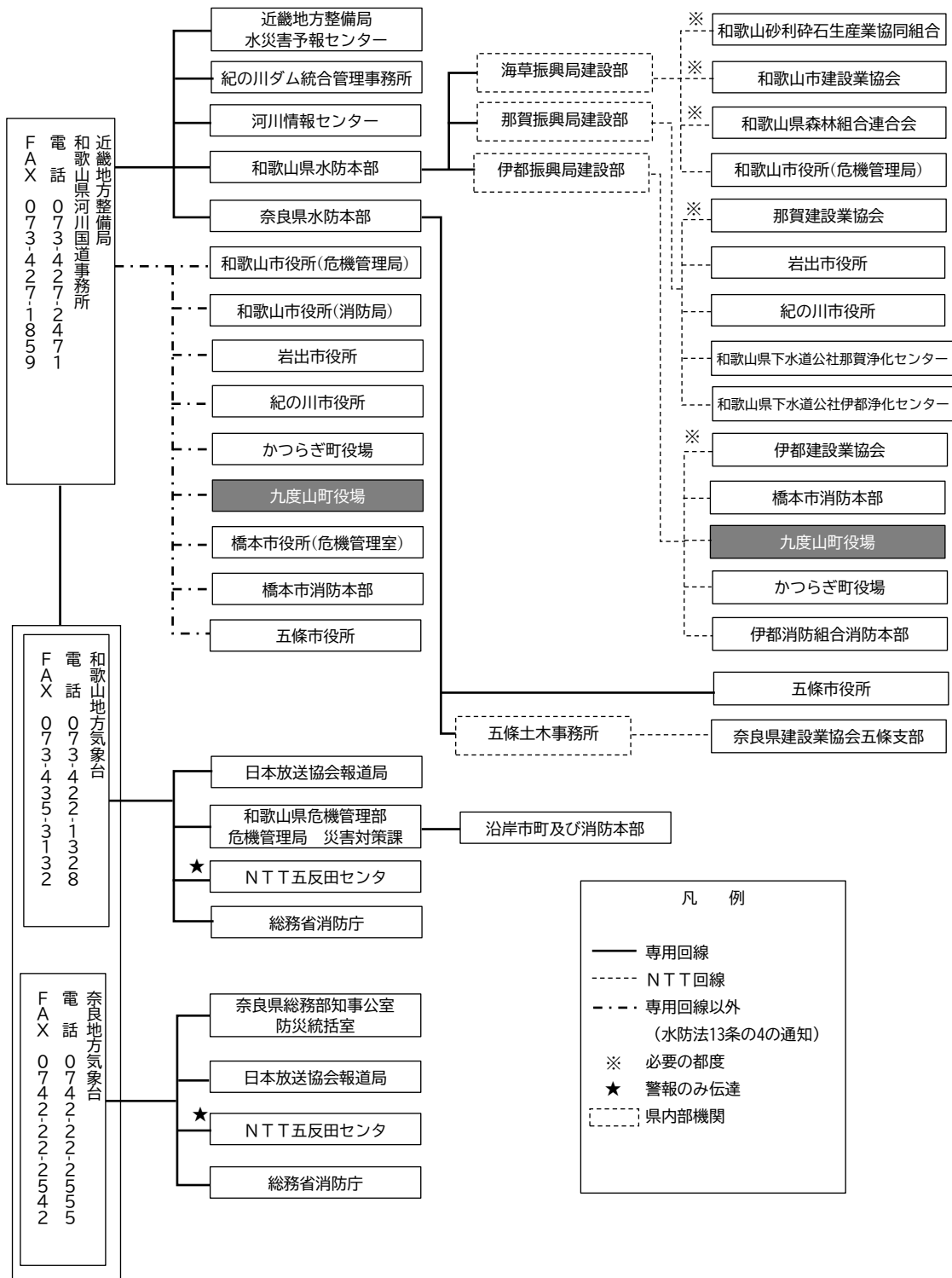


(注) 1 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。

2 ※2は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX (旧Twitter) による。

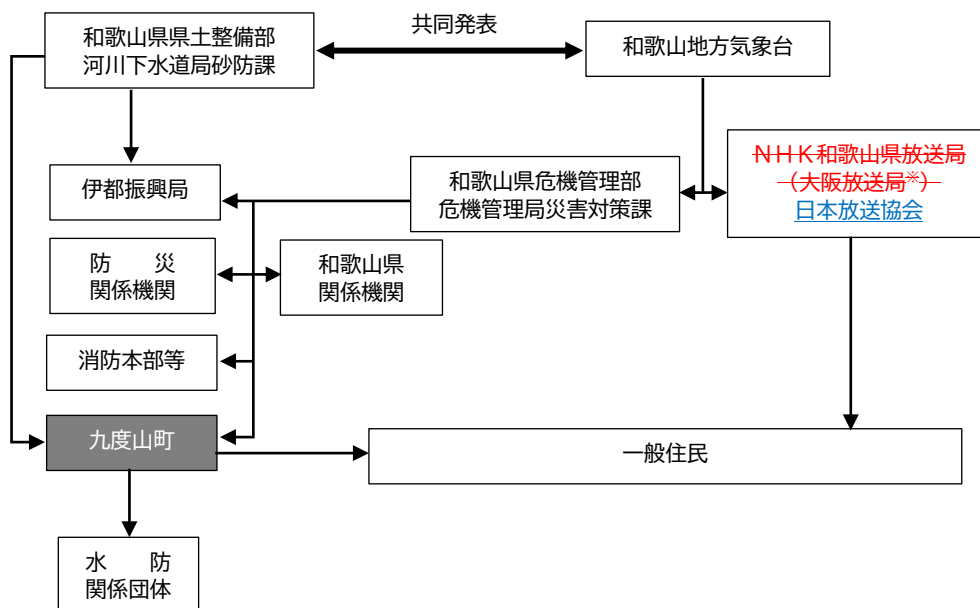
3 ※3は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による。

イ 紀の川洪水予報伝達系統図



※障害時は日本放送協会和歌山放送局及び日本放送協会奈良放送局へ伝達するが、夜間は日本放送協会大阪放送局が代替する。

ウ 土砂災害警戒情報伝達経路



エ 町の措置

(ア) 町長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- a 広報車、宣伝車による。
- b 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、有線放送による。
- c 伝達組織を通じる。
- d サイレン、警鐘等による。

(イ) 町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

(ウ) 町長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。

(エ) 町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めるときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

(オ) 町長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

オ 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長、警察官に通報する。

(イ) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちに町長及び橋本警察署長

に通報する。

(ウ) 町長の通報

上記の(ア)・(イ)によって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

(エ) 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものである。

a 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象

b 水象に関する事項

c 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

(オ) 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第2節 被害情報等の収集計画

<地域防災課、伊都消防組合、税務課、住民課、施設所管各部署>

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、町長は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して和歌山県総合防災情報システムに入力し知事に報告する。

2 計画内容

(1) 被害情報の早期収集

被害の規模を推定するため、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等の早期収集に努める。また、119番通報が殺到する状況等の情報も積極的に収集する。

町では、令和6年度より警戒情報支援サービスを導入しており、気象情報、防災情報、被害情報などを地図上で一括して確認ができるため、このシステムを活用することにより、職員間で、災害時における被害情報などを共有する。

(2) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上、極めて重要なものであり災害報告責任者は地域防災課長と定める。

なお、火災、救急、救助、爆発、漏えい等特殊事故については消防長が報告を行う。

(3) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

(ア) 発生原因 暴風、豪雨、洪水、地震、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災対法第2条第1号に規定する原因により生ずる生じる被害

(イ) 報告の基準

本計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行う。

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 町が本部を設置したもの
- ③ 災害が2市町村以上に跨るもので、一の市町村における被害は軽微であっても、広域的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、町の区域内で震度4以上の記録をしたもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

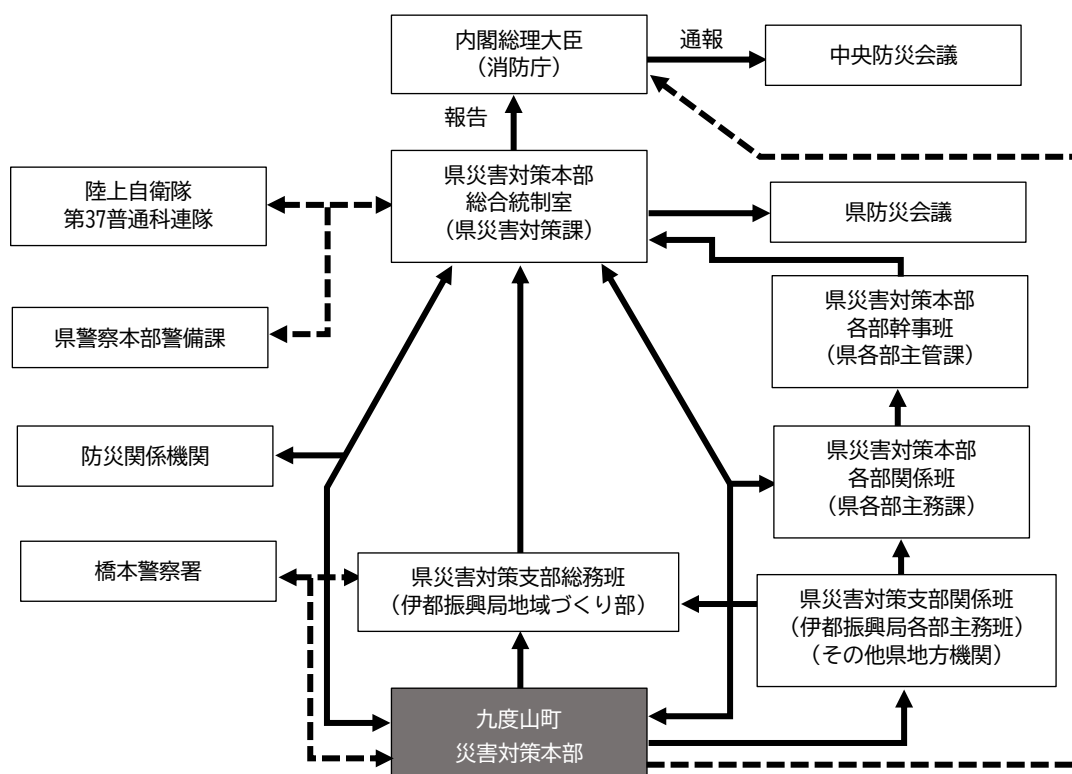
- (ア) 災害即報（資料編「様式1」参照）
- (イ) 被害状況報告（資料編「様式1、3」参照）

(4) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

- (ア) 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。
- (イ) 災害即報は、和歌山県総合防災情報システムを活用する他、次の系統によって迅速に行う。ただし、町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（災対法第53条第1項）
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。
- (ウ) 119番通報殺到状況については、町から県の他、直接国へも報告する。
- (エ) 町及び防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。
- (オ) 報告にあたっては、和歌山県総合防災情報システムを活用する他、地域衛星通信ネットワーク、加入電話、無線電話、FAX等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。
土砂災害緊急FAXは、資料編「様式4」を参照のこと。
- (カ) 災害即報事項は、橋本警察署をはじめ関係機関と十分連絡を保った土うえで行うとともに、地域防災課と被害区分に応じた関係課の連絡を密にする。

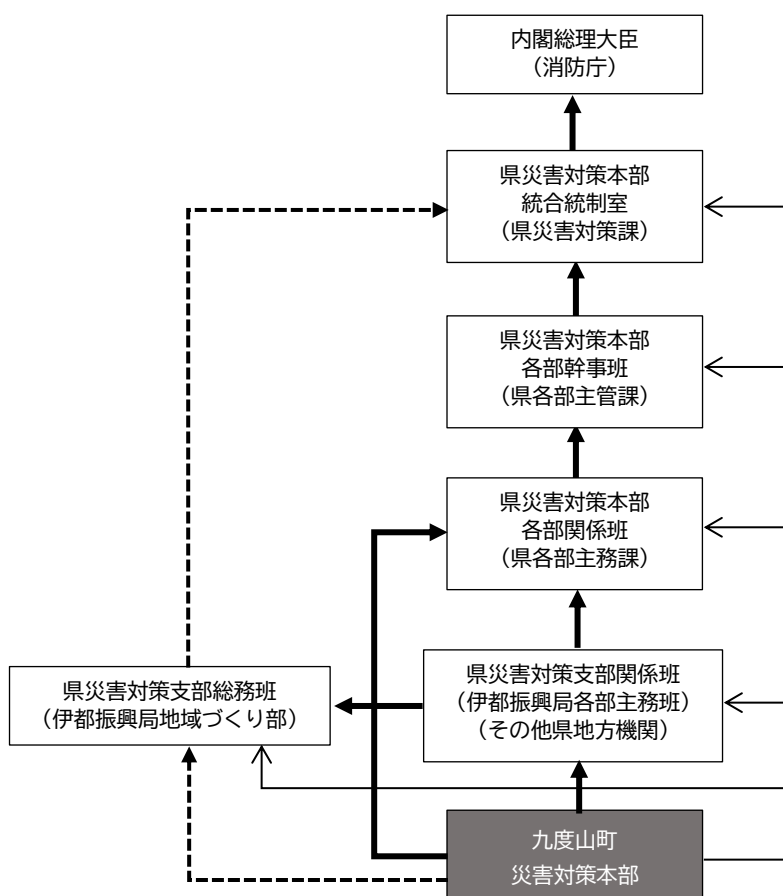
災害即報系統図



イ 被害状況報告

- (ア) 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて段階的に行う。
- (イ) 被害状況報告事項は、和歌山県総合防災情報システムを活用し行う。
- (ウ) 被害報告の順位
 - 災害の種別、規模等により、一定することができないが人的被害が最優先に、次に住家被害の順とする。

被害状況報告系統図



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。
 ② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(エ) 被害種別系統

被害区分	町からの報告先	県本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	伊都振興局健康福祉部	社会福祉課
土木関係	伊都振興局建設部等	県土整備部各課
農業関係	伊都振興局農業水産振興課	農林水産部各課
耕地関係	伊都振興局農地課	農業農村整備課
林業関係	伊都振興局林務課	林業振興課 森林整備課
公共施設関係	伊都振興局地域づくり部・健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	伊都振興局地域づくり課部	商工労働部各課
観光関係	伊都振興局地域づくり課部	観光振興課
自然公園関係	伊都振興局健康福祉部	環境生活部 福祉保健部 関係各課
衛生関係	保健所	関係各課(室) 災害対策課
その他	伊都振興局地域づくり部	
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

(5) 被害の収集及び調査要領

- ア 被害状況等の収集と調査は、関係機関、自治会等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は自治会を通じて直ちに本部に通報されるよう、平常時平時から連絡を密にし、体制を整えておく。
- イ 災害が発生したときは、直ちに各担当が災害調査班を編成して被害状況等を調査する。
- ウ 被害調査にあたっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
- エ 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- オ 状況の収集及び調査については、橋本警察署、県機関その他の関係機関と十分連絡をとる。
- カ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

(6) 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、各市町村及び警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

(7) 防災関係機関との情報交換、報告

- ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他の関係機関に状況を通報する。
- イ 町本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。
- ウ 町本部は必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部を含む防災関係機関と共有を図る。

第3節 災害通信計画

<総務課、地域防災課>

1 計画方針

~~気象予報等~~防災気象情報の伝達や災害時における町の被害情報の収集をはじめ、町、県、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の際における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用又は無線による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2 計画内容

(1) 町防災行政無線

- ア 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- イ 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、移動系無線の適正配置について検討し実施する。

(2) 県総合防災情報システム

県総合防災情報システムは、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。

(3) 通信連絡手段の確保

災害時においては、通信の途絶や輻輳^{ふくそう}が想定されることから、町は、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

ア 災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡のためには、公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、災害時の一般公衆通信は輻輳し、また電話線が切断することや交換設備が故障して通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい多重化・耐震化を行った無線通信の整備活用を考慮しておく必要がある。

イ 災害時における通信方法の特例

災害時においては、条件さえ満たせば、~~あらゆる~~無線通信等の他の通信設備を利用することが可能である。

ただ、災害通信の実施については、その手続きや実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。災害時に利用することが予想される設備の設置者との間には、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるように定期的訓練も含めあらかじめ必要な協議を行っておく準備しておく必要がある。

(ア) 災対法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、多くの電気通信事業者では、災対法第57条及び第79条に基づき、次の方法により通信設備を優先的に利用し、又は使用し、通信連絡を確保する。

① 公衆電気通信設備の優先利用

災害時優先電話	
要件	●多くの電気通信事業者では、あらかじめ核関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。
対象通話	●この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制がかかりにくいいため、災害時には発信用回線として使用される。
非常電報	
要件	●震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は、非常電報として取り扱われ、他のすべての電報に先立って電送及び配達される。 ●非常電報を発信するときは、発信人は非常電報であることを告げる。 ●非常電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。
対象電報	●災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とし、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの ●鉄道その他の交通施設(道路を含む。)の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの ●通信施設の災害の予防又は復旧その他の確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの、電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とし、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの ●秩序のため緊急を要する事項を内容とし、警察機関相互間に発受するもの、災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とし、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対し発受するもの
緊急電報	
要件	●火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、下に掲げる電報は、緊急電報として取り扱われ、他の一般電報に先立って電送及び配達される。 ●緊急電報を発信するときは、発信人は、緊急電報であることを告げる。 ●緊急電報を発信する場合において、電報取扱局の請求があるときは、発信人はその電報が緊急を要するものであることを証明しなければならない。
対象電報	●航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とし、遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの ●火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とし、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

② 有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用

各関係機関は、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保する。

ただし、災対法第57条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行う。

a	警察事務を行う者	d	気象業務を行う者	g	自衛隊の任務を行う者
b	消防事務 〃	e	鉄道事業 〃		
c	水防事務 〃	f	電気事業 〃		

③ 放送法第2条第3号に規定する放送局の利用

- | | |
|---|---|
| a | 各関係機関は、放送法第2条第3号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続きにより災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求める。 |
| b | 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。 |

(イ) 電波法等に基づく非常通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条等の規定に基づき、次の方法により非常通信の利用を図り、通信連絡を確保する。

- | | |
|---|--|
| ① | 非常通信実施の時期
地震、台風、洪水、火災、暴動その他非常の事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において、有線通信の利用ができないか、又は利用することが著しく困難な場合実施することができる。 |
| ② | 非常通報の内容
人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、又は秩序の維持のための通信、例えば、次のような内容の通信 |
| a | 人命救助に関するもの |
| b | 天災の予警報及び天災その他災害の状況に関するもの |
| c | 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの |
| d | 非常事態が発生した場合に、総務大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令に関するもの |
| e | 非常事態が発生した場合の収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの |
| f | 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの |
| g | 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの |
| h | 遭難者救護に関するもの |
| i | 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの |
| j | 鉄道線路、道路、電力施設、通信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理、復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの |
| k | 災対法第57条の規定に基づき、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの |
| l | 災対法第79条の規定に基づき、指定行政機関の長、知事又は町長が、災害の |

- 応急措置を実施するため必要な緊急通信に関するもの
- m 防災関係機関相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの
- ③ 非常通報を利用できる者
- a 非常通信協議会構成員
 - b 町、県、官庁（公共企業体を含む。）
 - c 県及び町の防災会議及び災害対策本部
 - d 日本赤十字社
 - e 電力会社
 - f 鉄道会社
 - g 新聞社、通信社、放送局
 - h その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者
- ④ 非常通報の依頼要領
- a 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
 - b 片仮名又は通常の文書体で記入する。
 - c 一通の通信文は、なるべく200字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算して200字以内）とする。
 - d 特に必要があれば何通でも出せる。
 - e あて先の住所、氏名及び分かれば電話番号を記入する。
 - f 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
 - g 発信人の住所、氏名及び電話番号を記入する。
 - h 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。

(ウ) 有線電気通信法第8条第1項の規定による有線電気通信設備の使用

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、総務大臣は、法令で定める手続きにより、有線電気通信設備の設置者に対して、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の用に供することを求めることができる。

ウ 通信障害発生時における対応及び協力

町及び電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を国、県等の関係機関に共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行う **ものとする**。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、町からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出しに努める **ものとする**。さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認のうえ、町に対して、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出しに努める **ものとする**。

エ 町防災行政無線の概要

本町の防災行政無線設備及び機器等の状況は、第2編第18節「防災行政無線整備計画」を参照のこと。

(4) 地域衛星通信ネットワークによる通信（無線電話、無線FAX）

災害により緊急を要する無線電話については「非常事態」と呼称する。また、無線FAXについては「非常」と記入して通信する。

(5) 通信手段の複数化

通信手段の複数化として、携帯電話の packet 通信、衛星回線電話等を検討する。また、タクシー会社等の業務用無線保有機関やアマチュア無線資格者等との協力体制を平常時平時から確保し、災害時の情報収集・伝達体制の補完に努める。

(6) 非常通信等の利用

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平常時平時は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定により災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTTのほかの有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

また、電波法第74条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

ア 警察無線、消防無線、自衛隊の無線

イ 非常通信協議会構成員（鉄道、電気、放送等の事業者等）が保有する無線

ウ その他の無線（例：運輸業者等の業務用無線やアマチュア無線）

第4節 災害広報計画

<地域防災課、総務課、住民課、業務所管各部署、防災関係機関>

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、町民住民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、町の同報系防災行政無線（町内放送）やインターネット、地上デジタル放送等を活用し、迅速適切な広報活動を行う。町の同報系防災行政無線は電話応答サービス、登録制メール、町公式LINEでも確認が可能である。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

2 計画内容

(1) 町における広報

ア 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として総務班部を通じて行う。

イ 広報資料の収集

広報資料の収集は、第2節「被害情報等の収集計画」に定めるところによるが、なお、次のことに努める。

(ア) 記録情報班は、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

(イ) 本部各班で撮影した災害現場写真を収集する。

(ウ) 本部各部班は、町民住民や関係団体の方の安心を目的として、広報資料の提供を積極的に行う。

ウ 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものとする。特に、要配慮者に配慮する。

(ア) 被害の状況

(イ) 気象予警報に関する情報

(ウ) 二次災害に関する情報

(エ) 町民住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令状況

(オ) 医療救護所及び避難所の開設状況

(カ) 被災者の安否に関する情報

(キ) 本部の設置及び応急対策実施状況

(ク) ライフラインの被害及び復旧見通し状況

(ケ) 主要道路状況

(コ) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況

(サ) 町民住民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(シ) 町民住民に対する被災者への協力及び注意事項

(ス) その他生活情報等必要と認める情報

エ 広報手段

町民住民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、総務**班部**を通じて行う。

また、Lアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める**ものとする**。

- (ア) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (イ) 防災行政無線（同報系）による広報
- (ウ) 広報車による巡回広報
- (エ) 県防災ヘリコプター等による広報
- (オ) 「広報くどやま」、チラシ、ポスター等の作成
- (カ) インターネット（町及び県ホームページ、町メール配信サービス、**SNS**町公式LINE等）による広報

オ 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として総務班を通じて行う。

- (ア) 災害の種類
- (イ) 発生の日時及び場所
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 応急対策実施状況
- (オ) **町民住民**に対する避難指示等の状況
- (カ) **町民住民**及び被災者に対する協力及び注意事項

カ 氏名公表に関すること

町は、被災者について、県の「災害時における安否不明者（行方不明者含む。）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表する。

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、それぞれの措置を執るとともに、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施する。

ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、FMはしもと

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 関西電力送配電株式会社橋本営業所

広報車及び報道機関等により被害箇所（範囲）の復旧見通しや感電障害防止について**町民住民**への周知徹底に努める。

ウ **NTT**西日本**電信電話**株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、**町民住民**への周知に努める。

エ 南海電気鉄道株式会社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内書、ホームページ等に掲示し、かつ報道機関等により、町民住民への周知を図る。

災害時において、町から災害広報資料の貼付を依頼されたときは、これに協力する。

(3) 広聴活動

被災者の相談に応じるため、また情報提供を行うため、次の措置を行う。

ア 相談窓口の設置及び実施体制

次のような方法により被災者の相談、要望、苦情の聴取及び情報提供を行う。

(ア) 被災地、避難所等に相談所を設ける。

(イ) 広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。

(ウ) 本部に相談窓口を設置するとともに、連絡先の周知を図る。

なお、時間の経過により、被災者等の関心が多様になるとともに、各種の支援施策の展開によりその問い合わせも増大していく。したがって、状況に応じた情報提供、広聴活動体制を講じる講ずるが必要である。

イ 総合的情報提供

被災地の災害対策本部には、全国各地から安否確認や交通の状況等の広範囲な問い合わせが殺到する。このような問い合わせに本部が対応することで、本部機能に支障を生じさせることがないように、次のような方法で対応する。

(ア) 電話専用の窓口を設置する。

(イ) 町ホームページに必要情報を掲示する。また国、県の災害情報提供システム及びインターネットポータルサイト事業者等に情報提供する。

(ウ) 通信事業者による安否確認情報提供システム（災害用伝言板サービス）を案内し活用を図る。

第5節 生活関連総合相談計画

<住民課、福祉課、税務課、総務課、地域防災課>

1 計画方針

被災住民の生活上の不安等を解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 計画内容

町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため総合相談窓口を設置する。

また、和歌山県専門士業団体連絡協議会や和歌山弁護士会との協定に基づき、無料法律相談等を実施するとともに、和歌山弁護士会が実施する災害ADR（Alternative Dispute Resolution——裁判外紛争処理手続）の開催場所の確保や広報等に協力する。

設置にあたっては、県（災害対策課及び伊都振興局）の協力を得て実施するものとする。設置場所は原則として、避難所単位に設置することし、設置が難しいときには、自動車による巡回相談の形式をとる。（被害が局地的、小規模のときは、庁舎の設置。）

相談体制について、次のように充実強化を図る。

（1）考慮すべき相談内容

- ア がれき処理、被災住宅の修理及び応急仮設住宅の斡旋に関する相談
- イ 安否確認、行方不明者の捜索等に関する相談
- ウ 罹災証明書の発行及び災害弔慰金、災害融資に関する相談
- エ 避難生活、学校、病院等の生活相談
- オ 各ライフラインの復旧の見通し及び応急修理に関する相談
- カ 各種法律及び保険相談
- キ 建物応急危険度判定の手続き
- ク メンタルケア等健康管理及び医療相談
- ケ 生業資金の斡旋、融資及び税金に関する相談

（2）相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、国及び県の担当部局と連携し、専門の職員及び専門家の派遣を要請する。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらう体制を図るものとする。

（3）事後処理対応の迅速化

相談可能な事項を迅速に処理するのみならず、解決困難なものについても、その内容を関係機関に連絡する等~~など~~として、速やかな対応を講じる講ずるものとする。

第2章 消防計画

<伊都消防組合、消防団>

1 計画方針

消防活動は、伊都消防組合がその責任において行う。しかし、大規模な災害の場合は、県及びその他防災機関に対し、関係法令の規定によって応援を要請して消防活動を実施する。

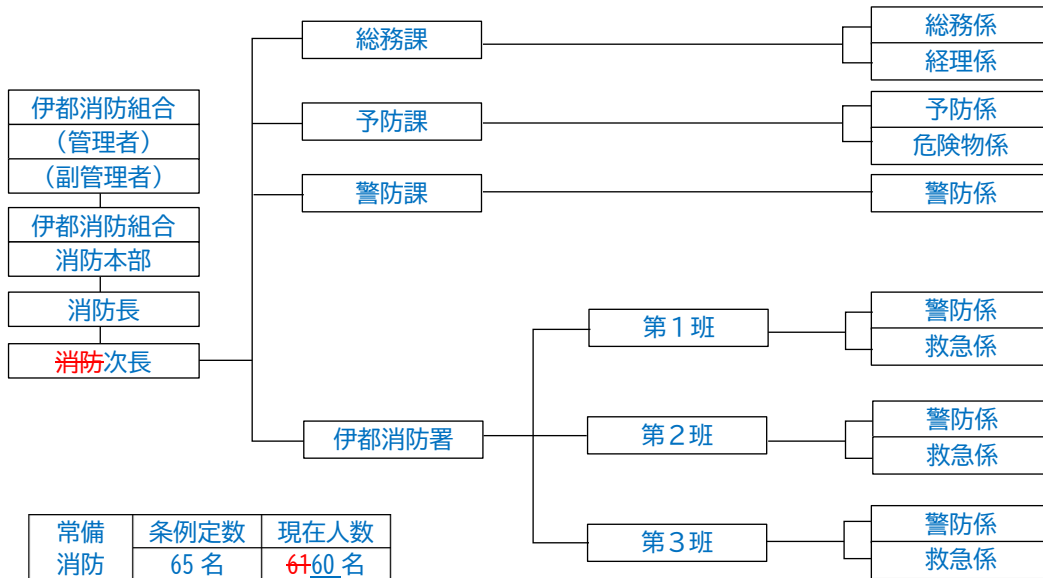
また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努める。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「九度山町消防計画」による。

2 計画内容

(1) 伊都消防機関組合の組織

伊都消防組合の組織



(令和7年10月1日現在)

九度山町消防団の概要については、序編第1章第1節及び資料編「基本4」を参照。

(2) 警報等の取扱い

気象の状況から火災の危険があるときにその状況について、和歌山地方気象台から県を通じて通報を受けた場合は、基本計画編第3編第1章第1節「気象警報等の伝達計画」に定める系統により、消防団に伝達する。

(3) 消防情報の収集

情報の収集は、基本計画編第3編第2章第2節「被害情報等の収集計画」及び「火災・災害等即報要領」による。

(4) 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、基本計画編第3編第1章第1節「気象警報等の伝達計画」及び同第3編第1章第4節「災害広報

計画」に準じて、速やかに町民住民に対して周知徹底を図る。

(5) 非常事態の場合における相互応援

災害の規模により必要な場合は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定に基づき、応援を要請する。

基本計画編第3編第17章「相互応援計画」を参照のこと。

(6) 消防団業務の内容

ア 火災の予防、警戒

基本計画編第2編第8章「火災予防計画」によるものの他、突発的な火災発生又はそのおそれがある場合は、伊都消防組合の要請により、人命危険の発見及び排除に努め、火災の予防警戒にあたる。

イ 火災の防御活動

火災の発生又は発生するおそれがあるときは、消防団員は、町消防団条例の定めにより直ちに出勤する。火災防御活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場指揮者は、保有する消防力の全能力をあげ、あらゆる戦術をもって延焼を防止するための体制をとる。

ウ 人命救助

火災に対する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば探索を実施する。要救助者があれば、伊都消防組合と連携し、救助活動に全力を投入する。

エ 情報の伝達

団員は火災状況等、現場到着後の状況を分団長又は次の階級の団員に直ちに報告する。報告を受けた分団長又は次の階級の団員は団長に直ちに報告する。

オ 火災の原因と損害の調査

消防法第31条により、火災の原因及び損害の調査は、伊都消防組合が行う。

(7) 消防団の火災出勤計画

ア 基本出勤

火災を認知した場合は全分団が出勤する。

イ 大規模災害における出勤

災害時に火災を認知した初期の場合は、出勤区分を分団単位とする。

ウ 自主出勤

火災が発生すると予想されるときは、出勤要請を待たずに直ちに警戒にあたる。

エ 特命出勤

消防団長より特別に出勤命令があった場合

第3章 水防計画

<建設課、産業振興課、伊都消防組合、消防団、地域防災課>

1 計画方針

町がその区域内における水防活動の万全を期すため、各河川、水路その他危険箇所の洪水又はそれに起因する水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な事項を定める。

2 計画内容

町がその区域内における水防活動の万全を期すため、各河川、水路その他危険箇所の洪水又はそれに起因する水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための必要な事項を定め、迅速かつ的確な水防活動を行う。

(1) 水防責任

<伊都消防組合、消防団>

町は、その区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たすものとする。

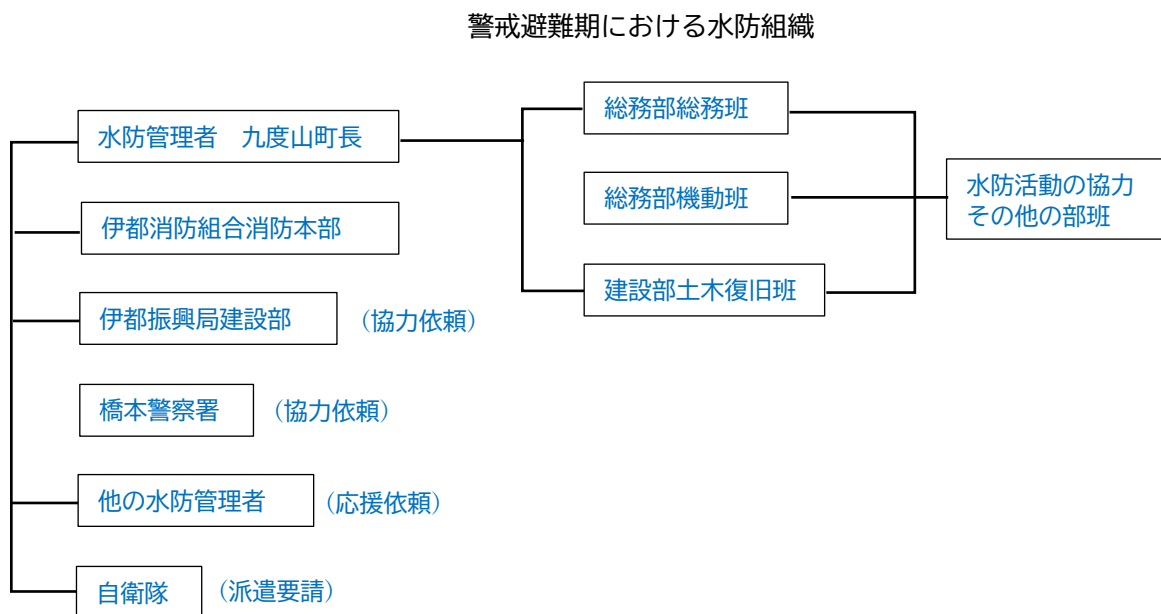
- ア 水防組織の確立
- イ 水防団（消防団）の整備
- ウ 水防資機材の整備
- エ 通信連絡系統の確立
- オ 平常時平時における河川、堤防等の巡視
- カ 水防時における適正な水防活動の実施

上記のア～カの主たる内容は、次のとおりである。

- 水防に要する費用の自己負担の確保
- 水防団（消防団）の出動体制の確保
- 通信網の点検
- 水防資機材の整備点検、調達及び輸送の確保
- 雨量、水位観測を的確に行うこと
- 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること
- 水防上、緊急に必要なときの公用負担権限の行使
- 町民住民の水防活動従事の指示
- 警察官の出動を要請すること
- 避難のための立ち退きの指示
- 知事を経由して自衛隊に出動を依頼すること
- 水防管理団体相互の協力応援
- 水防解除の指示
- 水防てん末報告書の提出

① 水防組織<伊都消防組合、消防団>

水防組織は、序編第1章第2節「動員計画」及び同第3編第3章「水防計画」によるが、特に、警戒避難期における水防活動に関わる全ての組織を表すと次のとおりである。



警戒避難期において、特に重要な水防業務は、次のとおりである。

部班名	分担業務
総務部	①気象予報警報、管内降雨情報等の受領
	②各種気象情報及び警戒巡視情報の分析・判断(意思決定)
	③消防機関(消防本部、消防団)等関係機関との情報連絡
建設部 土木復旧班	①観測雨量の把握
	②危険箇所、河川の警戒巡視
	③その他、庁内の警戒巡視(道路冠水、浸水地域等)
総務部機動班 (消防団)	①危険箇所、河川の警戒巡視
	②その他、庁内の警戒巡視(道路冠水、浸水地域等)
	③住民への避難準備の呼びかけ、要配慮者への早期避難の呼びかけ

② 監視警戒及び重要水防区域

ア 常時監視

水防管理者（以下「町長」という。）又は消防団長は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに河川等の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

イ 非常警戒

町長又は消防団は、気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

ウ 重要水防区域及び箇所

町内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所は、次のとおりである。

(国土交通省管理河川)

(ア) 紀の川破堤・越水氾濫

- ① 警戒すべき区間
 - a 左岸 本町内流域全域
- ② 紀の川の特長
 - a 上流の大滝ダムにより流量を調整

※大滝ダムは、緊急放流として毎秒1,200立方m以上以上の放流をすることがあり、ダムからの放流により河川の水位に大きな影響が出る。

- ③ 特に注意を要する区間
 - a 東一地区（紀の郷病院付近）
 - b 舟戸地区
 - c 入郷地区（丹生川との合流地点付近）
 - d 慈尊院地区

(県管理河川)

(ア) 丹生川越水氾濫

- ① 警戒すべき区間
 - a 丹生川地区から紀の川との合流地点まで
- ② 丹生川の特長
 - a 上流域で総雨量が400mmを越えると水があふれるおそれ
 - b 複数箇所道路が冠水して通行不可となり、孤立するおそれ
- ③ 特に注意を要する区間
 - a 重要水防箇所
永代橋下流50m～永代橋上流100m（右岸・左岸）
 - b 椎出、広良地区（不動谷川との合流付近）
 - c 河根地区（千石橋付近、塩の瀬橋付近）
 - d 丹生川地区（丹生川小学校付近、大柳橋付近）

(イ) 不動谷川越水氾濫

- ① 警戒すべき区間
 - a 上古沢地区から椎出地区まで
- ② 不動谷川の特長
 - a 上流域で総雨量が400mmを越えると水があふれるおそれ
- ③ 特に注意を要する区間
 - a 重要水防箇所
椎出大橋～あかり橋（左岸）
高野下駅舎～あかり橋（右岸）
えいたい橋～堰堤（左岸）
えいたい橋下流100m～堰堤（右岸）
初花橋上流 50m～初花橋上流 200m（左岸・右岸）
弁天橋上流 170m～上流 120m（右岸）
新宮前橋下流 30m～新宮前橋下流 60m（右岸）

(ウ) 北又川越水氾濫

① 警戒すべき区間

a 北又川と町道34号線が平行している区間

② 北又川の特性

a 河川の幅が狭いため、上流域の降雨の状況により、水があふれるおそれ

③ 特に注意を要する区間

a 北又児童会館付近は低い位置に建物が建てられている。

(エ) 内水氾濫等

① 警戒すべき区間

a 紀の川流域 安田島一带

b 紀の川流域 慈尊院地区 かつらぎ町との境界付近

② 内水氾濫等の特徴

a 平坦地であり、かつ用水路の水位上昇による溢れた内水が滞留し、浸水位が上昇する。

b 慈尊院地区西側は、紀の川の水位が高いときには排水できず、急激に浸水位が上昇する。

③ 警戒すべき区間・箇所

九度山町防災マップを参照のこと。

(2) 資機材及び設備の整備運用並びに輸送

<地域防災課>

ア 水防資機材

(ア) 町長は、その区域内における水防を十分に果たすことができるよう、水防資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法についてあらかじめ定めておく~~ものとする~~。

(イ) 緊急調達してもなお、水防資機材に不足を生じたときは、伊都振興局建設部に要請する~~ものとする~~。

(ウ) 本町の備蓄資機材の状況は、基本計画編第2編第2章第2節を参照のこと。

イ 輸送の確保

町長は、あらゆる非常事態を想定し、水防用資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するための経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく~~ものとする~~。

(3) 水防情報通信活動

<地域防災課>

ア 水防警報

水防警報は、基本計画編第3編第1章第1節「気象警報等の伝達計画」による。

(4) 水防活動の体制

＜伊都消防組合、消防団、地域防災課＞

常時勤務から水防非常体制への切換を確実、迅速に行うとともに勤務員として長期間にわたる非常勤務活動の完備を期するため、次の要領により非常配備を行うものとする。

ア 非常配置の種類

水防非常配備の種類を次の3種とする。

(ア) 第1 配備体制

少数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり事態の推移によって直ちに招集及びその他の活動ができる体制とする。

(イ) 第2 配備体制

所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

(ウ) 第3 配備体制

所属人員全員を動員する完全な水防体制とする。

イ 非常配備につく時期

非常配備につく時期については、水防団本部長より指令し、その基準は次のとおりとする。

(ア) 第1号指令（第1 配備体制につくべき指令）

今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするまでかなりの時間的な余裕があると認められるときに指令する。

(イ) 第2号指令（第2 配備体制につくべき指令）

水防活動を必要とする事態の発生が予想され約2時間後には水防活動の開始が考えられるときに指令する。

(ウ) 第3号指令（第3 配備体制につくべき指令）

事態が切迫し、約1時間後には水防活動の必要が予想されるとき、あるいは危険性が大きで第2 配備体制では、処理しかねると認められるときに指令する。

ウ 費用負担

(ア) 町は、管轄区域の水防に要する費用を負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、相互の団体が協議して定めるものとする。

(イ) 町の水防により町以外の団体（市町村）が著しく利益を受けるときには、受益市町村がその費用の一部を負担するものとする。

エ 公用負担

(ア) 町長又は消防団長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第21条の規定により水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ③ 車両その他運搬具又は機器の使用
- ④ 工作物その他障害物の処分
- ⑤ 公用負担の権限を行使するときは、証明書を携行し命令書を発行して行使する。

オ 避難のための立ち退き

(ア) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長は、必要と認める区域の居住者に対し、信号その他の方法により立ち退き又はその準備を指示するものとする。

(イ) 町長は、避難のための立ち退き又は準備の指示をしたときは、遅滞なく伊都振興局建設部長及び橋本警察署長にその旨を通知するものとする。

(ウ) その他避難の対応は、基本計画編第3編第4章第3節「避難計画」による。

カ 配備の解除

町長は、区域内の水防警戒の必要がなくなったときは、配備の解除を発令するとともに、町民住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備解除を発令したときは、伊都振興局建設部長を経由して県水防本部長に報告する。

(5) 決壊等の通報及び決壊後の措置

<伊都消防組合、消防団>

ア 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、町長又は消防団長は、直ちにその旨を伊都振興局建設部長及び氾濫が予想される隣接市町に通報する。

イ 決壊後の措置

町長又は消防団長は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

(6) 協力応援

<地域防災課>

ア 協力及び応援

町長は、水防上緊急の必要があると認めるときは、他の水防管理者、県、警察、自衛隊に対し応援を求めるものとする。

応援要請は、第3編第15章「自衛隊派遣要請等の計画」による。

県への応援要請は、伊都振興局建設部長に行うものとする。

(7) 水防報告と記録

<地域防災課>

ア 緊急報告

町長は、次の活動を実施したときは、遅滞なく伊都振興局建設部に報告する。

(ア) 水・消防団を出動させたとき

(イ) 他の水防管理者等に応援を要求したとき

(ウ) 破堤、はん濫したとき

(エ) その他必要と認める事態が生じたとき

イ 水防実施状況報告

町長は、水防活動終了後、遅滞なく「水防報告書」を、伊都振興局建設部長経由のうえ、知事に報告するものとともに水防記録を作成してその写しを保管するものとする。

第4章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画

<福祉課>

1 計画方針

災害時における被災者罹災者の救助及び保護は、本計画による。災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については知事からの委任により町長が行う。

2 計画内容

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準等

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行う。

(2) 災害が発生した場合の適用基準等

災害救助法による救助の適用は、市町村単位にその適用地域を指定して実施し、同一災害による町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

ア 全壊、全焼、流失により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）が80世帯以上になったとき。（適用基準では、人口が5千人未満の場合、被害世帯数30世帯と定められている。）

イ 被害世帯数が30世帯に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県下の被害世帯数が1,000世帯以上の場合、15世帯（①の半数）以上に達したとき。

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯が5,000世帯に達したとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等など、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）

オ 町がア、イ、ウの基準に該当しないが、次の各号の一つに該当し知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合は、災害救助法による救助を実施することがある。

(ア) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(イ) 有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため特殊の技術を必要とするものであること。

(ウ) 交通事故により多数の者が死傷した場合

(エ) その他多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じた場合

カ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。

(イ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

キ 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流失）の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半壊する等~~など~~著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたまり積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した一世帯とみなす。

(2.3) 災害救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。災害救助法については、資料編「基本14」を参照のこと。

<災害救助法による救助の種類>

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の給与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 医療及び助産
- キ 被災者の救助
- ク 住宅の応急修理
- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ ~~死体~~遺体の搜索及び処理
- シ 障害物の除去

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画

<福祉課、地域防災課>

1 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画による。
~~支援金の支給事務は、被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災者生活再建支援法人が実施するが、一部は町が法人から委託を受けて実施する。~~
~~被災者生活再建支援法の概要は、次のとおりである。~~

2 計画内容

~~-(1) 目的~~

~~自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって町民住民の生活の安全と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。~~

(1) 住家の被害認定

ア 町が実施することとなっている住家の被害認定についてDX化を進め、県は平時における町の調査体制の整備をサポートする。

イ 県は、大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の町向け説明会を実施するとともに、町からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援する。

- ① 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。
- ② 町や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。

~~-(2) 被災世帯の定義~~

~~被災世帯とは、政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって、ア～オに掲げるものをいう。~~

~~ア 住宅が全壊した世帯~~

~~イ 住宅が半壊し又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯~~

~~ウ 災害による危険な状態が継続し、住居に居住不能な状態が長時間継続することが見込まれる世帯~~

~~エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）~~

~~オ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）~~

(2) 被災者生活再建支援法の適用

ア 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。(被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。)

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害
- ⑤ ③又は④に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、①、②、③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものであるものにおける自然災害

イ 対象世帯

- ① 自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯
- ② 住宅が全壊した世帯
- ③ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑥ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。(中規模半壊は、加算支援金のみ)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
中規模半壊	二	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

~~※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、町による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。~~

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単数世帯の場合は各該当欄の金額の3/4の額）。

エ 支援金の支給事務

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を町で受け付け、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

（3）支給要件及び支給内容

~~都道府県は、区域内で被災した世帯に対し、その申請に基づき次の支援金を支給する。~~

~~ア 被災世帯に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあっては50万円、中規模半壊世帯にあっては支援なし）に、被災世帯が（ア）～（ウ）に掲げる世帯であるときは、それぞれに定める額を加えた額とする。~~

~~（ア）住宅を建設・購入する世帯 200万円~~

~~（イ）住宅を補修する世帯 100万円~~

~~（ウ）住宅を賃借する世帯 50万円~~

~~※ 公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅は除く。~~

~~イ 被災世帯が同一の自然災害により、アの（ア）～（ウ）の2以上に該当するときの支給額は、100万円（大規模半壊世帯にあっては50万円）に、アの（ア）～（ウ）に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。~~

~~ウ （2）のウに該当する被災世帯であって政令で定める世帯に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で、政令で定める額とする。~~

~~エ （2）のオに該当する被災世帯であって政令で定める世帯に対する支援金の額は、ア～ウによる額の2分の1とする。~~

~~オ 単数世帯に対する支給額は、ア～エによる額の4分の3とする。~~

（4）住宅の被害認定

~~被害認定については、認定基準「災害の認定基準について（令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により町が行う。~~

（5）申請手続き・提出書類

~~被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主（被災者）は、次の書類を町、担当窓口へ提出することが必要となる。（申請期間は、基礎支援金の場合は災害発生日から13月以内、加算支援金の場合は災害発生日から37月以内）~~

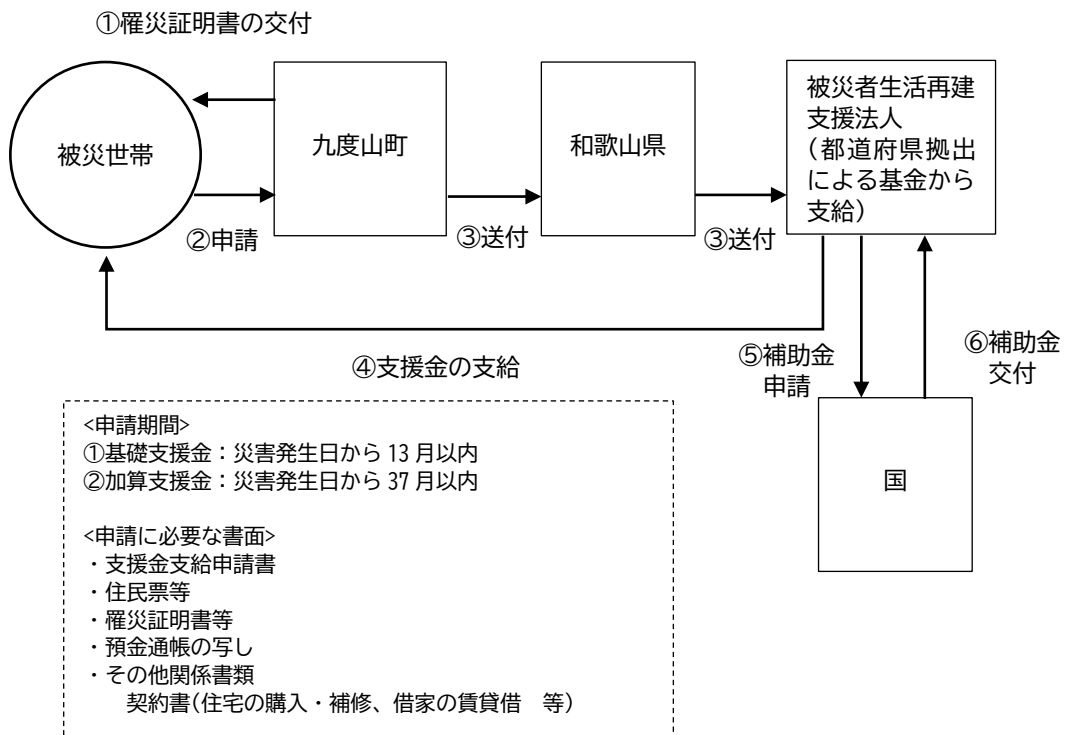
- ~~ア 被災者生活再建支援金支給申請書~~
- ~~イ 罹災証明書(解体として申請する場合には、解体証明書)~~
- ~~ウ 住民票の写し(被災時の世帯員全員及び続柄等記載のもの)~~
- ~~エ 預金通帳の写し(金融機関、支店名、預金種目、口座番号、世帯主(被災者)本人名義の記載があるもの)~~

~~(6) 町の事務内容~~

~~ア 制度の周知(広報)~~

- ~~◎住家の被害認定~~
- ~~◎罹災証明書等必要書類の発行~~
- ~~◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務~~
- ~~◎支給申請書の受付・確認等~~
- ~~◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付~~
- ~~○支援金の支給(被災者の口座振込による場合を除く。)~~
- ~~○支援金の返還に係る請求書の交付~~
- ~~○加算金の納付に係る請求書の交付~~
- ~~○延滞金の納付に係る請求書の交付~~
- ~~○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金~~
- ~~・その他上記に係る付帯事務~~

~~※ 「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務~~



(73) その他

~~支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・事務次官通達等に基づき行う。~~町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

また、被災者の状況把握にあたっては、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3節 避難計画

<教育委員会、地域防災課、福祉課、住民課>

1 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容受入保護は本計画による。

2 計画内容

(2.1) 実施者

避難のための立ち退きの指示等及び高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、避難所の開設並びに及び避難所への収容受入保護は次の者が行う。

避難情報	災害の種別	実施者	根拠法令
高齢者等避難		町長	基本法第56条第2項
避難指示	洪水について	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条
		水防管理者	水防法第29条
	地すべりについて	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条
	災害全般について	町長	基本法第60条第1項
		知事	基本法第60条第6項
		警察官	警察官職務執行法第4条・基本法第61条第1項
	自衛官(災害派遣)	自衛隊法第94条	
緊急安全確保	災害全般について	町長	基本法第60条第3項
		知事	基本法第60条第6項
		警察官	警察官職務執行法第4条・基本法第61条第1項
		自衛官(災害派遣)	自衛隊法第94条
		海上保安官	基本法第61条第1項
警戒区域の設定	災害全般について	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	基本法第63条第1項
		警察官	基本法第63条第2項
		海上保安官	基本法第63条第2項
		自衛官	基本法第63条第3項
		知事	基本法第73条
	火災について	消防吏員・消防団員	消防法第28条
		警察官	消防法第28条第2項
	水災について	水防団長・水防団員	水防法第21条
		警察官	水防法第21条第2項
	火災・水災以外について	消防吏員・消防団員	水防法第21条
		消防吏員・消防団員	消防法第36条
	警察官	消防法第36条	
避難所の開設、 <u>受入</u>		町長	

■避難の実施区分

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
町長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
町長	災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
町長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知事	災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部又は一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	村長が避難のための立退きもしくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・緊急安全確保措置の指示	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
警察官	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等を危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

(12) 避難指示等の発令及び発令情報の基準等 (災害全般)

<地域防災課>

- ア 町は、~~災害が発生し、又は発生するおそれがある場合~~災害発生時は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、「九度山町避難指示等情報」の判断・伝達マニュアル」に基づき、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。
- イ 「指示」は、地域の被害の危険が切迫している場合に発し、~~町民~~住民等を立ち退かせるものである。
- ウ ~~災害が発生し、又は発生するおそれがある場合~~災害発生時において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の住民等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することとする。
- エ 避難のための立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示し、又は屋内での待機等の安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- オ 町は、避難のための立ち退きを指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。
- カ 町は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、~~町民~~住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。
- キ 避難指示等の発令の目安
 洪水及び土砂災害等からの緊急安全確保、避難指示等の発令の目安は、「九度山町避難指示等情報」の判断・伝達マニュアル」に基づき、気象状況、日中・夜間等を総合的に判断し、発令を行う。
 なお、発令判断には気象庁ホームページ、~~和歌山県気象予測システム~~等を参考とする。
~~避難情報の判断・伝達については、資料編「基本2、3」を参照のこと。~~

警戒レベルの一覧表

避難情報等	状況	住民がとるべき避難行動
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)</p>	<p>災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)</p>	<p>命の危険 直ちに安全を確保！ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)</p>	<p>災害のおそれ高い</p>	<p>危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)</p>	<p>災害のおそれあり</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等*は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人など、及びその人の避難を支援する者・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>気象状況悪化</p>	<p>自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>今後気象状況悪化のおそれ</p>	<p>災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</p>

出典：気象庁ホームページ

(3) 避難の方法

ア 避難の方法は、次のとおりである。

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害）※1 洪水警報 キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2）	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） 氾濫注意情報	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2）	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

出典：気象庁ホームページ

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

- イ 避難は、原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難場所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。
- ウ 避難の際の心得を平常時平時から「九度山町防災マップ」等により町民住民に周知徹底を図る。
- エ 避難に際しては、橋本警察署とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。
- オ 避難指示等の伝達方法は、原則として次のとおりとし、場合に応じて基本計画編第3編第1章「情報計画」で定める方法から適切なものを選択する。
- (ア) 放送による伝達
九度山町防災行政無線により全町に放送を行う。同じ内容が、エリアメール、Lアラート、電話応答サービス、登録制メール、町公式LINEでも確認可能である。
- (イ) 広報車による放送
広報車により避難の指示を行う。
- (ウ) 消防団員・職員による伝達
消防団員や職員をもって必要に応じて個別に避難の指示を行う。

避難時の伝達事項例

- 避難の理由
- 避難指示等の対象区域
- 避難先
- 災害発生の対象区域
- 避難時の服装、携行品等
- 避難経路
- 避難行動における注意事項

(4) 避難誘導

町民住民等の避難誘導は、町、職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ区・自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行う。

(5) 収容受入者

避難所へは次の者を収容受入れする。

ア 避難指示等が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者

イ 住宅が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

(6) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容受入れ並びに被災者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき町が実施する。又は同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、町独自の応急対策として町が開設し実施する。

なお、本計画は災害救助法を適用する災害時の基準であるが、町、単独の場合についても本計画に準ずる。

町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め

る。

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努める。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

ア 危険区域と避難立ち退き先の指定

町はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討のうえ、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議のうえ、避難所をあらかじめ選定しておく。

イ 収容受入期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容受入人員が次第に減少するときは、町は避難所を逐次縮小し、その都度その旨を県に連絡しなければならない。

なお、被害の状況により、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、町は伊都振興局を經由して県に開設期間の延長を要請し、県が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上うえで、期間を定めることができる。申請にあたっては次の項目を明示する。

- (ア) 実施期間内により難い理由
- (イ) 必要とする救助の実施期間
- (ウ) 期間延長を必要とする地域、救助対策者数
- (エ) その他

ウ 避難所設置のための費用

(ア) 避難所設置費

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳その他の資材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーティション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消耗機材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等仕様謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶をわかすための経費(ガス、電気、灯油等)
仮設の炊事場、トイレ 及び風呂の設置費	仮設の炊事場、トイレ及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のために必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛生管理費	衛生管理としての経費(塩化ベンザルコニウム、石鹼等)
福祉避難所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を受入れする避難所設置のために支出する費用

(イ) 所要物資の確保

避難所開設及び**収容受入**者保護のための所要物資は、町において確保する。ただし、現場において確保できないときは、県本部に、物資確保について要請する。

エ 避難所の設置報告及び**収容受入**状況報告

町は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を県に報告する。

(ア) 避難所名、開設の日時、場所

(イ) 箇所数及び**収容受入**人員（避難所別）

(ウ) 閉鎖した場合の日時

(7) 避難所の運営

町は、「九度山町避難所運営マニュアル」を運営基準として避難所ごとの担当職員を居住地に配慮して定める**等**など、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。

ア 避難所運営体制の確立

町は、避難所の運営について体制を確立し、管理責任者の権限を明確にする。また、管理責任者には、男女双方を配置することが望ましい。

自治会を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者・職員・ボランティアによる運営を行う。避難所担当職員は、組織立ち上げ、ルールづくり等を支援するとともに、避難所運営における相談や本部との調整を行う。

イ 避難所事務室の開設

避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

ウ 避難者の管理

担当職員は、避難所自治組織の協力を得て避難者の名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所の運営を記録し、毎日、本部へ報告する。病人の発生等、特別な事情のあるときは、必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

エ 避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し避難所自治組織を通じて「広報くどやま」、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

オ 防犯対策

避難所では外来者は受け付け記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する。

避難所担当職員	避難所自治組織
●本部との連絡	●運営方針の決定
●避難者への広報	●生活ルール of 決定
●避難所の記録の作成	●食糧食料・物資の配布
●施設管理者との調整	●清掃
●運営に関する相談	●避難者への情報伝達
	●要望のとりまとめ
	●ボランティア
	●生活支援

カ 指定避難所等の運営の留意点

(ア) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(イ) 町は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。

(ウ) 町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む。）の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。また、女性向け物資の配付については、女性が担当するなど配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる

状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮する。

(エ) 町は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施する。

(オ) 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。

(カ) 町は、家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

(キ) 町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(ク) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ケ) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(コ) 町は、**平常時**平時から防災関係機関、保健所等と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者が避難所に避難する場合等の対応について協議し、適切な避難所運営に努める。

(サ) 町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

(シ) 町は、避難所の施設や設備整備の考え方等について県等と連携した検討を行い、避難所の環境改善に努める。

(ス) 町は、避難の長期化や女性・子ども等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子どもの視点等に配慮する。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

(セ) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ソ) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

~~カ 町は、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症の発生を流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制、避難所への手指消毒薬の設置、間仕切りの備蓄など感染症対策を推進する。~~

(8) 避難所設備の整備

ア スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

イ 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を設置する。特に、季節の特性、男女双方の視点（男女別仮設トイレの設置等）、要配慮者等に配慮するよう努める。

(9) 避難者への支援

ア ~~食糧~~食料・物資の供給

教育班は、避難者名簿から必要数を把握し、物資班の協力を得て供給を行う。~~食糧~~食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

なお、女性向けの物資の配布は、女性が担当することや受領場所等に配慮する。

イ 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。また、健康診断等を救助部~~衛生班~~に依頼する。

ウ 入浴対策

教育班は、自衛隊の入浴支援、公共・民間の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

エ 相談所の開設

避難所担当職員は、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受付窓口とする。

(10) ~~要配慮者の避難対策~~避難所等における要配慮者に対する支援

ア 避難所担当職員は、要配慮者専用スペースや間仕切りの設置等、要配慮者の避難所生活に配慮する。

イ 避難生活が長期化し福祉避難場所が開設されたときは、要配慮者の状況や支援の必要性等を調査する~~等~~など対策に協力するとともに男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する~~ものとする~~。

ウ 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、要配慮者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

エ 避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮する。特に避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

オ 町は、避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

カ 県は、町から派遣要請があった場合又は県が必要と判断する場合、避難所等に県災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣する。

(11) 帰宅困難者への対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

ア 安全確保と情報提供

公共交通機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、町、橋本警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通し等の情報を提供する。

イ 町による支援

町は、公共交通機関と連携して、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保にあたっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

(12) 避難所以外の避難者に対する対応

ア 町は、県などの関係機関と連携し、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努める。

イ 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、県などの関係機関と連携し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

ウ 町は、県などの関係機関と連携し、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

エ 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、県などの関係機関と連

携し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(13) 広域避難・広域一時滞在

ア 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

イ 広域一時滞在

~~ア 県内における広域一時滞在~~

~~(ア) 広域一時滞在を行う必要がある場合~~

- ~~① 町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。~~
- ~~② 町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。~~

~~(イ) 広域一時滞在の協議を受けた場合~~

~~町は、県内他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。~~

被災した町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

被災した町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ

決定しておくよう努める。

~~イ 県外における広域一時滞在~~

~~(ア) 広域一時滞在を行う必要がある場合~~

~~町は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。~~

~~(イ) 広域一時滞在の協議を受けた場合~~

~~町は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。~~

~~ウ 被災住民に対する情報提供と支援~~

~~(ア) 町は、広域一時滞在を受入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を確実に提供するための体制を整備する。~~

~~(イ) 町は、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。~~

(14) その他必要とする事項

本部は、各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ア 避難者名簿（資料編「様式21」）
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 避難所用物品費受払簿（資料編「様式35」参照）
- エ 避難所設置及び避難生活状況（資料編「様式22」参照）
- オ 避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4節 食糧食料供給計画

<産業振興課、地域防災課>

1 計画方針

災害により町民住民が食糧食料と自炊手段を失ったときに、被災者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しその他により食糧食料を確保する。要配慮者への給食については、品目を考慮し、適切な給食を行うこととする。

災害時における被災者等に対する食糧食料の供給は、町、県、農林水産省農産局、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2 計画内容

次の応急食糧食料の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者（電気、水道供給停止等による）数防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

- (1) 避難所に収容受入れされた者。
- (2) 住家に被害を受けて炊事の出来ない者。
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者。
- (4) 通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給を受けられない者。
- (5) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者。
- (6) 救助活動に従事する者。（※災害救助法の実費弁償の対象外）

給食需要の把握については、次のように実施する。

- 避難所については、調査部各班が自主防災組織の協力を得て実施する。
- 住宅残留者、縁故先等避難者については、調査部各班が、自主防災組織の協力を得て把握する。
- 旅行者については、救助部救助班が関係施設等の協力を得て把握する。
- 救助活動に従事する者については、総務部総務班が把握する。

【給食能力の把握】

(1) 給水関係施設の被害状況の把握

<地域防災課>

給食設備を有する施設（避難所等）について、炊き出し可能かどうか把握する。

基本計画編第2編第17章第4節「救助物資等備蓄計画」を参照のこと。

(2) 業者調達可能量の把握

<産業振興課、地域防災課>

災害が発生したとき、資材部食糧班は、直ちに小売業者又は卸売業者が保有している量を把握する。

(3) 食糧食料の応急供給方針決定

<地域防災課>

食糧食料の応急供給方針はおおむね次によるものとするが、最終的には前記「業者調達可能量の把握」と「業者調達可能量の把握」の状況把握に基づき決定する。

ア 応急供給品目

応急供給品目は、町が調達する米穀、アルファ米乾パン等、状況により、パン等麦製品、缶詰、インスタント食品、カップめん、おにぎり、弁当等の品目とする。

特に、要配慮者（高齢者、食事管理を要する者等）へは、温かいもの、柔らかいもの等健康状態に応じた品目について優先・考慮する。また、乳児に対しては、原則として、業者その他からの調達による粉ミルクとする。

イ 食糧食料品目の要望把握

上記の食糧食料品目以外の食糧食料の要望については、自主防災組織や調査部各班を通して把握し、必要と判断したものについては、緊急食糧食料として調達するか若しくは、義援物資として救援を受ける等などの手段により適宜確保する。

義援物資の救援は、基本計画編第3編第4章第13節「災害義援金品配分計画」による。

【給食活動の実施】

(1) 食糧食料等の調達

<産業振興課、地域防災課>

ア 米穀

(ア) 食糧班は給食活動の必要性が生じたときは速やかに、上記「業者調達可能量の把握」で把握した調達可能な量を小売業者又は卸売業者の保有分により調達するものとする。

(イ) 災害救助法適用の場合で、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、県知事に要請し、知事が農林水産省等に対し供給を要請するものとする。

イ 弁当、副食、調味料等

弁当、副食、調味料等については、必要に応じて町内業者等から調達する。（炊き出しが不可能な場合、弁当が優先する。）

なお、町で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行い、確保するものとする。調達を行ったものについて、主要食糧食料等調達台帳に記入し、整理するものとする。

(2) 食糧食料等の輸送

<産業振興課、地域防災課>

食糧班、輸送班は、町において調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、基本計画編第3編第14章第2節「輸送計画」に定める計画をもって、避難所等の給食地へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接給食地等に輸送し、又は調達先の業者に輸送を要請する（配送要員、車両の手配の依頼）等を考慮する。

集積地は、原則として町役場とし、災害の状況によっては「JA紀北かわかみわかやまマルい選果場」、「道の駅柿の郷くどやま・防災広場」、避難所並びに交通及び連絡に便利

な公共施設又は広場を選定する。

(3) 食糧食料の配布

<地域防災課>

避難者等への食品の配布を行う。

なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容受入者に限定し、給食需要の明確化を図る必要がある。

調達を行ったものについて、「主要食糧食料等配付台帳」に記入し、整理するものとする。

(4) 炊き出しの実施

<地域防災課>

ア 給食センターの他、給食可能設備を有する施設について、速やかに炊き出しができるように、食糧班、物資班は、連絡調整又は指揮にあたる。

イ 被害を受けた給食設備は、プロパンガス業者等の協力を得て、応急復旧及び炊飯施設の仮設を実施する。

ウ 炊き出しは、原則として配給対象者や自主防災組織が中心となって行う。

エ 状況により、地域の団体、日赤奉仕団等のボランティアの協力を得て実施する。

オ 自衛隊等による野外炊飯も考慮する。

(5) 災害救助法が適用された場合の留意点

<地域防災課>

ア 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。

イ 期間

炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。(ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。)

(6) その他

<地域防災課>

本部長は、炊き出し等を実施する場合にはその責任者を指定するとともに、各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 炊き出し給与状況(資料編「様式27」参照)

ウ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

エ 炊き出しその他による食品給与のための食糧食料購入代金等支払証拠書類

オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

(7) 家庭及び企業の備蓄の推進

<産業振興課、地域防災課>

防災関係機関は、可能な限り7日分、最低でも3日分の食糧食料の各家庭及び企業における備蓄を推進する。

第5節 給水計画

<上下水道課>

1 計画方針

風水害等のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。ただし、本部において実施できないときは、隣接市町、関係団体又は県本部等の協力を得て実施することができるよう体制の確保を図る。

2 計画内容

(1) 実施者

本部長が実施し、土木復旧班が担当する。本部長は1人1日最低必要量~~2~~3リットルの水の確保に努め、更にさらに風呂、トイレ及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努める。被害により実施が困難なときは、本部長より日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援要綱に基づき応援要請を行い、実施する。

給水量の目安（参考）

時期	目的	目安
災害発生から2～3日	飲料水の確保と供給	1人1日当たり、3リットル
災害発生から1週間又は10日程度	手洗いや食器類の洗浄、トイレなど最低限の生活用水	1人1日当たり約10～20リットルの給水
その後も上水道が復旧しない場合	できるだけ日常生活に不自由しないよう	さらに十分な生活用水の供給 例えば、20日を目途に、 1人1日当たり約100リットル

出典：総務省消防庁ホームページ

(2) 給水需要の把握

災害の発生により、町内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水業務を開始する。

町内の一部で給水機能が停止した際は、建設部土木復旧班でその状況を把握し、本部へ報告する~~ものとする~~。

報告する内容は、次のとおりによる。

- ア 給水機能停止区域、世帯、人口
- イ 配水池等水道施設の被害状況及び復旧の見込み
- ウ 応急給水活動の開始時期及び編成班数
- エ 給水所の設置（予定）場所

(3) 緊急給水体制の確立

土木復旧班は、災害発生時において次の体制を確立する。

- ア 活動内容により、人員を給水担当、広報担当、復旧担当に分けそれぞれ活動を進める。
- イ 給水量、給水方法、給水施設の応急復旧計画については、土木復旧班長が給水需要や給水施設の被害状況・復旧見込み、施設の重要度（傷病者のために多量の水を要する病院、炊き出しを行う避難所、要配慮者関係施設等に対する優先搬送供給）等を考慮し、

本部と協議のうえ指示する。

ウ 応急給水活動及び復旧活動を円滑に進めるため、本町指定水道工事店へ応援を要請する。また、被害の状況によっては、県本部に他の水道事業者の応援要請を行う。

上水道施設の応急、復旧は、基本計画編第2編第11章「上水道施設災害予防計画」を参照のこと。

(4) 給水

土木復旧班は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の医療機関、避難場所等緊急度の高い所等の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、町所有の車両、資機材を用いて行う。

速やかに、断水状況を把握したうえで応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所を定めておくなど、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて迅速に応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

給水は、各家庭への個別給水ではなく、指定した給水所、避難場所等特定の場所に限定した「拠点給水方法」とする。給水所を指定したときは、当該地にその旨を表示する。また、給水所に利用~~町民~~住民の代表者を指定し、表示する。

給水に関しての問い合わせ要望等については、~~出来~~できるだけ代表者にとりまとめを依頼する。



また、衛生上、飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器及び浄水剤等により滅菌して飲料水を確保する。

家庭用井戸について、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の被災者のための飲料水として供給する。

(5) 供給方法

ア 水源の確保

応急給水に必要な水は、配水池より確保する。

施設の被害状況、道路交通状況により、配水池からの供給が可能な際は、給水タンク等を車両に搭載し給水活動を実施する。車両については、本町指定水道業者の協力を得る~~ものとする~~。また、給水における広域応援がなされた時も、配水池で供給を行い、給水車、給水タンク等により活動を行う。

イ 給水広報担当

緊急給水活動を実施すると同時に、給水活動の広報担当は、~~町民~~住民に対し次のよ

うな給水広報活動等の活動を行うものとする。

(ア) 被害状況の説明及び復旧見込みの広報

(イ) 給水所の場所及び給水予定時刻（交通事情により、予定時刻どおりの給水ができない場合もあることを広報すること）

(ウ) 緊急給水に関する諸注意の広報（必要以上容器を持参しない、備蓄飲料水の使用の協力等を広報する）

(エ) 給水所代表者からの給水に関しての問い合わせ・要望の把握

(オ) 町が保有する給水容器（給水ポリバケツ、給水袋等）の自主防災組織への貸与

ウ 給水の実施

給水の実施は、各方法にて確保された飲料水全てについて、上記給水所で行う。給水は、共用水栓を設置できる場合は使用し、設置できない場合は、給水タンク、給水車等から直接給水する。

一般家庭用水は、各家庭において持参した容器で給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない、又は給水された容器を持ち運べない等要配慮者に対しては、自主防災組織や近隣住民等の援助が受けられるように配慮し、給水活動全体に支障が生じないようにする。

配水池一覧表

名称	所在地	容量	確保可能水量	平常時水量
九度山配水池	入郷字杉尾段155-2、155-6	531m ³	531m ³	498m ³
古曾部配水池	九度山字神古曾部1268-35	281m ³	281m ³	263m ³
梅林配水池	九度山字北高730-39	597m ³	597m ³	279m ³
西島浄水池兼配水池	慈尊院字上ノ畑451-9	364m ³	364m ³	359m ³
河根低区配水池	河根字坂垣内167-1	7470m ³	7470m ³	7470m ³
河根高区配水池	河根字上庄田谷807-109	166m ³	166m ³	162m ³
古沢配水池	下古沢字道端679-2	593m ³	593m ³	504m ³
合計		2,606m ³	2,606m ³	2,138m ³

給水用資機材一覧表

種類	規格(能力)	数量	備考
町が保有する資機材			
給水タンク	2.0 t	1	
	1.5 t	1	
	0.5 t	3	

(6) 事務手続き

ア 本部長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、橋本保健所経由のうえ県本部食品・生活衛生班（県食品・生活衛生課）へ報告する。

イ 本部長は、飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援又は協力の要請手続きは上記と同じと日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づいて行い、要請を実施したときは、直ちに、橋本保健所経由のうえ県本部生活衛生班（生活衛生課）へ報告する。

なお、要請等にあたっては、次の事項を明示する。

- (ア) 給水地
- (イ) 必要水量（何人分、何立方 m^3 ）
- (ウ) 給水方法
- (エ) 給水期間
- (オ) 水道又は井戸の名称
- (カ) その他

(7) 災害救助法による基準

ア 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ 飲料水の供給対象

災害により現に飲料水を得ることができない者

ウ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- (ア) 水の購入費
- (イ) 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- (ウ) 浄水用の薬品費及び資材費

エ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、必要な帳簿等を作成し、保管する。資料編「様式26」を参照のこと。

[\(ア\) 救助実施記録日計票](#)

[\(イ\) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿](#)

[\(ウ\) 飲料水の供給簿](#)

[\(エ\) 飲料水供給のための支払証拠書類](#)

(8) 水道の対策

上下水道課は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じる講ずる。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じる講ずるとともに、橋本保健所を經由して県本部~~食品~~・生活衛生班（県~~食品~~・生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等で報告する。

ウ 水道が断水のため、町のみで飲料水の供給ができなくなったときは、橋本保健所を經由して県本部~~食品~~・生活衛生班（県~~食品~~・生活衛生課）に連絡するとともに、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援要綱に基づく支援の要請を行う。

エ 水道の復旧にあたっては、[道路管理者との連携を図りながら](#)、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難場所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

オ 水道の復旧にあたって支援が必要と判断したときは、橋本保健所を經由して県本部~~食品~~・生活衛生班（県~~食品~~・生活衛生課）に連絡するとともに、災害時における相互応援

協定等に基づく支援の要請や県本部に支援の要請を行う。

カ 土木復旧班は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。

キ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、被害写真を添付した復旧工事計画調書を作成し、橋本保健所を經由して県本部~~食品・生活衛生班~~（~~県食品・生活衛生課~~）へ提出し、~~「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」~~、~~「災害復旧事業の実務に関する手引」~~及び~~「厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領」~~「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等により所定の手続き等を行う。

(9) その他

本部長は、~~災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の把握に努める。~~また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるよう努める。

第6節 物資供給計画

<地域防災課、福祉課>

1 計画方針

食糧食料供給体制とあわせて、災害救助法による被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画により実施し、罹災者の心身の安定を期する。特に要配慮者への生活物資の供給は、必要としている品目を正確に把握し、適切に供給する。

2 計画内容

(1) 実施体制

ア 実施者

物資の確保及び給与又は貸与は、本部長が行う。

イ 対象者

直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して次のとおり行う。

(ア) 避難指示等に基づき避難所に**収容受入れ**された人

(イ) 災害により住宅に被害を受けた人

(ウ) 被服、寝具その他生活上最低限度の家財等を喪失した人

ウ 支給費目

被害の実情に応じて次の品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ア) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

(イ) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）

(ウ) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）

(エ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

(オ) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

(カ) 食器（茶碗、皿、はし等）

(キ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）

(ク) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

(ケ) その他 紙おむつ、風邪薬等医薬品、AM/FMラジオ等

エ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 生活必需品需要の把握

生活必需品物資の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受け被服寝具その他生活必需品をそう失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者である。

なお、供給数は、被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。

また、供給対象者のうち、要配慮者に必要な物資については特に配慮して、必要な生活必需品を把握する。

カ 物資の備蓄

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

キ 物資の確保

救助物資は、町役場や各避難所等における備蓄物資を使用する。不足する場合又は、日用品等については、災害救助物資の調達に関する応援協定に基づき、各協定締結事業者から町、本部が調達する。町内及び周辺市町村で調達が困難なときは、県本部に依頼する。

なお、国及び県本部との間で、**食糧食料**の調達や輸送等に必要な情報共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な物資の確保を図るものとする。必要に応じて救助物資の集積場所を設置する。救助部物資班は、生活必需物資を取り扱う業者の調達可能性を把握する。

ク 物資の供給

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

なお、女性向けの物資の配布は、女性が担当することや受領場所等に配慮する。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 物資受払簿
- (ウ) 物資の給与状況表
- (エ) 物資購入関係支払証拠書類
- (オ) 備蓄物資払出し証拠書類

ケ 生活必需物資の輸送

物資班・輸送班は、町において調達した生活必需品及び県から給付を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、基本計画編第3編第14章第2節「輸送計画」に定める計画をもって輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送を要請する（配送要員、車両の手配の依頼）等を考慮する。

集積地は、原則として町役場とし、災害の状況によっては「JA**紀北かわかみわかやま**マルい選果場」、「道の駅柿の郷くどやま・防災広場」、避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定する。

コ 生活必需物資の配布

供給方針に基づき、避難者等へ生活必需物資の配布を行う。この際、自主防災組織等の協力を得て行う~~ものとする~~。

配付を行ったものについて、「物資の支給配布状況」資料編「様式33参照」)に記入し、整理する~~ものとする~~。

(2) 災害救助法が適用された場合の留意点

<地域防災課>

ア 費用の限度額

給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により決められる。

イ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

第7節 住宅・宅地対策計画

<建設課>

1 計画方針

~~災害により住宅に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施並びに既存公営住宅等の活用等により、被災住民の住居の確保を図る。~~

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、被災した建築物に倒壊の危険性が生じ、多くの町民住民が二次災害のおそれに直面することになる。

このため、災害発生後速やかに専門家（応急危険度判定士（ボランティア））を現地に派遣し、地震活動等による被災建築物の倒壊や落下物の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の使用について判断することにより二次災害を未然に防止するため、応急危険度判定士の活用を図るとともに、宅地についても二次災害防止のため、応急復旧の措置として、「被災宅地危険度判定士」の活用を図る。

2 計画内容

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設供与及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施は、町が行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の建設供与は県が行うものとする。

~~(2) 住宅の被災調査~~

~~調査班は、被害住宅の調査を行い、被害程度の認定を行う。~~

~~（「住家被害程度の認定基準」（資料編「基本17、18」参照））~~

~~なお、調査要員が不足する場合は、災害時における住家の被害認定に関する協定を締結している法人に支援協力要請を行い、さらに調査要員が不足する場合は、県に応援を要請する。~~

~~また、被災調査に基づく罹災証明書の発行は、基本計画編第4編第3章「罹災証明発行計画」による。~~

(2) 災害救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準

ア 費用の限度

（災害救助法による救助の程度、方法及び期間については資料編「基本14」参照）

イ 着工時期

災害発生の日から速やかに提供

ウ 入居基準

（災害救助法による救助の程度、方法及び期間については資料編「基本14」参照）

(3) 賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅の供与については、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

また、民間賃貸住宅の斡旋については、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

(3.4) 災害救助法による~~応急仮設~~建設型応急住宅の建設供与の基準

建築基準法第85条の緩和を適用し実施する。

ア 規模並びに費用の限度

(災害救助法による救助の程度、方法及び期間については資料編「基本14」参照)

イ 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

ウ 入居基準

~~(ア) 住宅が全焼、全壊又は流失した者であること。~~

~~(イ) 居住する住宅がない者であること。~~

~~(ウ) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。~~

(災害救助法による救助の程度、方法及び期間については資料編「基本14」参照)

(4.5) ~~応急仮設~~住宅の建設建設型応急住宅の供与

~~応急仮設住宅には、建築基準法第85条による建築条件の緩和規定が適用される。必要に応じて仮設住宅建設場所を設置する。~~

建設にあたっては、県が締結する建設型応急住宅の供与については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に、また、同じく「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会に協力を求めることができる。

(5.6) 災害救助法による住宅住家の応急修理の基準

ア 規模並びに費用の限度住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

~~(ア) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。~~

~~(イ) 規模並びに費用の限度~~

① 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

② 費用の限度

(資料編「基本14」「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」については参照)

~~イ(イ)~~ 応急修理の期間

災害発生の日から~~1か月~~10日以内に完了すること。

~~ウ(ウ)~~ 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者災害のため住家が半壊、半焼

又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 規模並びに費用の限度

① 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

② 費用の限度

(資料編「基本14」「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照)

(イ) 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内に完了すること。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)

(ウ) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(67) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するが、業者において確保できないときは伊都振興局にあつせん調達又は資材支給を要請する。

(78) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、町長が知事から委託を受けて管理する。

この際、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、家庭動物の受入れに配慮する。

ア 家賃及び維持管理

(ア) 家賃は無料とする。

(イ) 維持修理は、入居者において負担する。

(ウ) 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

町長は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出する。

ウ 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(89) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させる。

(ア) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合

① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

- ② 町内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ③ 滅失戸数がその区域内の住宅戸数の10%以上のとき。

(イ) 火災による場合

- ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ② 滅失戸数が町内の住宅戸数の10%以上のとき。

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理する。

なお、町の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が町に代わって建設管理する。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準による。

(ア) 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- ② 当該災害発生後3か月間は、月収21万4千円以下の世帯であること。(月収は世帯の所得合計から同居親族一人について38万円、その他公営住宅法施行令第1条第3号に定める額を控除した額の1/1.2)
- ③ 現に同居し、同居しようとする親族がある世帯であること(ただし、高齢者、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない。)

(イ) 建設戸数

- ① 市町村別建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内
- ② ただし他市町村で余分があるときは30%を超えることができる。
- ③ 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。

(ウ) 入居決定の順番

入居の順番は要配慮者を世帯員として有する世帯を優先して決定する。

(エ) 規格

住宅1戸の床面積の合計が19㎡以上80㎡以下

(オ) 費用

標準建設費の2/3国庫補助(激甚災害の場合は3/4)

(カ) 家賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

(キ) 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度とする。

(9-10) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧する。

ア 国庫補助適用の基準

1戸あたりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、町営で190万円以上になった場合

(ア) 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定める。

(イ) 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

(ウ) 宅地の復旧の場合

① 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合………造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合………起債対象

② 既設公営住宅団地の宅地のみが被害をうけた場合………起債対象

イ 国庫補助率

1/2

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号)(以下「激甚法」という。)の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(1011) 被災罹災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害の被災者罹災者に対しては、被災罹災住宅の復興に必要な資金を住宅金融支援機構が融資する制度がある。被災罹災者に対してはこうした制度の積極的な活用をすすめ、早急に被災地罹災住宅の復旧を図る。

ア 災害復興住宅建設、補修資金の貸付

(ア) 目的申込みができる方

・被災者を対象にした被災住宅の復興資金自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から次に示す「罹災証明書」の発行を受けた方

[建設・購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方。

※「罹災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。
〔補修〕のみ対象)

※住宅が「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。

[補修]

住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」の発行を受けた方

※被災住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人又は居住者の方も申し込みすることができる。

・自分又は罹災した親族等が居住するために住宅を建設、購入又は補修される方

※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入又は補修する場合も対象となる。
(ただし、連帯保証人が必要となるなどの所定の要件あり。)

〔親孝行ローン〕

被災住宅に居住している親等（満60歳以上の父母・祖父母等）が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができる。

- ・年収に占めるすべての借入れ*の年間合計返済額の割合（＝総返済負担額）が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れをいう。

※総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

- ・日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方又は法人

(イ) 対象申込受付期間

- ・「罹災証明書」に記載された「罹災日」から2年間。

~~災害救助法による救助が適用対象となった災害、又はこれに準ずる災害で主務大臣が指定する災害の発生の日から2年以内に、自ら居住し又は主として被災者たるほか人に貸すために建設等又は補修等をしようとするもの。~~

(ウ) 条件融資を受けることができる住宅

建設基準、融資限度額、貸付利率、償還基準は、和歌山県地域防災計画の規定に準ずる。

① 共通

- a 各戸に居室、台所、トイレが備えられていること。
- b 建設・購入の場合において、建て方は問わない。ただし、共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。
- c 敷地の権利が転貸借でないこと。
- d 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上必要。

② 新築購入

申込日において竣工日から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないもの

③ リ・ユース（中古）購入

申込日において竣工日から2年を超えている住宅又は既に人が住んでいたことがある住宅

(エ) 貸付の手続き融資額

融資を希望する者は、住宅金融支援機構（お客様コールセンター）に問い合わせを行い、資料を請求のうえ、町が交付する罹災証明書等を添えて申し込みを行う。

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。（10万円以上で10万円単位）

① 基本融資額

- a 建設の場合の融資限度額

<u>土地を取得する場合</u>	<u>土地を取得しない場合</u>
<u>5,500万円</u>	<u>4,500万円</u>

※土地を取得する場合とは、罹災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

b 購入の場合の融資限度額

5,500万円

c 補修の場合の融資限度額

2,500万円

② 貸付利率

住宅金融支援機構へ問い合わせのこと

③ 返済期間

最長返済期間は、「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数となる。(1年以上(1年単位))

※「年齢に応じた最長返済期間」について、建設資金・購入資金においては融資の日から最長3年間の元金据置期間を、補修資金においては融資の日から最長1年間の元金据置期間をそれぞれ設定することができ、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

※年齢による最長返済期間

「80歳」－「申込本人の申込時の年齢(1歳未満切り上げ)」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

④ 返済方法

元金均等返済(+ボーナス併用払い)

元利均等返済(+ボーナス併用払い)

⑤ 担保

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定。ただし、融資額が300万円以下の場合、抵当権の設定は不要。

⑥ 火災保険

建物には、一定要件を満たす火災保険を付けること。

(オ) 申込み・問い合わせ

① 申込先

住宅金融支援機構(郵送又はWeb)

※返済等の手続きは取扱金融機関で行う。

② 申込みに必要な書類

・罹災証明書の写し

・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード又は健康保険証のうちいずれかの写し

・その他審査上必要な書類

③ 借入申込書等の入手方法

・住宅金融支援機構(お客様コールセンター)又は取扱金融機関に請求。

(112) 公営住宅の空き部屋情報の提供連絡体制

被災者に、~~公営住宅の空き状況、応急仮設住宅の入居手続きや申込等、住宅に関する情~~

報が十分提供できるよう、相談窓口を設置して活動を行う 対する空き部屋提供を計画的に実施するため、空き部屋情報を一元的に把握できる体制整備を行う。（資料編「様式24、25」参照）

(1213) 被災宅地の危険度判定

被災宅地の崩壊等による二次被害を防ぐため、本部長は必要に応じて被災宅地の危険度判定を実施する。

その場合、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地の調査資料（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき判定作業を行うとともに、県本部に必要な支援を要請する。

被災宅地危険度判定実施本部の業務は、次のとおりである。

- ア 実施本部、判定拠点の設置
- イ 県等への支援要請
- ウ 判定士の参集要請、派遣要請
- エ 判定士の受入れ
- オ 判定の実施
- カ 判定結果の集計、報告
- キ その他必要な業務

(14) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応急修理

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払証拠書類

第8節 医療助産計画

<住民課>

1 計画方針

災害のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、県、日本赤十字社、伊都医師会、伊都薬剤師会その他医療関係機関の協力を得て行う。

2 計画内容

(1) 実施責任者

原則として、本部長が知事に要請し、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあつては本部長において実施する。

なお、知事により必要があると認めるとき、本部長はその職権の一部を知事より委任されて実施する。

(2) 実施の方法

医療の実施は、災害の種類及び規模によって一定にできないが、おおむね次の方法により実施する。

ア 医療班の派遣による方法

被災地において医療の必要がある場合は、本部長が県本部に医療班の派遣を要請し、救助部衛生救助班と連携して現地医療を行う。

イ 医療機関による方法

医療機関によって医療を実施することが適当なときは、本部長が医療機関の代表者と協議して平常時平時の取扱いに準じて実施する。

ウ 移送収容受入れ

医療を要するものの状態が重傷で、施設への収容受入れを必要とするときは、本部長が適切な医療機関へ移送し、医療の給付を行う。

エ 応援要請等

本部長は、医療及び助産・救助の実施が不可能又は困難なときには、橋本保健所にその旨連絡する。ただし、緊急を要しそれが困難な場合は、隣接市町長又は医療機関に対して応援を要請する。

(3) 医療救護所の設置

救助部衛生救助班は、本部と調整のうえ、必要に応じて医療救護所を設置・運営する。

(4) 情報収集等

本部長は、関連機関と連絡をとり、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講じる講ずる。

なお、災害時のトリアージ（傷病者の救急度と重傷度を評価し、治療の優先順位を決定すること。）については、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリア

ージタグを可能な限り使用する。

和歌山県（統一様式）トリアージタグについては、資料編「様式10」を参照のこと。

（5）医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名（計6名）を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替える。

（6）医薬品、衛生材料の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料については、それぞれの医療機関、薬剤師班（モバイルファーマシー登録品を含む。）の所持品を繰替使用する。ただし、所持品が不足したときは、本部において確保し、これが困難なときは伊都振興局に確保の要請を行う。

なお、複数の医療班から医薬品等が持ち込まれた場合は、原則、薬剤師班が一括管理し、在庫リストの作成・配付等を行う。

（7）医療機関の対策

町内の医療機関は次の対策を立てるとともに、災害時の応急処置を実施する。

ア 患者の避難及び誘導移送

災害時に備え、患者の条件等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定する。

なお、移送するにあたっては、看護師等が応急準備を整えて付き添う。

イ 応急治療

避難場所において応急治療を実施する。施設その他が被害により治療できないときは、本部に連絡し処置を行う。

ウ 転送

施設の被害が甚大で、長期間に渡り継続医療の見込みがないときは、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院、橋本市民病院、南労会紀和病院などに協力要請・転送する。また、その他適当な施設がないときは、本部長その他関係機関の長に斡旋を要請する。

エ 給食

患者の給食はできる限り**収容受入**機関において実施する。ただし、施設の被害その他により不可能なときは、本部に連絡し、被災者の炊き出し給付を受ける**等**など応急的な給食を実施する。

オ 医療給付の切り替え

災害救助法により医療給付されている患者については、法的期間経過後は打ち切りとなるので、保険制度への切り替えを指導する。

（8）その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は、次のとおりである。

ア 医療班活動状況

イ 救助実施記録日計票

ウ 医薬品、衛生材料使用簿

エ 医療、助産関係支出証拠書類

オ 診療記録

カ 助産台帳

(9) 災害医療派遣チーム（DMAT）の派遣要請

大規模な災害が発生した場合など、災害医療派遣チーム（DMAT）の派遣が必要な場合は知事に要請する。

第9節 罹災者救出計画

<伊都消防組合、消防団、地域防災課、関係各部、関係機関>

1 計画方針

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画による。

2 計画内容

(1) 実施者

被災者の救出は、伊都消防組合、関係各部、消防団、橋本警察署、自衛隊等の公的防災機関が主体となり、相互に連携を図りながら活動する。

(2) 対象者

ア 被災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者

(ア) 火災の際に火中に取り残された場合

(イ) 災害の際、倒壊家屋の下敷きになった場合

(ウ) 水害により流失家屋とともに流された場合や、孤立した地点に取り残された場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者や行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

災害救助法による被災者救出の実施基準その他は、次のとおりとする。

ア 費用の範囲

おおむね次の範囲とする。

(ア) 借上費

救出のための必要な機械器具の借上費

(イ) 購入費

救出のため必要とした機械器具の購入費

(ウ) 修繕費

救出のため必要とした機械器具の修繕費

(エ) 燃料費

機械器具の使用に必要な燃料費

イ 救助の期間

災害発生の日から3日（72時間）以内とする。死体遺体捜索の場合は10日以内とする。

(4) その他

整理しなければならない書類は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第10節 住居等の障害物除去計画

<建設課>

1 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画による。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物除去の計画樹立及び実施は、本部長が行う。

(2) 災害救助法による障害物の除去の基準

ア 対象者

(ア) 自己の資力では障害物の除去ができない者

(イ) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、又、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 費用の限度

(災害救助法による救助の程度、方法及び期間については資料編「基本14」参照)

(3) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物の除去の状況記録簿

ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第11節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

<福祉課>

1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて、生活の安定化を促進する。

2 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸し付け

ア 実施者

本部長（救助班）は、災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した**町民住民**の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸し付けを行う。

イ 実施基準等

町、条例及び和歌山県地域防災計画の災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等による。

(2) 生活福祉資金（福祉資金）の貸し付け

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となった資金を貸し付ける制度がある。

なお、前項(1)の災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

第12節 遺体搜索処理計画

<橋本警察署、地域防災課、住民課>

1 計画方針

災害の混乱期に死亡し、埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

2 計画内容

(1) 遺体の搜索

ア 実施者

本部長が橋本警察署等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者

ウ 搜索の方法

本部において橋本警察署等と連携を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

(ア) 借上費 (搜索のための機械器具借上費)

(イ) 購入費 (同上購入費)

(ウ) 修繕費 (同上修繕費)

(エ) 燃料費 (同上使用のための燃料費)

オ 搜索期日

災害発生の日から10日以内とする。

カ その他

搜索を実施した本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 搜索用機械器具燃料受払簿

(ウ) 死体搜索状況記録簿

(エ) 遺体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く。）を行うことができない場合において、本部長が遺族等に代わって処理を行う。

ア 遺体の処理・安置

(ア) 遺体の検視（検分）

橋本警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（検分）を行い、検視（検分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、死体検分調書を添えて町に引き渡す。検視場所は平常時平時から検討を行い、確保に努める。

(イ) 身元の確認

衛生班は、橋本警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。又、橋本警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力する。

(ウ) 遺体の処理

町に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。衛生班は、医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

①遺体の処理

②遺体の洗浄、縫合

③消毒等の処理

④遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置

⑤遺体の一時保存：身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。

⑥検案：遺体の死因その他の医学的検査をする。

(エ) 遺体安置所の設置

衛生班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処理した遺体を遺体安置所に搬送する。棺、ドライアイス等は葬儀業者等から確保する。

身元が判明している遺体は、安置所で遺族に引き渡す。

遺体安置所は次平常時平時から検討を行い、確保に努める。

(オ) 漂着遺体等の取扱い

遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。

遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。

なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

イ 遺体処理の方法

現場給付で行う。

ウ 遺体処理の費用

(災害救助法による救助の程度、方法及び期間については資料編「基本14」参照)

エ 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ その他

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 遺体処理台帳

(ウ) 遺体処理関係支出証拠書類

(3) 埋葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋

(火) 葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、その埋葬は本部長が実施する。

なお、本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、伊都振興局を經由して、本部~~食~~~~品~~・生活衛生班（県~~食~~~~品~~・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県内市町村の協力を得て広域的な火葬等の実施に努める。

ア 遺体の埋葬

(ア) 埋葬の受付

衛生班は、災害相談窓口等で埋葬許可書を発行する。

(イ) 埋葬

衛生班は、遺体を斎場にて火葬する。遺体が多数のため、処理できないときは、県に要請する。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

(ウ) 遺骨の保管

衛生班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がな
いときは、町が指定した墓地に埋葬する。

イ 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び埋葬又は納骨等の役務提供

ウ 埋葬の費用（災害救助法による基準）

（災害救助法による救助の程度、方法及び期間については資料編「基本14」参照）

エ 埋葬期間（災害救助法による基準）

災害発生の日から10日以内とする。

オ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した本部長は、次の書類を保存し、整備しなければならない。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 埋火葬台帳（資料編「様式38」参照）

(ウ) 埋葬費支出関係証拠書類

第13節 災害義援金品配分計画

<総務課、福祉課、出納室>

1 計画方針

被災者、被災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画による。

2 計画内容

(1) 災害義援金品を受ける機関

町において災害義援金及び義援物資品を受けるものは本部長とする。

(2) 義援品の配分

受けた義援品は、次の方法によって配分する。

ア 配分の基準

配分の基準は特に定めず、そのときの実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分方法

県より配分を受け、また、町において受け付けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員、児童委員、区・自治会長等その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。

ウ 配分の時期

配分は、できる限り受け付け又は引き継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に行うのは困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等^{など}、配分の時期に十分留意して行う。ただし、腐敗変質のおそれのある物質については速やかに適宜の処置をするよう配慮する。

エ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

(3) 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

ア 義援金の募集

義援金の募集は、町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集する。募集期間は1か月で、災害の規模により延長することができる。

イ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は、募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施する。配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。(資料編「様式39～41」参照)

(4) 義援金品の管理

ア 金銭の管理

町が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換えを行う。現金の領収保管は、出納班が担当し、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付

け出納の状況を記録し、経理する。

なお、貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

イ 顛末の記録

義援金品の受け取り等にあたっては、義援金品受払簿を備え付け引き継ぎ、又は配分までの状況を記録する。

(5) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。又、義援金の募集・配分等に要する経費も同様であるが、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができる。

第14節 外国人支援計画

<企画公室、地域防災課>

1 計画方針

災害時における外国人支援体制は、本計画によるものとする。

2 計画内容

必要に応じて和歌山県国際交流センターに開設される災害多言語支援センターを活用し、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し相談を受ける。

(1) 被災状況の確認

県と連絡調整のうえ外国人の被災状況について調査を行う。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて、必要と思われる多言語で情報提供を行う。

(3) 相談

必要に応じて多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

相談は国際交流ボランティア等に支援を依頼し、災害時多言語支援センターで通訳できない相談については、協力機関（近畿地域国際化協会連絡協議会等）に支援を依頼し、可能な限り多くの言語で対応する。

また、必要に応じてな場合に限り、通訳の派遣をボランティアに依頼を活用する。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワークづくりを支援する。そのために次の点に留意する。

ア 外国人被災者の状況を迅速に把握する。

イ 日本語の不自由な外国人のため、「やさしい日本語」を含む数か国語による防災手引き、案内を活用する。また、「ピクトグラム」を、給水所や避難所等の案内に使用して視認性の高い表示を行う。

ウ ボランティア等の協力を得て、外国人被災者を対象とした相談窓口を開設する。

エ 外国語による情報提供を報道機関に要請する。

第15節 要配慮者対策計画

<福祉課、地域防災課、[学校教育課教育委員会](#)>

1 計画方針

要配慮者に対する避難、情報、援護等の支援体制等について定める。

2 計画内容

(1) 要配慮者への対応

町は、地域住民、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、速やかに被災状況の把握と支援業務を実施する。

ア 緊急入所等

要配慮者の迅速な把握に努め、必要に応じて社会福祉施設への緊急入所等の措置を講じる講ずる。

イ 情報等の提供

要配慮者に対し、生活必需品の支給、利用可能な施設及び福祉サービスに関する情報等の提供を行う。

ウ ライフラインの優先復旧

社会福祉施設に対する電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が得られるよう、各事業者に要請する。

エ 支援体制・内容の見直し

時間の経過とともに、人的体制及び業務内容の見直しを行い、各段階におけるニーズに合わせた対策を講じる講ずる。

オ 関係機関との連携

要配慮者の支援について、関係機関やボランティア等と、支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、要配慮者のニーズについて把握し、情報共有及び支援活動の連携に努める。

(2) 高齢者、障がいのある人等への対応

ア 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者、障がいのある人等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。

イ 社会福祉施設等の早期復旧と通常業務の再開

社会福祉施設は、要介護高齢者、障がいのある人等にとって不可欠な施設であるため、これらの施設は、被災後の早期復旧と通常業務の早期再開及び支援業務の充実に努める。なお、重度の要介護高齢者、障がいのある人等のため、避難所として利用する。

ウ 情報提供

要配慮者に対する迅速かつ的確な情報の提供を実施するため、関係団体、ボランティア等の協力を得て、広報連絡体制の整備を図る。

また、要配慮者の特性を踏まえつつ、日常生活を支援する通信機器（聴覚障がい者の携帯電話メール、視覚障がい者の電話メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者のフ

リーハンド用機器を備えた携帯電話等)等の防災情報伝達手段を活用する。

エ 報道機関への要請

報道関係機関等に対し、状況に応じ、次の事項を要請する。

- (ア) 視覚障がいのある人のために、ラジオでの情報提供
- (イ) 聴覚障がいのある人のために、文字放送や字幕付き放送の実施

(3) 園児・児童・生徒への対応

ア 実態の把握

地域住民、民生委員、児童委員等の情報に基づき、被災遺児等の実態把握に努め、~~こども・女性・障がい者相談センター~~中央児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンター等関係機関と協力して、保護、生活支援等必要な措置を講じる講ずる。

イ 心のケア

被災園児・児童・生徒の精神的不安定に対応するため、保健所、和歌山県~~こども・女性・障がい者相談センター~~中央児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンター等の協力を得て、心のケアを実施する。

第16節 その他の被災者保護計画

<地域防災課、各施設管理者>

1 計画方針

本章第1節～第15節に定める以外の災害時における被災者の救助保護は、次のように実施する。

2 計画内容

(1) 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じた場合、町内での生活保護適用の判断は、伊都振興局健康福祉部が行う。但し、施設入所者や入院患者等は異なる場合がある。

町は生活に困窮する世帯を認識した場合、対象世帯に対し適宜申請窓口の情報提供を行うとともに、必要な情報について所管する伊都振興局健康福祉部と共有する。

(2) 被害者相談

町民住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、国、県、関係機関、関係団体等とともに合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置する。

第5章 保健衛生計画

第1節 防疫計画

<住民課>

1 計画方針

災害時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ感染症等の感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。防疫活動は、救助部衛生班が橋本保健所と連携し、実施するものとする。ただし、災害の状況により、実施が困難であると判断したときは、県本部（県知事）に対して県内他保健所等の応援を要請するものとする。

2 計画内容

(1) 防疫体制の確立

町は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる講ずる。

(2) 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づき、町が実施する。ただし、被害の状況により町による実施が困難なときは、県が代執行する。

(3) 組織

災害防疫実施は、救助部衛生班が担当する。

衛生班は、おおむね衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員数名をもって編成する。

防疫器具・薬品等の確保については、町内防疫用資材で対応し、不足する場合は県本部に対し、防疫器具・薬品等の調達を依頼する。

(4) 災害防疫の実施方法

ア 防疫処置の強化

災害の規模に応じた救助部衛生班を設け、対策の推進を図る。

災害防疫については、資料編「基本13」を参照のこと。

イ 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地域住民の社会不安の防止に留意する。

ウ 消毒の実施

町は、感染症法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、感染症法施行規則第14条に定めるところによって消毒を実施する。使用する医薬品、衛生材料等については、速やかに整備拡充を図る。また、新型コロナウイルス感染症インフルエンザ・感染性胃

腸炎等の感染の疑いがある町民住民が使用した施設は、避難所閉鎖後、施設管理者とともに次亜塩素酸ナトリウムなどを用いて消毒作業を協力・実施する。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

オ 生活の用に供される水の供給

町は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をする。実施にあたっては、基本計画編第3編第4章第5節「給水計画」に定める方法によって行う。

カ 感染症患者への措置

感染症等であって、入院が適当なものについては、感染症法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとる。

感染症指定医療機関が被災した場合又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとる。

救助部衛生班は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、橋本保健所の行う必要な措置について協力する。

(5) 感染症対策

活動については、橋本保健所が編成する検病調査班（医師1名〔班長〕保健師又は看護師1名、その他1名）との連携をとり、次のように実施する。

また、検病調査の結果、必要が生じたときは健康診断班（衛生技術者1名〔班長〕、保健師又は看護師1名、その他1名）を編成する。

ア 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。

イ 同時に、手指の消毒等必要な指導、アルコール消毒液、クレゾール石鹼液塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）の配付等を行う。

ウ 事前に、専用病棟の収容受入力を確認し、感染症が発生したときは、専用車両により感染患者、保菌者を搬送、隔離する。感染症患者収容受入施設専用病棟が被災した場合、又は交通事情等の理由により収容受入れが困難な場合は、橋本保健所保健班を通じ、本部の承認を受け臨時隔離所を設け、収容受入れを行う。

エ 感染症発生箇所の消毒を実施する。（衛生班により実施）

オ 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を対象、期間を定め、実施する（ワクチン等の確保を迅速に行い、時期を失しないよう措置する）。

カ ビラの配付や広報車による広報を依頼する。（本部経由で調査部各班に依頼）

(6) 消毒の実施

被災により、環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、実施する。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 避難所の便所、その他の不潔場所

- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
 - エ 飲料水確保場所（鋼板プール、井戸、河川等）
 - オ 災害廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
 - カ ねずみ族、昆虫等の発生場所
- 消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行うものとする。

（7）感染症患者等への措置

- ア 発生状況、動向及び原因の調査
- イ 健康診断
- ウ 就業制限
- エ 感染症指定医療機関への入院勧告（感染症指定医療機関：和歌山県立医科大学~~母~~附属病院紀北分院（所在地：かつらぎ町妙寺219））
- オ 消毒等
- カ 集団避難所

町は、感染症により避難所を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

キ 報告

本部長は、橋本警察署、消防等諸機関、その他関係団体の緊密な協力の下に、次の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により橋本保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）する。

- (ア) 被害の状況
 - (イ) 防疫活動状況
 - (ウ) 災害防疫所要見込額
 - (エ) その他
- ### ク 町で備え付けを要する記録
- (ア) 災害状況報告書
 - (イ) 防疫活動の状況報告書
 - (ウ) 消毒に関する書類
 - (エ) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
 - (オ) 生活の用に供される水の供給に関する書類
 - (カ) 患者台帳
 - (キ) 防疫作業日誌
 - (ク) 防疫経費所要額調及び関係書類
- ### ケ その他

（8）保健衛生

ア 被災者に対する衛生指導

衛生班は、橋本保健所と連携し、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

（9）保健活動

ア 被災者に対する~~保健相談~~健康相談及び保健指導

衛生班救助班は、橋本保健所と連携し、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、風邪等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保等を目的とする健康~~診断~~相談及び受診勧奨を行う。

また、同時に、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティア、災害派遣精神医療チーム(DPAT)と連携して、~~心理相談を実施するものとする~~こころのケアを行う。

イ 被災者に対する栄養相談

必要に応じて、保健所との連携及び栄養士会等との協力により、避難所等の被災住民に対し、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)と連携し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる~~ものとする~~。

ウ 町役場業務での対応

庁内においても、可能な限りつい立てや殺菌のための薬剤の準備、各員の健康管理の徹底等のほか、可能な限り本部を含む業務箇所の分割とソーシャルディスタンスの確保に努める~~ものとする~~。

エ 災害防疫の業務分掌の概要

資料編「基本13」を参照のこと。

第2節 清掃計画

<住民課、建設課>

1 計画方針

災害時における廃棄物対策は、本計画による。

し尿、ごみ及びびがれき（以下「廃棄物」という。）について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施し環境衛生の万全を期する。

平常時平時に廃棄物の収集処理は、委託業者が行っているため、災害時は、業者自身の被害状況を把握し、応援要請等の活動体制を整えていく。

2 計画内容

(1) 実施の方法

ア 実施者

(ア) 被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は本部長が行うが、特に以下の点について、配慮する。

① 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処分見込みを把握し、必要に応じ仮置場を設置するよう努める。

② 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処分見込みを把握し、必要に応じ措置するよう努める。

③ 被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、町が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合、町は申請の受付から被災家屋等の解体・撤去完了までの体制を早期に構築するよう努める。

(イ) 本部長は、被害が甚大で単独で応急対策の実施が不可能な場合は、橋本保健所を通じて県又はほかの市町村の応援を要請する。

(ウ) 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ協力を要請する。

(エ) 一般廃棄物等の収集運搬に関して協力が必要な場合は、本町と橋本伊都衛生施設組合が締結している「災害発生時における一般廃棄物の収集運搬業務に関する協定書」に基づき協力要請する。

(オ) し尿等の収集運搬に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。

なお、被災規模が大きく町が独自で処理できないと判断される場合等は、地方自

治法第252条の14の第1項の規定に基づき、町が~~は~~和歌山県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部を~~の~~委託し、~~県が町に代わって災害廃棄物処理を実施するを要請することができる。~~

(カ) 町が被災した家屋等の解体・撤去を行う場合は、「公費解体・撤去マニュアル第5版（環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和6年6月）」に基づき、実施する。

イ 実施の方法

応急対策の実施は、衛生班が行い、その指揮下で災害程度に応じてごみ処理係、し尿処理係を編成し実施する。

ウ 事務処理

- (ア) 本部長は、災害により応急対策を実施したときは、直ちに、橋本保健所経由のうえ県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。
- (イ) 本部長は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況、被害写真等（第1報は、概況を電話・FAXで）を添え、橋本保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。
- (ウ) 報告は、~~「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月環境省）」において定められた「災害廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被害状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を直ちに報告したのち、所定の様式により、被災状況の写真等を添付して報告する~~大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」により行う。

(2) し尿の処理

ア 衛生班は、橋本伊都衛生施設組合と連携し、次のとおり初期対応を行う。

- (ア) 上水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難場所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処分見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (イ) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (ウ) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

イ 衛生班は、次のとおり処理活動を行う。

- (ア) 速やかにし尿の収集・処分計画を作成し、許可業者等に収集を要請する~~等~~など、収集処分体制を確保する。
- (イ) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

し尿処理場	所在地	電話
橋本伊都衛生施設組合 橋本環境管理センター	橋本市学文路172-1	0736-32-0028

(3) ごみ処理

ア 衛生班は、次のとおり初期対応を行う。

- (ア) あらかじめ、ごみの分別収集処分の方法を検討しておき、避難場所をはじめ被災地域におけるごみの収集処分見込み量を把握する。
- (イ) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

- イ 衛生班は、次のとおり処理活動を行う。
- (ア) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処分を適切に行う。
 - (イ) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
 - (ウ) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処分する。
 - (エ) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(4) がれき処理

<建設課>

- ア 土木復旧班は、次のとおり初期対応を行う。
- (ア) がれきの発生量を把握する。
 - (イ) がれきの選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともにがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- イ 土木復旧班は、次のとおり処理活動を行う。
- (ア) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
 - (イ) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
 - (ウ) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、町民住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第3節 食品衛生計画

<住民課>

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難場所その他炊き出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講じる講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

救助部衛生班は、橋本保健所と連携し、県薬剤師会や民間企業の協力を得て、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊出施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

食中毒が発生した場合は、橋本保健所が検査を行い、原因を究明し、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止する。

2 計画内容

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

[重点指導事項]

- ア 手指の洗浄消毒を徹底すること。
- イ 食器器具の洗浄消毒を徹底すること。
- ウ 調理従事者の健康管理を徹底すること。
- エ 原材料受入れ及び下処理段階における管理を徹底すること。
- オ 浸水、断水時特に使用水の衛生管理を徹底すること。
- カ 原則、加熱調理食品のみ提供すること（原則、加熱調理しない食品の提供禁止）。
- キ 加熱調理食品については中心部まで十分加熱し、食中毒菌を死滅させること。
- ク 加熱調理後の食品の二次汚染防止を徹底すること。
- ケ 原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底すること。

(2) 営業施設

食品衛生監視員、保健所職員による営業施設の食品衛生監視の指導を要請する。

[重点監視指導事項]

- ア 浸水地区は浸水期間中営業自粛を促し、水が引いた後、施設、設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の監視指導を受けて営業を再開するよう指導すること。
- イ その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康管理について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合も考えられるので、食品衛生指導員の協力を要請する。

また、被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食

施設の衛生活動について、必要があるときは、橋本保健所を通じ県本部（県知事）に対し、その実施を要請する。

第4節 保健師活動計画

<住民課>

1 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努める~~ものとする~~。(和歌山県災害時保健師活動マニュアルに沿って保健活動を実施する。)

2 計画内容

(1) 実施主体

町長が行う~~ものとする~~。必要があるときは、~~県本部(県知事)~~橋本保健医療調整本部(橋本保健所)に対しその実施を要請する。

(2) 業務内容

ア 本部(衛生救助部救助班)の業務

- (ア) 被災住民の健康状況の把握を行う~~ものとする~~。
- (イ) 保健師の勤務状況の把握を行う~~ものとする~~。
- (ウ) 要請により、又は必要に応じ、被災地を管轄しない保健所、市町村、又は他の都道府県に対し保健師の派遣依頼又は派遣要請を行う~~ものとする~~。
- (エ) 必要に応じ保健師派遣計画を作成する~~等~~など、保健師の派遣等に係る総合調整を行う~~ものとする~~。

~~イ 支部(保健班)の業務~~

- ~~(ア) 被災住民の健康状況の把握を行うものとする。~~
- ~~(イ) 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。~~
- ~~(ウ) 医療班、衛生班等の各班との連携、調整を行うものとする。~~
- ~~(エ) その他関係機関との調整を行うものとする。~~
- ~~(オ) 派遣保健師の被災地における活動調整を行うものとする。~~

(3) 保健師活動

ア 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ 被災地における活動内容

- (ア) 被災住民(地域・避難所・仮設住宅)の健康に関する実態把握
- (イ) 情報収集及び情報提供
- (ウ) 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- (エ) 保健衛生指導の実施
- (オ) 要援護者の安否確認
- (カ) 関係機関との連絡調整

(4) 報告及び記録

保健師活動を実施した場合は、本部衛生班に報告するとともに次の書類を整備し、保管しておく~~ものとする~~。

ア 報告書類

- (ア) 地域活動記録
- (イ) 避難所活動記録
- (ウ) 保健活動日報
- (エ) 保健師活動状況報告書

イ 記録書類

- (ア) 健康相談票及び経過用紙
- (イ) 健康調査連名簿及び健康調査世帯票
- (ウ) 仮設住宅入居者世帯調査票
- (エ) その他

第5節 精神保健福祉対策計画

<住民課、福祉課>

1 計画方針

災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つ~~ものとする~~。

2 計画内容

(1) 長期的な精神保健福祉活動

被災地域での医療機関が復旧し、また他府県等からの専門スタッフ等の応援が撤退した後を受けて、本部長は県本部その他と連携して、次のような業務を推進する。

- ア 問題発見のための情報収集
- イ 発見された問題の特性研究及び対策
- ウ 関係職員（ボランティアを含む。）の教育研修
- エ 啓発用資材の作成、配布
- オ 講演会、座談会等の開催
- カ 仮設住宅への巡回訪問指導等、こころのケア相談
- キ 被災者同士の自助グループの育成

(2) 災害時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等などこころに傷を負う者及び精神障がい者等に対応するため、県、他市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携の基に適切な支援や情報提供等の災害時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

- ア こころのケアホットラインの設置
- イ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣
- ウ こころのケアに関する普及啓発
- エ 援助者へのこころのケアに関する教育研修

(3) 被災地の災害対策

災害時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、伊都振興局健康福祉課部（橋本保健所）とする。

伊都振興局健康福祉課部は、国、本部衛生救助部救助班と十分連携をとり、市町村並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(4) 要配慮者への対策

- ア 精神障がい者の生活再建支援

被災精神障がい者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わって

いた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等^{など}、相談の支援を実施する。

(ア) デイケア、障がい福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等を語れる場を提供する。

(イ) 医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来すことや、孤独感を強める等^{など}影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

(ア) 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。

(イ) 近隣の声かけ、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催等を行う。

ウ アルコール関連問題への対応

(ア) 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを飲酒するおそれがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

(イ) アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等^{など}、自助グループの活動を積極的に支援する。

(ウ) アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による^{による}早期介入及びアルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こすことや、ときには長期的に問題をも^{もつ}が起こることもある。支部保健班救助部救助班は、学校を中心に、児童相談所や福祉課、教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ 家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受入れて立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第6節 動物保護管理計画

<住民課>

1 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、町は、**動物愛護被災者支援等**の観点から、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」の動物の**収容受入**活動及び救助活動を支援する。

2 計画内容

(1) 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

町は、県と連携し、「九度山町避難所運営マニュアル」に基づき、避難所に確保した飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

ア 避難所での動物の飼養状況の把握

イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供

ウ 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣

エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）

オ 動物の飼養者や里親探しのための情報の収集・提供

カ 家庭動物に関する相談の実施等

キ 動物に関する寄付金の管理・配分

ク 県・町外等からの受援体制の確保

(2) 被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。

ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引き取り

イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

(3) 危険動物の状況の把握

町は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。

第6章 公共土木施設等応急対策計画

<建設課、上下水道課>

1 計画方針

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切等応急工事を実施する。

2 計画内容

(1) 河川・ため池災害

各河川管理者は、被災箇所の背後地に甚大な被害を与える二次災害を防ぐため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水（増水）により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

ため池の管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低減や堤体の補強等を行う。また、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

(2) 砂防・崖崩れ等土砂災害

ア 警戒・巡視

土木復旧班は、崖崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所等について消防団や伊都振興局と協力して警戒・巡視活動を行う。

イ 安全措置

土木復旧班は、消防等と協力して、崖崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害警戒区域等について、状況に応じて必要な安全措置を講じる講ずる。

(3) 斜面災害

被災した宅地の二次災害を防止し、町民住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害警戒区域等の危険度判定を行う。

土木復旧班は、県等を通じて危険度判定士の確保を要請して実施する。住宅の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や町民住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立ち入り制限を実施する。二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

(4) 道路、橋梁災害

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

土木復旧班は、所管道路について、橋本警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置等を講じる講ずるとともに、被災道路、橋梁については、緊急巡回、緊急点検によって得

られた情報を整理検討のうえ、被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

また、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

(5) 下水道等災害

土木復旧班は、施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

第7章 農林関係災害応急対策計画

<産業振興課建設課>

1 計画方針

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最小限に留めるための諸対策について定める。

2 計画内容

(1) 農地及び農業用施設に対する措置

ア 農業ため池、用水路等が決壊（一部流出（崩壊））又は氾濫のおそれがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路等の応急措置については、水利組合等の協力を得て実施する。

イ 農業ため池、河川等の決壊（一部流出（崩壊））、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、水利組合等の協力を得て応急復旧を実施するとともに、農地に冠水した場合には、移動ポンプ等を活用して排水活動を実施する。

なお、資機材が不足する場合は、伊都振興局に協力を要請する。

(2) 農作物に対する措置

被害の実態に応じ、[紀北川上農業協同組合](#)と[和歌山県農業協同組合紀北地域本部](#)及び伊都振興局農業水産振興課に対し技術の指導を依頼する。

なお、苗及び種子の確保についても同様とする。

第8章 事故災害応急対策計画

第1節 鉄道施設災害応急対策計画

<南海電気鉄道株式会社、伊都消防組合、橋本警察署、地域防災課>

1 計画方針

町は、列車の衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多くの死傷者を伴う鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、南海電気鉄道株式会社が実施する応急対策に協力する。

2 計画内容

災害が発生した場合、運転取扱心得及び鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

(1) 応急対策

ア 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

町は、被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を設置し、また、その状況に応じて、南海電気鉄道本社に職員を派遣する。

イ 本部の任務内容

本部は、次の業務を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

(イ) 職員の非常招集

(ウ) 災害箇所の調査及び報告

(エ) 救護活動の支援

(オ) 応急復旧用の資機材調達

(カ) 振替輸送及び代行輸送の手配

第2節 道路災害応急対策計画

<建設課>

1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、通行に支障が出た場合、又は多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

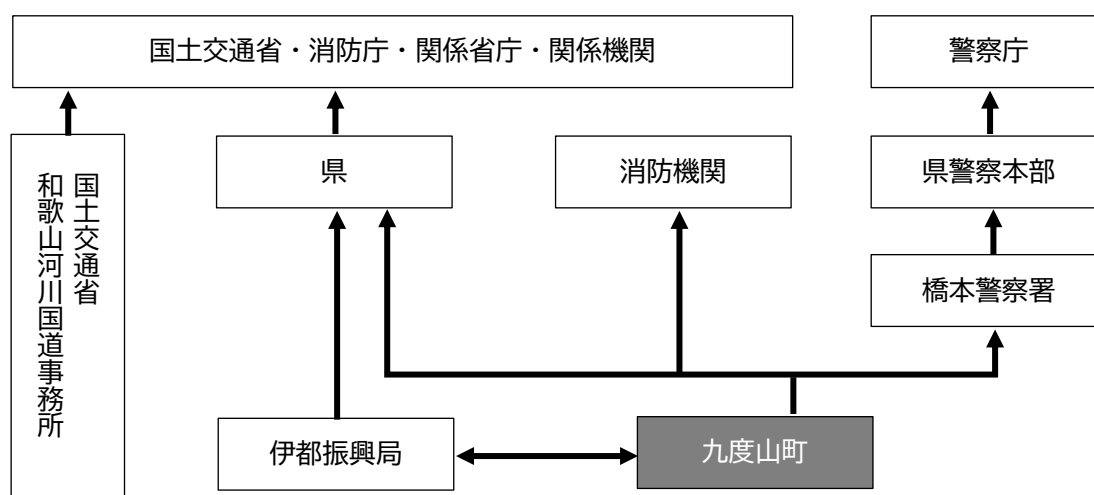
2 計画内容

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

道路災害の伝達経路



(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じる講ずる。

イ 関係機関は、序編第1編第1章第1節「組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

イ 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する

~~が、~~また、町は、必要に応じ民間からの協力等により、~~必要な資材を確保して効率的な活動を行う~~する。

(4) その他

- ア 町、道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じる講ずるよう通報する。
- イ 道路管理者は、類似する災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- ウ 道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第9章 林野火災応急対策計画

<伊都消防組合、橋本警察署、産業振興課>

1 計画方針

町は、林野火災から自然環境と町民住民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下「森林所有者等」という。）、地域住民、消防団、伊都消防組合、その他関係機関と連携して消火・救助活動にあたる。

2 計画内容

① 災害予防

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

イ 町及び国〔林野庁、国土交通省〕等は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施する。

ウ 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

(2) 防災知識の普及

ア 町及び国〔消防庁、林野庁〕、公共機関等は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発にあたっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

イ 町及び国〔消防庁、林野庁、気象庁等〕等は、我が国の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努める。

ウ 町及び国〔消防庁、林野庁〕等は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。

(3) 林野火災に対する警戒の強化

ア 町及び国〔消防庁、林野庁〕は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行う。また、町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。

イ 町及び国〔消防庁〕は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- ア 林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。
- イ 町及び国等は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理にあたっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。
- ウ 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。
- エ 町及び国〔消防庁〕は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する。
- オ 町及び国〔消防庁〕は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進する。
- カ 町及び国〔消防庁〕は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。
- キ 町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- ク 町及び国〔消防庁〕は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。
- ケ 町及び国〔農林水産省、国土交通省〕は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進する。
- コ 消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施する。
- サ 消防機関を始めとする町及び国の機関、林業関係団体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施する。

② 災害応急対策

(1) 出火の発見・通報

ア 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに119番（橋本・伊都地域消防指令センター）に通報しなければならない。また、発生した火災が小規模な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

イ 伊都消防組合の対応

橋本・伊都地域消防指令センターから指令を受けた伊都消防組合は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

林野火災対策用資機材については、資料編「基本3」を参照のこと。

(ア) 消防団

消火活動、飛び火等による延焼警戒及び町民住民等の避難誘導のための消防団出動

(イ) 森林所有者等

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

(ウ) 県災害対策課

県防災ヘリコプターの緊急運航

(エ) 橋本警察署

消防車両の通行確保のための交通規制

(オ) 町

地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

(2) 消火・救出活動

ア 火災防御活動の実施

消防隊は、火災防御にあたっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行う。

消防隊は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

また、消防機関等は、消火活動の実施にあたり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

現場に出動した消防隊は、森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(ア) 情報収集

消防隊は、自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

(イ) 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成する等^{など}として延焼を阻止する。

イ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防組合の消防署長を指揮隊長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

(3) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

町・橋本警察署・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

イ 町民住民の避難

本部長（町長）は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、町民住民に対し避難指示等を行い、橋本警察署等と協力して町民住民を安全に避難させる。

ウ 要配慮者への配慮

町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

(4) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消火にあたる消防長は、単独での対処が難しいと判断される場合は県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

イ 自衛隊の派遣要請

本部長（町長）は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

ウ 鎮火後の措置

消防団等は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なお、しばらく警戒にあたる。

エ 被災地域外の地方公共団体による応援

被災地方公共団体は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。

応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用する。

応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用する。

応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図る。

(5) 応急復旧及び二次災害の防止活動

町及び国〔農林水産省、国土交通省〕は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流

部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

町及び国〔農林水産省、国土交通省〕は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第10章 危険物等災害応急対策計画

第1節 危険物施設災害応急対策計画

<伊都消防組合>

1 計画方針

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、町、県、伊都消防組合等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。

危険物施設については、資料編「基本12」を参照のこと。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

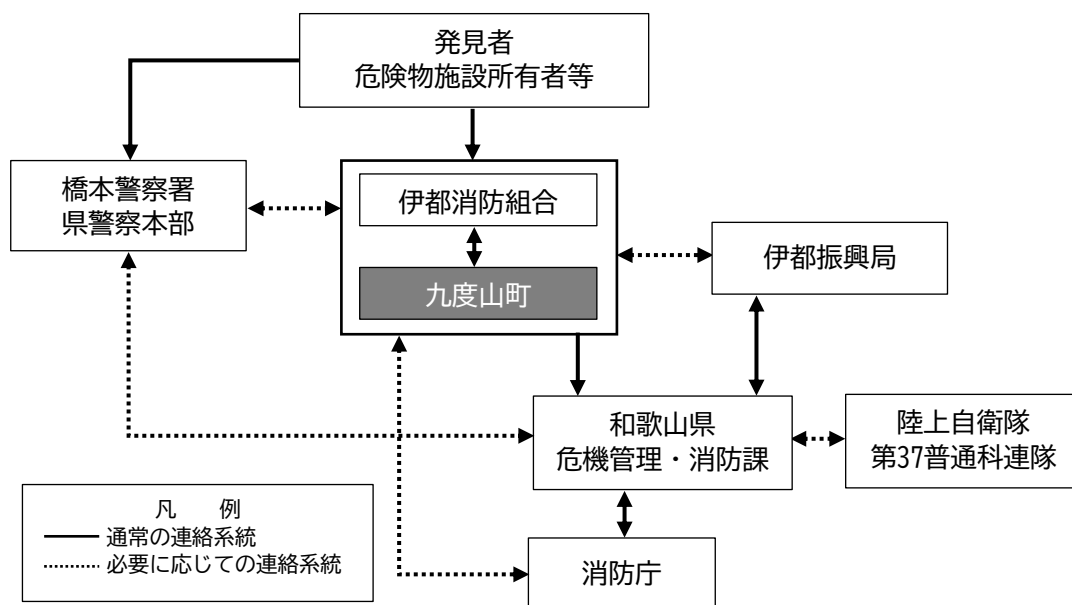
- (ア) 情報及び警報等を確実に把握する。
- (イ) 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- (ウ) 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる講ずる。
- (エ) 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる講ずる。

イ 災害が発生した場合の措置

- (ア) 伊都消防組合及びその他の関係機関へ通報する。
- (イ) 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- (ウ) 危険物施設等における詰め替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる講ずる。
- (エ) 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる講ずる。

(2) 町及び伊都消防組合

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。



第2節 火薬類災害応急対策計画

<伊都消防組合>

1 計画方針

火薬類による災害に際して、**町民住民**の生命及び財産を保護するために、本計画を定める。

2 計画内容

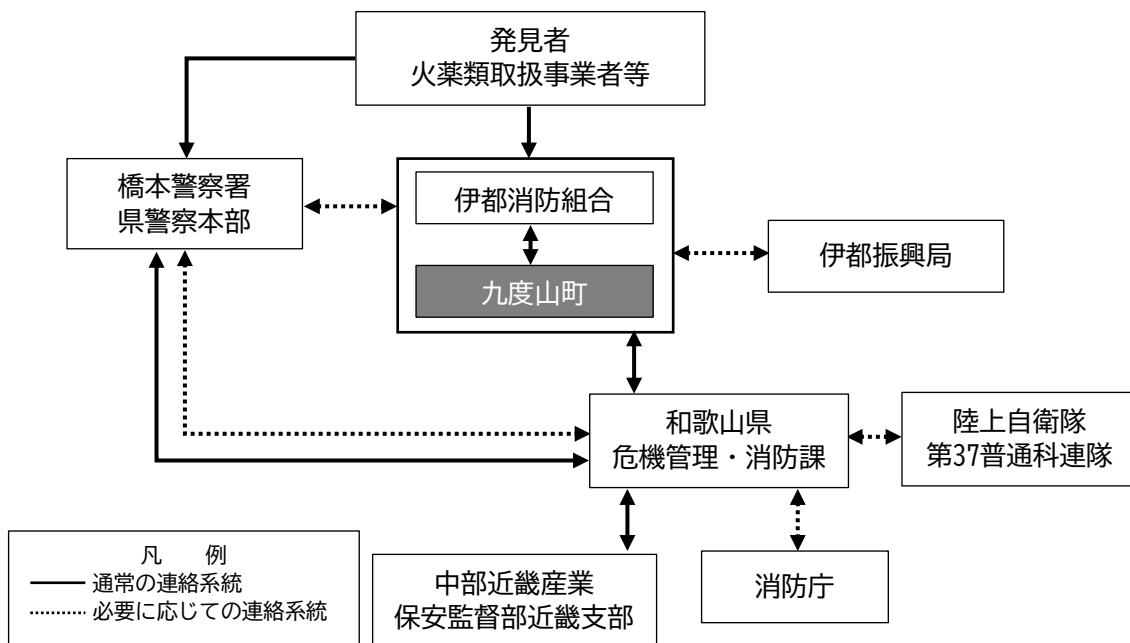
火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を**講じる講ずる**。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域は全て立ち入り禁止とし、危険区域内にいる**町民住民**を避難させるための措置を**講じる講ずる**。
- (3) 災害が発生した場合、次図により伊都消防組合、橋本警察署等に通報するとともに、次の措置を**講じる講ずる**。

- ア 立ち入り禁止区域の設定及び交通規制
- イ 被災者の救出、救護
- ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

3 通報体制

火薬類取扱事業所等において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



第3節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

<伊都消防組合>

1 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講じる講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講じる講ずる。

ア 伊都消防組合及び橋本警察署に通報する。

イ 付近の住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる講ずる。

エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる講ずる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる講ずる。

(2) 町及び伊都消防組合

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4節 有害物質流出等応急対策計画

<建設課、住民課、地域防災課>

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散によりおそれの健康被害が生じる場合又はそのおそれがある場合の応急対策については本計画による。
- (2) 本計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を**生ずる****生じる**おそれのある次の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹き付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定されている有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

2 計画内容

(1) 石綿飛散応急対策（上記1の(2)のアの物質）

石綿飛散応急対策については、「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹き付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行う**ものとする**。

ア 町は、県と協力してアスベスト台帳に基づき石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体等事業者等に対し、**平常時****平時**と同じく石綿飛散防止応急対策や被災建築物の修繕及び解体工事実施時には、労働基準監督署及び保健所と連携して、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置を求めていく。解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

イ 吹き付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

ウ 町及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び**町民住民**等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。また、災害時においては、環境省や県が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し、粉じんによる健康被害防止の注意喚起を行う。さらに万が一、中皮腫、肺がんを発症した時のために作業従事記録を40年間保存する。

(2) 有害物質流出応急対策（上記1の(2)のイの物質）

ア 町は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

イ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、町に報告する。

ウ 町及び県は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。

エ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、町及び県の協力を得て実施する。

オ 事業者は、有害物質の流出により**町民住民**の健康に被害が生じるおそれがある場合は、町及び県等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

第11章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

<[NTT](#)西日本株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、[楽天モバイル株式会社](#)>

1 計画方針・内容

[NTT](#)西日本[電信電話](#)株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、[楽天モバイル株式会社](#)は、災害発生時において、和歌山県地域防災計画に準じ、和歌山県管内の所管通信網を確保するべく努め、電気通信設備等に故障が発生した場合には迅速かつ的確な応急復旧を行う。

詳細は、和歌山県地域防災計画及び[NTT](#)西日本[電信電話](#)株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、[楽天モバイル株式会社](#)の計画による。

町は、[NTT](#)西日本[電信電話](#)株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ株式会社、[KDDI株式会社](#)、[ソフトバンク株式会社](#)、[楽天モバイル株式会社](#)の応急対策に協力する。

第2節 電力施設災害応急対策計画

<関西電力送配電株式会社和歌山[支社本部](#)>

1 計画方針・内容

関西電力送配電株式会社[和歌山本部](#)は、和歌山県地域防災計画に準じ、電力施設の災害を防止し、又は被害が発生した場合は速やかに応急復旧作業を行い、電力の供給確保に努める。

詳細は、和歌山県地域防災計画及び関西電力送配電株式会社[和歌山本部](#)の計画による。

町は、関西電力送配電株式会社[和歌山本部](#)の応急対策に協力する。

第3節 大規模停電災害応急対策計画

<地域防災課>

1 計画方針

本計画は、大規模停電発生時における重要施設等における迅速かつ円滑な電源確保について定めることを目的とする。

2 計画内容

(1) 重要施設に対する燃料供給

町は、重要施設の非常用自家発電機を稼働させるための燃料が不足した場合には、防災協定により町内の事業者に要請を行うほか、県に依頼し和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」により、重要施設に燃料供給を行う要請を行う **ものとする**。

また、県内だけでは需要に対応できないときは、県は、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対し、石油連盟災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行う **ものとする**。

(2) 重要施設への電源車の配備調整等

町は、大規模停電発生ときには直ちに、重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車の配備先の候補案を作成する **ものとする**。

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者は、電源車の配備に努める **ものとする**。

(3) 外部電源供給可能な車両等の活用

県は、協定を締結している自動車販売会社等が所有する、外部電源供給が可能な車両等の提供を受けて、電力が必要な施設等を把握のうえ、配備先を決定し、自動車販売会社等へ配備を依頼する **ものとする**。各民間事業者自動車販売会社等は、外部電源供給が可能な車両等の提供に努める **ものとする**。

第12章 文教対策計画

第1節 小中学校・幼稚園の計画

<教育委員会>

1 計画方針

小中学校・幼稚園に関する災害の応急対策は、本計画による。

2 計画内容

(1) 児童・生徒の安全の確保

- ア 児童・生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておく。
- イ 校長は、事前に災害が予知される場合や児童・生徒に危険が及ぶ心配があるとき等現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じる講ずるとともに、町教育委員会を通じて本部に状況を報告する。

(2) 学校施設の確保

- ア 被害程度別応急教育予定場所
 - (ア) 応急的修理で使用できる程度の場合
当該施設の応急措置をして使用する。
 - (イ) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足する場合は、2部授業等の方法による。
 - (ウ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合
公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
 - (エ) 特に地区が全体的被害を受けた場合
町民住民避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共施設を利用する。
- イ 施設利用の応援
 - 隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得る。
 - (ア) 町内施設利用の場合
本部において、関係者協議のうえ行う。
 - (イ) 他市町村施設利用の場合
本部は、伊都振興局又は県本部教育部に対して施設利用の応援を要請する。

(3) 教職員の対策

- ア 学校内における対応
 - 欠員が少数の場合には、学校内において対応を講じる講ずる。
- イ 町内における対応

学校長は、学校内で解決できないときは、町教育委員会を通じて、本部に派遣を要請する。本部は、町内の学校内において対応を講じる~~講ずる~~。

ウ 町内対応不能の場合

町教育委員会は、町において解決できないときは、県教育委員会に教職員派遣の要請をする。

(4) 応急教育

ア 教育場所の確保

教育班は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

イ 応急教育の準備

教育班及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

ウ 応急教育の要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

(5) 応急教育の留意事項（教育内容）

教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育等を実施する。

生活指導

ア 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。

イ 関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

第2節 学校給食関係の計画

<教育委員会>

1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、本計画による。

2 計画内容

(1) 実施計画

- ア 災害により被害があっても、応急給食はできる限り継続して実施する。
- イ 給食施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置をとり給食を実施する。
- ウ 災害時において、学校等が避難場所として使用される場合、学校給食と被災者の炊き出しとの調整を図るよう留意する。

(2) 物資対策

本部は、県本部に対し、給食施設及び原材料の被害状況報告を速やかに行い、物資の供給・処分についての指示を受ける。

第3節 社会教育施設関係の計画

<教育委員会>

1 計画方針

災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講じる講ずる。

2 計画内容

(1) 社会教育施設

公民館等社会教育施設は、災害発生時においては、災害応急対策のため、特に避難場所、本部等に利用される場合も少なくないので、教育班は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施する。

(2) 文化財

被害が発生した文化財については、所有者や管理者に被害状況の報告を受け、文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考のうえ、必要な措置を講じる講ずる。

ア 被害状況の把握

文化財に被害が発生した場合には、文化財の所有者又は管理団体から被害の概況について報告を受けるほか、係員を現地に派遣し、被害状況の的確かつ迅速な把握に努めるとともに、町、教育委員会は、その結果をとりまとめ、県教育委員会に報告する。

イ 被害文化財の応急的措置

被害を受けつつある文化財又は被害を受けた文化財については、必要な緊急措置をとるよう指導する。

第4節 文化財等救援・保全活動の計画

<教育委員会>

1 計画方針

災害時災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における文化財等の救護・保全等の措置を図るものとする。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令和5年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」による。

2 計画内容

~~災害発生時においては、文化財の被害状況を把握し、~~災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、文化財災害予防計画において体制整備を行った和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議等関係機関と連携し、文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施するよう努めるものとするとともに、県と協力して必要に応じて近畿圏危機発生時の相互応援や復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用し、文化庁、地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなど外部組織への支援要請を行う。

また、被災状況に応じた復旧・復興計画を策定し実行する。

(1) 文化財の被災状況の把握

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

(2) 文化財及び文化施設の緊急点検と入場者の避難

各文化財及び文化施設の所有者及び管理者は被災状況を点検し、安全が確保できない場合は入場者等を安全な場所へ避難誘導する。

(3) 文化財レスキュー

関係機関と連携し、文化財の種類、被災状況に応じた救援・保全を行う。

(4) 文化財の復旧・復興計画の策定と実施

町が策定する復旧・復興計画と調整を図りながら文化財に特化した計画を策定し実行する。

第5節 学用品支給計画

<教育委員会>

1 計画方針

災害により住宅に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小中学校の児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

2 計画内容

(1) 給与の種別

教科書 〔教科書の発行に関する臨時措置法〕第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住宅に被害を受けた児童・生徒で、住宅の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、県又は町長が被災児童・生徒に対する配分を実施する。ただし学校等により使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため、調達業務についても町長が委任を受けて実施することがある。

イ 教育班は、学用品の給与にあたっては、まず、その給与対象となる児童・生徒の確実な人員を把握するため、被災者名簿と児童・生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

(4) 災害救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）に対して行う。

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において、現物をもって行う。

(ア) 教科書

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

(エ) その他の学用品

ウ 「学用品の給与」のため支出できる費用

(ア) 教科書費

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

(イ) 文房具及び通学用品費

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

- エ 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

第13章 災害対策要員の計画

1 計画方針

災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画による。

2 計画内容

災害対策の要員については、おおむね次の順序で動員を行う。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りではない。

- (1) 町、職員の動員
- (2) ボランティアの動員
- (3) 労働者の雇上げ

また、動員は本部において行うものであるが、本部が災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を**生ずる**生じる場合は、次の応援要請事項を示して、県本部へ要請する。

<応援要請事項>

- ア 応援を必要とする理由
- イ 従事場所
- ウ 作業内容
- エ 人員
- オ 従事期間
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

第1節 ボランティア受入れ計画

＜福祉課、地域防災課、九度山町社会福祉協議会、業務所管各部署＞

1 計画方針

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入れ計画は、本計画による。

2 計画内容

(1) ボランティアの受入れ

ア 編成

ボランティアは本部の指揮の下、災害応急対策の実施に奉仕する団体及び個人をもって編成する。活動に即しては、原則として平常時平時の組織を考慮して各団体別に編成する。

ボランティアはおおむね次の団体、個人による。

(ア) 自治会

区・自治会、青年団体、女性団体等、地域の自治会によるもの。本部は、必要に応じて直接各団体に活動の要請を行う。

(イ) 防災ボランティア

九度山町、地区赤十字奉仕団等に防災ボランティアとして登録する団体、個人、専門家によるもの。また、未登録の団体、個人によるもの。

本部は、県を通じて専門ボランティア又は一般のボランティアに対する協力要請を行うことができる。

なお、要請にあたり、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報を提供する。

イ 窓口

ボランティア活動の規模が、自治会により充足する程度である場合、自治会との連絡要請は、各災害対策を担当する部が行う。

全国からボランティアが集結するような大規模な活動となる場合は、本部は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動センターを設置する。

原則として、一般ボランティアは衛生班、医療ボランティアは救助部衛生救助班が担当する。

ウ 災害ボランティアセンター

町又は町社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努め、その調整窓口として、町災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。

町は、災害発生時における官民連携体制強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営するもの（町社会福祉協議会等）との役割分担を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結するなどにより、あらかじめ明確化しておくよう努める。

(2) 作業内容

ア ボランティア団体等に依頼する主な作業内容

- (ア) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (イ) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (ウ) 高齢者、障がい者等の介助、介護活動
- (エ) 清掃及び防疫
- (オ) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (カ) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (キ) 災害応急対策事務の補助

イ ボランティアセンター又は本部の主な作業内容

- (ア) 情報提供、収集
 - ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
 - ② ボランティアニーズの把握
 - ③ ボランティア希望者への情報提供、広報活動
- (イ) ボランティア受付、活動調整
 - ① ボランティア参加者の受付登録
 - ② 関連機関との連絡
 - ③ 被災者及び本部等のニーズに応じた活動調整
 - ④ ボランティアの安全衛生管理（飲料水、食糧食料、物資、宿泊場所等を必要に応じて提供すること、ボランティア保険加入推進及び加入手続き等）

ウ センター運営事務

- ① 社会福祉協議会等と協力して、原則として公共施設に、活動拠点となるセンターを設置
- ② 人材、物資、資金の調達と管理

エ 帳簿等の整備

- ① ボランティア団体の名称及び人員又は氏名
- ② 奉仕した作業内容及び期間
- ③ その他参考事項

第2節 労働者の確保計画

<総務課、業務所管各部署>

1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画による。

2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用は、本部において行う。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、和歌山公共職業安定所の求職者を対象として要員確保に努める。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが災害救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア 被災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき

(イ) 医療班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

(ウ) 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ 被災者の救出要員

被災者の身体の安全を保護するため、被災者を救出するための要員

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食糧食料品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ 遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員

キ 遺体の処理（埋葬を除く。）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

なお、内閣総理大臣との協議で同意を得た場合は、延長が可能である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

(6) 実施上の特例

あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等を超えて、人員を雇い上げる必要がある場合は、本部長は県本部にその旨を申請する。

(7) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 賃金職員等雇上げ台帳
- ウ 賃金支払関係証拠書類

第14章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画

<和歌山県、建設課、橋本警察署>

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施する。

2 計画内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時~~等~~における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者~~が~~は通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ 災対法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

また、道路管理者は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の実施

規制の実施は次の区分によって行う。なおただし、道路管理者と橋本警察署は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮する。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者等	町長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長等 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに橋本警察署又は町長に通報する。

通報を受けた町長は、その道路管理者及び橋本警察署に速やかに通報する。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者又は橋本警察署は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次のとおり交通規制を行う。

ア 道路管理者

災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、若しくは発見したときは、又は通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ、速やかに必要な規制を実施する。

なおただし、町長は、町以外の機関が管理する道路又は、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに橋本警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施依頼する等、応急措置を行う。この場合、町長はまた、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行う依頼する。

イ 橋本警察署

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

(5) 緊急通行車両の通行確認

災対法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続きは、次のとおりとするであり、確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備え付けることとなる。

~~なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。~~

ア 緊急通行車両等の基準

(ア) 緊急通行車両とは、

(ア)① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

~~(イ)② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とされており、イの車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。基本法第50条第1項に定める災害応急対策に使用される車両であり、①の車両については緊急通行車両の確認及び標章の掲示は不要である。~~

なお、原子力災害対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両についても②の車両と同様に扱う。

(イ) 規制除外車両とは、

~~民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両~~

① 災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの。

② 社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものであり、

①の車両については規制除外車両の確認及び標章の掲示は不要である。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手順に準じて行う。

イ 緊急通行車両等の確認等

(ア) 確認の申出

~~（申出の内容）~~

① 申出場所

~~警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問箇所各警察署、交通検問所、警察本部交通規制課~~

② 申出手続き方法

緊急通行車両確認申出書を作成したうえ、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写しを添付する。

~~③ その他~~

~~緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申出場所に備え付けのものを使用する。標識及び証明書については、資料編「様式12」を参照のこと。~~

(イ) 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、~~災対法施~~

行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(ウ) 標章の掲示等広報

~~緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける緊急通行車両であることの確認は、災害発生前においても実施することができる~~とされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において交通規制がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるため、あらかじめ緊急通行車両の確認を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

(エ) 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り災害応急対策活動、基本法、原子力災害対策特別措置法、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に定める応急対策又は措置を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を經由して公安委員会に申請申出する。

なお、事前届出に係る事務処理等については、資料編「様式12、13」を参照のこと。

- ① ~~災対法施行令第32条の2第2号に「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両~~医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ② ~~国民保護法第2条第1項に規定する武力攻撃事態等において、同法第32条第1項に規定する基本指針、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項に規定する国民の保護に関する計画、第36条第1項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、使用される計画がある車両~~医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ③ ~~緊急通行車両とならないもののうち、~~
 - ~~医師・歯科医師、医療機関等が使用する車~~
 - ~~医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両~~
 - ~~患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）~~
 - ~~建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）~~

のいずれかに該当する車両患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）

ウ 緊急通行車両の通行の確保（災対法第76条の6）

(ア) 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めると

きは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

(イ) 道路管理者は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

(ウ) 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者は自ら車両等の移動を行うことができる。

なお、その際、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両等を破損することができる。

(エ) 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

エ 損失補償（災対法第82条）

道路管理者は、ウの(ウ)又は(エ)の措置により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(6) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

ア 公安委員会は、災対法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、(5)ウの措置を要請することができる。（災対法第76条の4）

イ 国土交通大臣及び県知事は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、(5)ウの措置をとるべきことを指示することができる。（災対法第76条の7）

(7) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置する。なお、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導にあたる。表示の様式については、資料編「様式11」を参照のこと。

ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置する。

(ア) 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府・国土交通省令第3号）に定める様式と方法による。

(イ) 災対法第76条によって規制したとき。災対法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

(ア) 禁止、制限の対象

(イ) 規制の区域及び区間

(ウ) 規制の期間

ウ 周知の措置

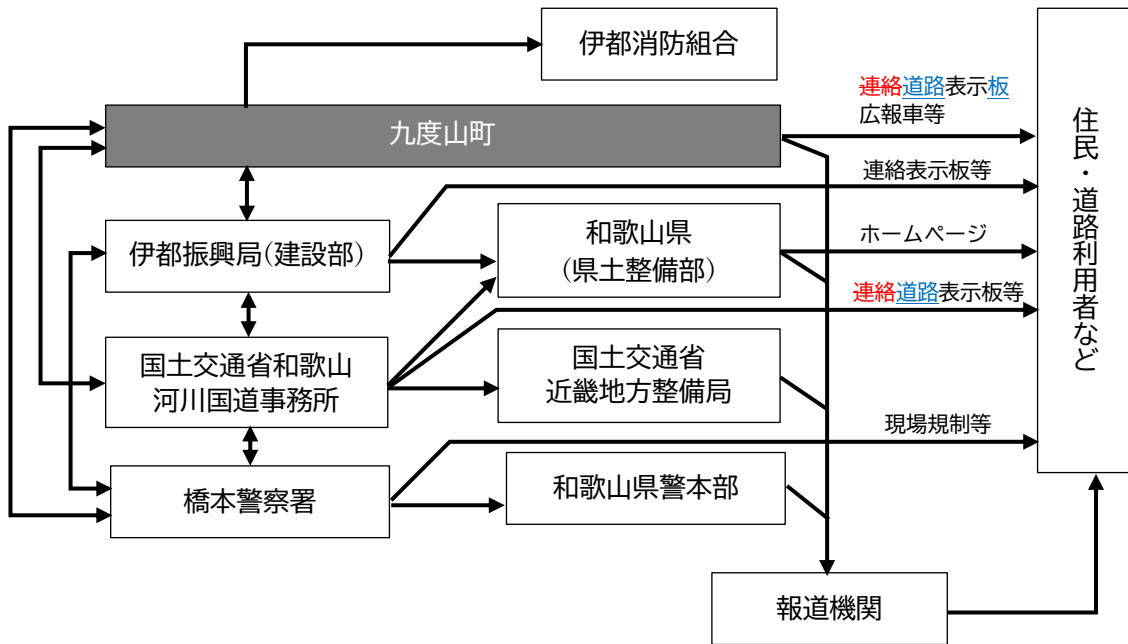
規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者は、迂回路の明示、代替交通手段につ

いての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

(8) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

ア 系統図



イ 報告事項

各関係機関は、報告、通知にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 禁止、制限の種別と対象
- (イ) 規制する区域及び区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- (オ) 迂回路その他の状況

(9) 道路の啓開、応急復旧

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、和歌山県道路啓開協議会の設置によって関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。また、道路管理者は、和歌山県道路啓開計画も踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努める。

ア 道路啓開、応急復旧の実施責任者

道路啓開、の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 本部長の責務

- (ア) ほかの道路管理者に対する通報

本部長は、管内の国道、県道等ほかの管理者に属する道路、橋梁等の施設が、崖

崩れ等で危険な状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。

(イ) 緊急の場合における応急復旧

本部長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近の住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

(ウ) 知事に対する応援要請

町は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

第2節 輸送計画

<地域防災課、防災関係機関>

1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、あらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現する。

特に、機動力のあるヘリコプター等の活動を推進する。

2 計画内容

(1) 基本方針

ア 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮して行う。

- (ア) 人命の安全
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

(ア) 第1段階

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(イ) 第2段階

- ① 上記(ア)の続行
- ② **食糧食料**及び水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階

- ① 上記(イ)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品 (家庭動物の飼養に関する資材を含む。)

(2) 実施者

災害輸送は、総務班及び輸送班を中心に行う。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法による。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道等による輸送

- ウ ヘリコプターや無人航空機等による空中輸送
- エ 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

ア 自動車輸送力の確保順位

災害時の輸送に使用する車両は、可能な限り町所有の車両を使用するが、災害の規模や程度等により民間の車両を借り上げて実施する。

なお、不足するときは、伊都振興局に対し、輸送内容その他必要な条件を明示して応援を要請する。

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- (ア) 町、有の車両等
- (イ) ほかの公共的団体の車両等
- (ウ) 営業用の車両等
- (エ) その他の自家用車両等

イ 町における措置

(ア) 町においては、輸送に必要な車両、無人航空機及び要員等の確保については、町計画に定めておく。

(イ) 町の所要車両や無人航空機が調達不能となった場合は、輸送条件を示して支部に応援を要請する。

~~ウ~~ 燃料の確保

~~ウエ~~ 鉄道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保したときで南海電気鉄道株式会社等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。

~~エオ~~ 空中輸送

ヘリコプターの使用については、基本計画編第3編第16章「県防災ヘリコプター活用計画」による。また、自衛隊のヘリコプターの派遣要請も、県本部を通じる~~ものとする~~。

~~ホカ~~ 輸送の範囲

災害救助法が適用された場合の輸送基準は、同法関係規定の定めるところによるが、災害救助法が適用されない場合も含めた災害時における輸送の範囲の概要は次のとおり。

- (ア) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのあるときで、被災者を安全帯に避難させ人命を保護する場合
- (イ) 重症患者等の緊急措置を~~講じる~~講ずる必要の生じた場合
- (ウ) 最も急迫した状態にある被災者を救出する場合
- (エ) 災害のため飲料水を得られない者に対して飲料水を供給する場合
- (オ) 救助物資を被災者に配分する場合
- (カ) 災害のため既に死亡していると推定される死体の捜索及び処理を行う場合
- (キ) 避難所開設のために人員及び資材を輸送する場合
- (ク) 応急仮設住宅、又は住宅の応急修理のために人員及び資材を輸送する場合
- (ケ) 被害家屋から排出されたごみ、汚泥等の非常清掃の場合

- (コ) 復旧資材を遠隔地から一括購入して、被災者に配分するため、一定の集積場所へ輸送する場合

キ 輸送方法

輸送方法については、災害の規模及び被害の程度等によって異なるか、原則としては、可能な限り町所有車両により町単独で実施するように努めるが、その状況により適宜定める。

- (ア) 輸送業者との契約による輸送
(イ) 輸送業者以外の一般、個人に委託して行う輸送
(ウ) 官公署及び公的団体による輸送
(エ) その他、自衛隊等による輸送

ク 費用の限度

災害時において割引運賃が実施される時はその運賃による。その他の場合は原則として国土交通省の認可を受けている料金等による。

第15章 自衛隊派遣要請等の計画

<本部、地域防災課>

1 計画方針

災害発生時における自衛隊の派遣要請についての事項は、自衛隊法によるほか必要事項については本計画による。

2 計画内容

(1) 災害派遣要請前の措置

町長は、災害情報について情報の共有化を図るため、事前に自衛隊に情報提供を行う。その際、必要に応じて災害派遣要請の前から第37普通科連隊に連絡要員の派遣を要請する。

この災害派遣要請前の連絡調整事務は、地域防災課が行うこととし、情報提供の内容は、人的被害、建築物被害、交通被害、ライフラインの状況等とする。

(2) 災害派遣要請基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、生命又は財産を保護するために必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

(3) 派遣の種類

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣

イ まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣

ウ 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

(4) 派遣要請要求

本部長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、「部隊等の派遣要請依頼書（資料編「様式5」参照）」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって振興局を經由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

なお、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び町内の災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

窓口は次のとおり。

陸上自衛隊	
第37普通科連隊長（信太山駐屯地）	
連絡先	0725-41-0090（代表）
	（昼間）第3科（内236～239）
	（夜間）当直指令室（内302）
県防災電話	
第3科	392-400
当直指令室	392-401
FAX（県防）	392-499

(5) 派遣要請不要時の連絡

本部長は、事態の推移に応じ、要請を依頼しないと決定した場合は、直ちにその旨を知事を通じて自衛隊に連絡する。

(6) 自衛隊が災害派遣を行う場合の通知

第37普通科連隊長（陸上自衛隊信太山駐屯地司令）は、知事の派遣要請又は自主的判断により、部隊等を派遣した場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を知事に通知する。

(7) 自衛隊との連絡調整

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

(8) 派遣部隊の誘導及び受入れ態勢

ア 派遣部隊等の誘導

(ア) 町長の要請依頼により、県知事が自衛隊に災害派遣を要請した場合は、県より町及び県警察本部（警備課）にその旨の連絡がある。

(イ) 自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合、被災地への誘導は県警察本部が行う。

イ 派遣部隊の受入れ態勢

(ア) 現地連絡責任者との連絡

県は、部隊受入れ及び作業の円滑を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指揮官との連絡調整にあたらせる。よって町は協力態勢をとる。

(イ) 作業計画及び資材等の整備

本部は、自衛隊の災害派遣を受けた際には、災害の状況、ほかの機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舎等必要な設備を整えるよう配慮する。

(9) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、本部長又は本部長から委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

ア 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止又は退去の命令（災対法第63条第3項）

イ **ほか他人**の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（災対法第64条第8項）

ウ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（災対法第64条第8項）

エ **町民住民**又は現場にある者の応急業務への従事命令（災対法第65条第3項）

なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(10) 派遣部隊等の撤収要請

本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対し、自衛隊の撤収要請を依頼する。事後速やかに、「部隊等の撤収要請依頼書（資料編「様式6」参照）」を提出する。

第16章 県防災ヘリコプター活用計画

<伊都消防組合、地域防災課>

1 計画方針

災害が発生した場合、広域のかつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

県防災ヘリコプターの運航は、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として町等の要請に基づき実施されるものである。ただし、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、総括管理者（県危機管理監部長）の指示により出動する。

(2) 防災ヘリコプターの応援

町長等（伊都消防組合消防長を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

ア 応援要請の原則

町内において災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、町長等の要請に基づき応援する。

- (ア) 災害が隣接する市町等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (イ) 町の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- (ウ) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により次の事項を明らかにして行う。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (ウ) 災害発生現場の気象状態
- (エ) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (オ) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他の必要事項

FAXの場合には、「和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要請書（資料編「様式9」参照）」を使用する

ウ 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター

TEL 0739-45-8211

県防災電話 364-451、364-400

FAX 0739-45-8213

県防災FAX 364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の輸送

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資、人員等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動

キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第17章 相互応援計画

<業務所管各部署>

1 計画方針

災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、県本部のみならず他市町村等に応援を要請し、応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定等を締結する。本町では、令和5年3月に「九度山町受援計画」を策定している。

なお、本町以外で大規模な災害が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。同時に、応援職員等の感染症対策については必要な装備を持たせるなど、万全を期する。

2 計画内容

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

第18章 防災拠点施設活用計画

<業務所管各部署>

1 計画方針

災害に際し、災害応急対策の拠点として、**平常時****平時**には防災に関する**町民住民**の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努める**ものとする**。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進める**ものとする**。

2 計画内容

(1) 県管理広域防災拠点

第4広域防災拠点（伊都地域に配置）

伊都、那賀地域の支援及び県外からの陸上輸送における後方支援の進出拠点
橋本市運動公園（県立橋本体育館含む。）（340,000㎡）

(2) 基幹的広域防災拠点との連携（国管理）

京阪神都市圏における大規模災害発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。

第19章 広域防災体制の計画

＜業務所管各部署＞

1 計画方針

広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、町は平時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

町は、県と連携して関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

また、町が防災関係機関に対し、広域的な応援を要請する場合における応援職員の円滑な受入体制を整備する。

2 計画内容

(1) 関西圏域内の応援体制

町は、県と連携して関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入体制や避難者・傷病者の受入体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。

(2) 県内の応援体制

県内の市町村は、平成25年9月2日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努める。

県内の市町村は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常湧水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努める。

県内の市町村は、災害の規模等に応じて、大規模広域災害時に他の市町村へ広域的に避難することが可能となるよう、関係機関との連携体制を検討するよう努める。

(3) 応援職員の受け入れ

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、旅館等、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 施設災害復旧・復興事業計画

第1節 施設災害復旧・復興事業計画

<施設所管各部署>

1 計画方針

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策を必要とするが、復旧事業の実施にあたっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは関連事業の採用等を考慮しつつ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込む。また、本町の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯等の要素と、被害の原因を検討し、綿密周到な計画を行う。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

災害復旧・復興事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

2 計画内容

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度、検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧・復興事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧・復興事業計画
 - イ 砂防設備復旧・復興事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設復旧・復興事業計画
 - エ 地すべり防止施設復旧・復興事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧・復興事業計画
 - カ 道路公共土木施設復旧・復興事業計画
 - キ 下水道施設復旧・復興事業計画
 - ク 公園施設復旧・復興事業計画
- (2) 農林業施設災害復旧・復興事業計画
- (3) 都市災害復旧・復興事業計画
- (4) 水道施設災害復旧・復興事業計画
- (5) 住宅災害復旧・復興事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧・復興事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧・復興事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧・復興事業計画
- (9) 公立社会教育施設災害復旧・復興事業計画
- (10) 文化財災害復旧・復興事業計画
- (11) その他の災害復旧・復興事業計画

第2節 災害復旧・復興対策

<施設所管各部署>

災害に対する国の財政措置は、次のとおりである。

災害復旧・復興事業費の決定については、町長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて、主務大臣が決定するものであるが、法律又は予算の範囲において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧・復興事業並びに激甚法に基づいて援助される事業は、次のとおりである。

1 財政的措置

(1) 国庫補助及び国の財政措置

- ア 公共土木施設災害復旧—公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による。
- イ 農林業施設災害復旧—農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による。
- ウ 公立学校施設災害復旧—公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法による。
- エ 公営住宅の建設—公営住宅法による。

(2) 地方債に基づく措置によるもの

(3) 地方交付税に基づく措置によるもの

(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

町及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚法の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

2 人的支援

町は、円滑に復旧対策を実施できるよう、必要に応じ、人的支援を行うための技術者の派遣を県に求めるものとする。

また、必要に応じ、国やほかの自治体に対し職員の派遣その他の協力を求める。

激甚法における財政援助

<u>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</u>	<ul style="list-style-type: none"> a <u>公共土木施設災害復旧事業</u> b <u>公共土木施設災害関連事業</u> c <u>公立学校施設災害復旧事業</u> d <u>公営住宅等災害復旧事業</u> e <u>生活保護施設災害復旧事業</u> f <u>児童福祉施設災害復旧事業</u> g <u>老人福祉施設災害復旧事業</u> h <u>身体障害者更生援護施設災害復旧事業</u> i <u>知的障害者援護施設災害復旧事業</u> j <u>婦人保護施設災害復旧事業</u> k <u>感染症指定医療機関災害復旧事業</u> l <u>感染症予防施設事業</u> m <u>堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）</u> n <u>湛水排除事業</u>
<u>農林水産業に関する特別の助成</u>	<ul style="list-style-type: none"> a <u>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</u> b <u>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</u> c <u>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</u> d <u>森林災害復旧事業に対する補助</u>
<u>中小企業に関する特別の助成</u>	<ul style="list-style-type: none"> a <u>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</u> b <u>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</u> c <u>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</u>
<u>その他の特別の財政援助及び助成</u>	<ul style="list-style-type: none"> a <u>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</u> b <u>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</u> c <u>町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</u> d <u>母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</u> e <u>水防資材費の補助の特例</u> f <u>り災罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</u> g <u>公共土木施設、公立学校施設、林道施設、農地等の小災害復旧事業に対する特別の財政援助</u> h <u>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</u>

第2章 災害復旧資金計画

<業務所管各部署>

1 計画方針

町は県及び関係機関と連携し、災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じる講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資を推進する。

2 資金の種類

(1) 農林業関係の資金融通

- ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
 - (ア) 農林業者経営資金
 - (イ) 農林業組合事業資金
- イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）
 - (ア) 農業基盤整備資金
 - (イ) 林業基盤整備資金
 - (ウ) 林業経営維持資金
 - (エ) 農林業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）
 - (オ) 農林漁業セーフティネット資金
- ウ 生活営農資金

(2) 商工業関係の資金融通

- ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設
- イ 災害復旧高度化融資

(3) 福祉関係の資金融通

- ア 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）
 - (ア) 総合支援資金
 - (イ) 福祉資金
 - (ウ) 教育支援資金
 - (エ) 不動産担保型生活資金
- イ 母子父子寡婦福祉資金
 - (ア) 事業継続資金
 - (イ) 住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

- ア 災害復旧住宅資金
- イ 災害特別貸付

第3章 罹災証明発行計画

＜地域防災課、税務課、伊都消防組合＞

1 罹災証明書

罹災証明書は、被災者に対し災害救助法による各種施策、町、税の減免等を実施するために必要であり、地方自治法第2条に定める被災者に関する事務の一環として、被災者の応急的、一般的な救済を目的に、町長が確認できる程度の被害について証明する。

罹災証明書、[被災証明書](#)、罹災証明願の様式などについては、資料編「様式14～19」を参照のこと。

2 罹災証明の対象

罹災証明書の証明範囲は、災対法第2条第1号に規定する災害により、被害を受けた家屋とし、次の項目において証明を行う。

なお、家屋以外のものが被災した場合において、~~必要のあるときには、これに準ずることとするは、被災証明書にて証明を行う。~~

- (1)全壊、流出、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (2)火災による全焼、半焼、水損

3 罹災証明書発行システム

罹災証明書の発行システムは、今後のデジタル化の状況に鑑みて、費用対効果を踏まえて導入を検討する。



第4章 災害復旧・復興計画

<業務所管各部署>

災害からの復興は、被害者の生活再建を支援し、災害の再発防止を配慮しながら施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1 災害復興方針及び計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な被害が発生した場合の災害復興は、複雑かつ高度な大規模事業となる。そのため町は集落・産業・生活復興等に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制等に関する事項について計画を策定する。

(2) 復興計画策定委員会

復興に関する基本方針等を検討・推進するため、必要に応じ町関係課・室の職員、防災関係機関及び学識経験者等から構成する復興計画策定委員会を設置する。

2 災害復興事業の実施

県及び関係機関・団体並びに町民・住民・事業所等と協力し、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。